

平成20年度  
『杉並区外部評価委員会』  
報告書

平成21年3月



杉並区

## はじめに

「杉並区外部評価委員会」は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として区長からの委嘱を受け、平成14年9月に発足しました。今年度の行政評価は、平成11年度に開始した事務事業評価から数えて10回目、外部評価は7回目となり、杉並区の行政評価制度は一定のスタイルを確立してきました。

今年度の行政評価においては、予算と行政評価の事業単位を統一したことに伴う、新たな事業単位（平成20年度予算の事業単位）に基づき評価を行うなど、予算・決算と行政評価の関係をより明らかにする仕組みを目指している点は評価に値します。また、区民への郵送及びインターネットによるアンケートを実施するほか、行政評価報告書で過去の外部評価に対する対処結果を掲載していますが、今後も区民への説明責任を果たしていくとともに、より一層開かれた区政運営を目指す必要があります。

本報告書では、杉並区に対する改善すべき事項を指摘しておりますが、こうした当委員会の報告が区政の発展に寄与することを願いつつ、ここに平成20年度外部評価の結果を報告します。

平成21年3月

杉並区外部評価委員会委員一同

# 目 次

## 第1章 平成20年度外部評価の概要 ..... 1

- 1 評価対象 ..... 1
- 2 評価視点 ..... 2

## 第2章 杉並区行政評価制度に関する提言 ..... 3

- 1 予算編成等との連携の確保 ..... 3
- 2 施策の枠組みの再整理と適切な成果指標の設定 ..... 4
- 3 協働・委託等への取組み ..... 4
- 4 区民アンケートへの取組み ..... 4
- 5 二次評価の充実 ..... 5
- 6 職員の意識の向上と組織の活性化 ..... 5
- 7 さらなる発展のために ..... 6

## 第3章 平成20年度外部評価結果のまとめ ..... 7

- 1 施策の方向性 ..... 7
- 2 外部評価結果(概要)一覧 ..... 8
- 3 政策・施策評価に対する外部評価結果 ..... 16
- 4 区民アンケートに対する外部評価結果 ..... 78
- 5 財団等経営評価に対する外部評価結果 ..... 90
- 6 行政評価に対する総括意見 ..... 95

## 資料編

- 資料1 政策・施策の体系 ..... 98
- 資料2 外部評価委員会委員名簿 ..... 100
- 資料3 平成20年度外部評価委員会の活動 ..... 100
- 資料4 杉並区外部評価委員会設置要綱 ..... 101

# 第1章 平成20年度外部評価の概要

今回の外部評価は、平成19年度に区が実施した政策、施策及び財団等の経営に対する区の内部評価(平成20年5月～9月にかけて実施)について、杉並区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」)が第三者の視点から再評価を行ったものである。

## 1 評価対象

限られた時間と労力の中で、杉並区が行っているすべての政策、施策、事務事業に対する行政評価と、区が財政的な支援などを行っている9団体に対する経営評価のすべてを対象に外部評価を行うことは、困難である。そこで、一定の政策・施策を抽出して検証することでも、合理的な検証を行うことは可能であると考え、下表のとおり実施した。

### < 評価対象数 >

	政策	施策	事務事業	財団等
内部評価対象数	22政策	74施策	606事務事業	9団体
外部評価対象数	6政策	25施策	-	5団体

#### (1) 政策・施策評価

杉並区は、各部に二次評価部門を設置し、各課が行った政策・施策評価に対して二次評価を実施している。また、行政評価への区民参画の一環として、区民による評価をアンケートにより実施している。外部評価委員会では、その効果を検証し、課題の洗い出しと今後の方向性を示すために、政策については各分野から一つ、施策については政策を構成する全ての施策を評価対象として選定した。評価にあたっては、施策を構成する事務事業を参照し、事務事業、施策、政策を体系的に評価した。

#### (2) 財団等経営評価

杉並区が出資や財政支援、人的支援などの援助を継続的に行っている団体から、各委員が1団体を選択し評価対象とした。

## (参考)財団等経営評価に対する外部評価

団 体 名	外部評価実施団体			
	17年度	18年度	19年度	20年度
財団法人 杉並区勤労者福祉協会				
財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団				
財団法人 杉並区スポーツ振興財団				
社団法人 杉並区シルバー人材センター				
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会				
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク				
杉並区文化・交流協会				
杉並区文化協会				
杉並区交流協会				
杉並師範館				

## 2 評価視点

外部評価では、区や財団等が実施した内部評価などを基に、それぞれの事業目標の達成に向けた効率的かつ計画的な取り組みがなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価した。

### (1) 政策評価・施策評価

行政運営には、事業ごとの目的を明確にし、目標を設定して計画的に取り組むことが求められる。そこで、外部評価では、“施策の成果指標の設定と取り組み状況は適切であるか”“協働等によってサービスの質の向上や効率化に努めているか”“区民アンケートの結果から住民ニーズにあったものであるか”“今後の施策の方向性はどうか”などを視点に評価した。

### (2) 財団等経営評価

財団等の団体は、それぞれ設立の趣旨や目的に沿って、公平性を持って活動してきた経緯がある。しかし、社会状況の変化に伴い、財団等の存在意義や目指すべきものは、当然に変化していかなければならない。外部評価委員会では、補助金支出など区の財団等への関与の必要性や財団等が社会情勢を的確に捉え、中長期的な戦略に基づき、“真に行うべき事業を選択して行っているか”“質の高いサービス提供に努めているか”“経営の効率化は進んでいるか”“安定した経営基盤の基に自立性を高めているか”などを視点に評価した。

## 第2章 杉並区行政評価制度に関する提言

杉並区の行政評価は、平成11年度の制度導入当初から、より充実した内容になるよう見直しに取り組み、毎年度着実に改善が加えられてきている。

平成17年度から区民アンケートにより区民による評価を実施するほか、平成20年度予算から予算と事務事業評価の事業単位を一致させ、平成20年度の行政評価においては、この新しい事業単位で実施するなど、絶えず見直し・改善を図っている前向きな姿勢は評価できる。

また、杉並区が独自に取り組む「杉並行政サービス民間事業化提案制度」や、指定管理者制度の導入など、協働や民営化・民間委託の推進において、行政評価の結果が活用され、行政評価と区政改革を連動させる仕組みが定着してきている。

人口減少社会が到来し、少子高齢化が急速に進展する中で、区民が望む地域社会をつくるため、行政は区民ニーズを的確に捉え、効率性が高く、質の高い区民サービスの提供に向けた取り組みが今まで以上に求められる。

本章では、外部評価の実施結果を踏まえながら、引き続き改善が必要であると考えられる課題を指摘する。

### 1 予算編成等との連携の確保

杉並区の行政評価において、長年の課題となっていた予算・決算の事業単位と行政評価の事業単位の不一致を改善すべく、事業の再編を行い、平成20年度予算から事業単位を統一した。そして、区は、昨年度の本報告書の提言を受け、平成20年度行政評価において、この新たな事業単位での評価を前倒して実施している。これにより、行政評価と決算が一体的に行われ、また予算編成にも連動される仕組みが完成し、PDCA サイクルの明確化や、行政の透明性の一層の向上が期待される。また、平成21年度に新しい公会計制度が導入されるが、これにより、より深い財務分析が行われることが期待される。

今後、これらの効果を最大限に活用し、区民にとってより分かりやすい情報が公表されるよう検討されたい。

## 2 施策の枠組みの再整理と適切な成果指標の設定

杉並区の行政評価は、「杉並区基本計画」の体系に基づき、政策、施策、事務事業の3階層の構成となっているが、政策、施策、事務事業は、それぞれが目的と手段という関係にあり、その関係を踏まえて評価を進めていくべきものである。

事務事業の数は、この間、事務事業評価を通じた見直し、より評価に適した事業単位への整理、前述の事業再編などの取組みにより、平成11年度の1,222事業から20年度には606事業と大幅に減少した。これらの取組については評価に値するが、一方で、施策を構成する事務事業が大きく減少した結果、一部に施策評価と事務事業評価のそれぞれの役割がやや曖昧になっているものや、施策間で内容に一部重複が見られるものもある。

政策、施策、事務事業の各階層の役割に適った評価を行ううえで、今後、適切な時期に施策の枠組みの再整理が行われることを期待する。

また、施策と事務事業の成果指標について、杉並区では、これまで一定の見直しを行ってきたが、施策や事務事業の目的を的確に示すという視点から、引き続き適切な指標の設定を期待する。

## 3 協働・委託等への取組み

杉並区は、平成22年度までに区の事務事業の6割を協働や民営化・民間委託で実施するという目標を掲げている。平成16年度から事務事業評価表の項目に、協働等の項目を新設するなど、目標達成のためのツールとして行政評価を活用しており、協働・委託等は着実に進展している。引き続き、質の高い住民サービスを効率的に提供するという視点に立った取組みが進められることを期待する。

## 4 区民アンケートへの取組み

平成17年度から、区民アンケートを行っており、区が行う「自己評価」と「二次評価」、当委員会による「外部評価」、行政サービスの受益者である「区民による評価」という多角的な視点による評価の体系が出来上がり、行政評価システムとしては一つの完成された形に近づいている。

行政評価には、区民による評価は欠かせないものであり、アンケートは区民感覚を知る貴重な客観的データの収集手段であるとともに、区民が区政に関心を持ってもらうための有効な取組みでもある。

より多くの区民が区政に参加できる仕組みづくりや、世代別、家族構成別など、回答者の属性による分析を行うなど、引き続き実施方法や分析の見直し・改善が

望まれる。

## 5 二次評価の充実

各分野の部長を中心とした管理職により構成される「二次評価部門」において、政策・施策の二次評価を実施しているが、各部において、政策・施策・事業の有効性、今後の方向性などについて、ディスカッションし、評価を行うことは、大変有意義なことである。二次評価部門においては、各部の主体性を発揮し、政策・施策について、適切な評価を行い、部が目指すべき方向性を明確に示していくことが求められる。特に政策評価と事務事業評価を繋ぐ役割を担う施策評価の方向性については、二次評価による方向性がより区民にとって分かりやすくなるような工夫が望まれる。また、二次評価と部配当予算の連動が図られているかなどの検証も必要である。

二次評価の意義を高めるためにも課題を整理し、引き続き充実に向け検討していくことを期待する。

## 6 職員意識の向上と組織の活性化

平成17年度の外部評価において、区は経営改革に積極的に取り組み、大きな成果を上げている一方で、区政チェック指標のひとつである、「区職員のやる気指数」が下降を続けていることに対して、緊急に解決すべき課題ではないかと指摘した。職員のやる気指数は、平成14年度の85%から、18年度には68%まで下降を続けたが、19年度は78.3%となった。

『区民が満足するサービス』を提供するためには、職員一人ひとりの前向きな取り組みが必要であり、そのためには職員の“やる気”は、不可欠なものである。

引き続き職員の意欲向上と組織の活性化のために必要な対応策が講じられることを期待する。また、行政評価についても義務的な意識ではなく、業務の改善に結びつけるという明確な目的意識を持って取り組んでいるかなどを検証し、職員がより前向きに取り組めるよう改善を行う必要がある。

## 7 さらになる発展のために

行政評価報告書は、数値比較やグラフ化など、区民に分かりやすいものとなってきているが、より多くの区民の目にとまるように一層の工夫が必要である。

杉並区の行財政改革への取組みは、全国の自治体の中でも最先端にあると評価できる。

今後も、常に職員が改革意識を持ち、五つ星の区役所を目指した区政経営が望まれる。

当委員会のこの提言が区政運営に活かされ、杉並区政がさらに発展することを心から期待したい。

# 第3章 平成20年度外部評価結果のまとめ

## 1 施策の方向性

杉並区の施策評価では、成果指標を掲げ、その達成度や区民の満足度、コストなど様々な角度から事業の評価を行なっている。これらを総合的に評価して、さらに施策の方向性として下記の6項目に、施策を分類している。

今後の施策の方向性は、次年度以降の事業のあり方に大きな影響を与えるもので、外部評価委員会でも重ねて同様の評価を行うものである。

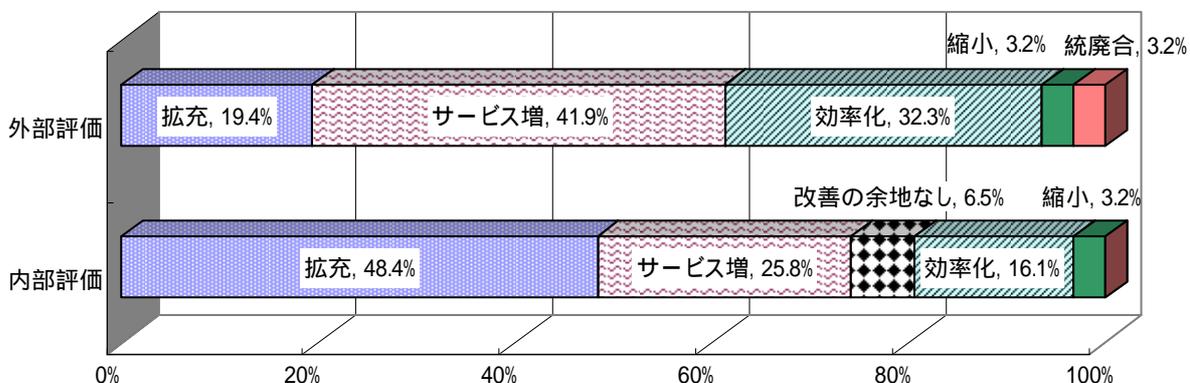
### < 施策の方向性 >

- 拡充・・・コストを増やして、成果をさらに上げるべきもの
- サービス増・・・コストはそのまま、成果をさらに上げるべきもの
- 改善の余地なし・・・コスト・成果ともに現状を維持すべきもの
- 効率化・・・コストを減らして、成果を維持すべきもの
- 縮小・・・コストを減らして、事業規模を縮小すべきもの
- 統廃合・・・抜本的に見直して、廃止か他の事業と統合すべきもの

### < 施策の方向性の評価結果 >

	外部評価	内部評価
拡充	6	15
サービス増	13	8
改善の余地なし	0	2
効率化	10	5
縮小	1	1
統廃合	1	0

施策評価の内部評価・外部評価結果グラフ



## 2 外部評価結果（概要）一覧

### （1）政策・施策評価に対する外部評価結果

政策	施策	対象名	ページ	内部評価	外部評価
2 安全で災害に強いまちをつくるために			16		
	9	災害に強い都市の形成	18	拡充	サービス増
	10	水害対策の推進	20	拡充	効率化
	11	防災力の向上	22	拡充	サービス増
4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために			24		
	16	環境施策の枠組みづくり	26	拡充	サービス増
	17	ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	28	拡充	サービス増
	18	環境配慮行動の推進	30	拡充	サービス増
	19	公害の防止	32	サービス増	サービス増
	20	ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上	34	効率化	統廃合
8 安心してらせるために			36		
	101	国民健康保険事業の運営	38	サービス増	サービス増

外部評価（要約）	対処方針（要約）
<p>・区政以外の都や国の政策及び区民側の対応を含めた全体像がわかるような記載が期待される。</p>	<p>・地域防災計画の見直しの中で、災害・被害の想定や区・区民・事業者の役割、国・都との連携関係などを精査し、明らかにしていきたいと考えます。また、日頃の取り組みにおいて、関係部署との連携を密にして地域とのつながりを強めていきます。</p>
<p>・計画と実績の事業費に3割程度違いがあるが、その要因が記載されていない。 ・成果目標として密集事業の進捗度をとるには疑問がある。100%の進捗で不燃化率が49.2%である。</p>	<p>・計画と実績に大きな差がある場合、事務事業評価表だけでなく施策評価表においても特記事項欄に記入するよう努めます。 ・密集事業の目的は不燃化だけではなく、道路・公園等の整備にも力点が置かれていることを考慮すると、成果指標として妥当であると考えます。</p>
<p>・区と都の連携が十分配慮されているとされるとされるが、どの程度の水害に耐えられるようになっているか。 ・投資的経費が大幅に減の反面、委託費が3倍程度になっている理由の記載がほしい。</p>	<p>・河川の50mm/h対応へ向けた改修や、下水道の貯留管設置のため、今後も都と連携を図っていきます。 ・平成17年度から18年度に行った水防情報システムの大規模改修等が完成し19年度は投資的経費が減ったが、システムの改修や新設後の維持補修費が増加した為、委託費が増えています。</p>
<p>・要援護者支援について対策が遅れている。住民やNPO団体とのネットワークを活用した要援護者支援の充実が必要である。要援護者のネットワークによるカバー率などの指標を追加したほうがよい。</p>	<p>・災害時要援護者支援対応については、19年度から、震災救援所運営連絡会を地域の支援の拠点として位置付け、態勢の強化・支援を順次拡大しています。指標についても現指標との整合を勘案しながら検討してまいります。</p>
<p>・公害等防止に係る内容としてNO2の削減しか掲げられていないが、区が率先してもしくは独自に対応可能な今日的な公害問題についても検討されることが望まれる。 ・政策目標と当面の成果目標とが必ずしも対応していない。具体的には政策目標3（区民等が環境に配慮した行動が自然にとれるようにする）に対応する成果目標が欠落している。</p>	<p>・代表的な大気汚染物質である二酸化窒素を掲げましたが、今日的な公害問題である有害化学物質や近隣迷惑行為など、区として対応しているものもあります。 ・政策目標3には「成果目標1(CO2の削減)」が対応します。これは、区民等の様々な環境配慮行動の結果により可能となるものであることから、政策目標3の達成状況を示すものと考えています。</p>
<p>・環境基本計画と他の環境関連計画との関係性、各種環境政策手法の開発とそれらの総合的かつ有機的な活用、各主体の責務分担や協働のあり方が適切に整理・検討されて初めて環境施策の枠組みづくりにつながるものと思われる。</p>	<p>・現在、環境清掃審議会で審議されている環境基本計画の改定については、策定後の社会情勢の変化や「杉並区基本計画」等との整合、関係法令等に基づく新たな課題などに的確に対応を図っていく予定です。</p>
<p>・発生抑制 リユース リサイクル（マテリアル サーマル）という循環型社会形成に向けた施策の優先順位を明確にした施策目標が掲げられるべきである。本施策においては廃プラのサーマルリサイクルに特に重点が置かれており、発生抑制策が弱い。</p>	<p>・20年度中に策定した一般廃棄物処理基本計画の実施計画である「ごみ半減プラン430」では、ごみの発生抑制に着目し、区民の皆様にごみ減量への協力を呼びかけております。</p>
<p>・環境配慮行動の推進のために必要な各種促進策の実施、環境情報の整備・提供などをバランス良く組み合わせた施策形成が求められる。 ・省エネ行動の推進策として、現行では太陽光発電機器への設置補助のみしか挙げられておらず、施策に乏しい。</p>	<p>・すぎなみ省エネ作戦ホームページを開設済みであり、今後も迅速かつ正確な省エネ関連情報を発信していくこととします。 ・省エネ行動の推進策として各施策を実施し、省エネ意識の向上と実践を推し進めており、継続してまいります。</p>
<p>・化学物質による潜在的／複合的な影響、光害、近隣迷惑行為など、今日的な公害問題への区独自の対応が検討されることを期待する。</p>	<p>・化学物質による複合的な影響等について、国や都の研究結果等を収集し、必要に応じ対応を検討します。国から光害に関する指針が示されていますが、規制までは至っていません。今後の状況をみながら指導を行います。近隣迷惑行為は、他の法令等による規制を精査した上で、必要に応じ対応を検討してまいります。</p>
<p>・施策17とほとんど重複しており、本施策を別途掲げる必然性が不明である。廃棄物の発生抑制からリサイクルを含む適正処理、そして最終処分までは、一連の流れのなかで捉えるべきであり、それらを分断させて位置づけてしまっは、区民から見てもわかりにくく、意識啓発にもマイナスではないか。</p>	<p>・施策評価にあたっては、区民にわかりやすい効果的なものとするため、統合を検討します。</p>
<p>・持続可能な医療・介護制度のために、介護保険制度では平成18年4月より予防重視型システムへ転換が図られ、国民健康保険制度では平成20年4月より特定検診・特定保健指導の導入がなされた。効果の検証が待たれる。</p>	<p>・介護予防事業の周知につとめ、事業の利用率を高めるなど予防重視型システムに重点的に取り組んでいます。 ・特定健診・特定保健指導は、継続的な事業実施により被保険者の健康の維持・向上につながり、事業の検証がなされるものです。本年度は、目標受診率の達成に努めていきます。</p>
<p>・現金主義・単式簿記による従来の公会計制度では問題点が見過ごされてきた感がある。発生主義・複式簿記による新しい公会計制度では、過年度からの累積滞納額の把握が可能となり、かつ貸借対照表にて公表されるため、早期問題解決へ資すると考える。</p>	<p>・累積滞納額の把握については、施策評価表における現年度評価の活動指標には、スペース面での制約から現年度分のみを記載しています。主管課においては、年度ごとの累積滞納額を把握しております。</p>

政策	施策	対 象 名	ページ	内部評価	外部評価
	102	老人保健医療事業の運営	40	縮小	縮小
	103	介護保険事業の運営	42	拡充	サービス増
	104	後期高齢者医療事業の運営	44	効率化	サービス増
	39	地域医療体制の整備	46	サービス増	サービス増
	40	暮らしの安全・安心の確保	48	拡充	効率化
	41	安全で明るい地域社会づくり	50	改善の余地なし	サービス増
<b>9 環境と共生する産業の育成のために</b>			<b>52</b>		
	43	産業振興の基盤整備	54	サービス増	拡充
	44	新しい産業の育成・支援	56	サービス増	効率化
<b>14 地域に関かれ、支えられた教育のために</b>			<b>58</b>		
	59	学校運営への参画	60	拡充	拡充
	60	地域への学校開放	62	改善の余地なし	効率化
	61	学校を核とした地域コミュニティの充実	64	拡充	拡充

外部評価（要約）	対処方針（要約）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度分の保険料収納率及び累積滞納額を記載されたい。</li> <li>・東京都後期高齢者医療広域連合、社会保険庁、区の三者が連携を取り、事務執行の効率化が望まれる。</li> </ul>	<p>引き続き、本事業についても効率的な事業運営に努め、指摘事項については、後期高齢者医療事業で対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域包括支援センターへの運営事業委託料のうち、相談・権利擁護・包括的ケアマネジメント支援に関するものは固定費制となっているが、金額の根拠等を記載されたい。</li> </ul>	<p>・地域包括支援センター運営に関する委託料は、ほとんどが必要な資格を有する職員の人件費です。法定事業を実施する中で、相談・権利・擁護包括的ケアマネジメントの事業全体に占める業務量を積算し、金額を定めています。今後は特記事項の記載について検討します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都後期高齢者医療広域連合が被保険者の認定、保険料額の決定、医療の給付を行い、区は各種届出の受付、保険料徴収を行っている。保険料のうち年金からの特別徴収は年金保険者である社会保険庁が行う。三者が連携を取り、事務執行の効率化が望まれる。</li> </ul>	<p>・資格の得喪等のデータ送付や給付データの国のシステムへの入力等、東京都後期高齢者医療広域連合と関連して業務を行っています。また、社会保険庁とは、データや保険料の納入に関するやり取りを行っているので、今後とも一層連携を深め制度が円滑に進むよう努めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かかりつけ医の普及促進」事業ではかかりつけ医の紹介・相談延べ57件に委託費が808千円かかっており、費用対効果の点から委託事業の見直しが必要と考える。</li> </ul>	<p>・生活習慣病予防やメタボリックシンドローム対策、医療制度改革に伴う在宅医療への移行等を踏まえると、日ごろの健康管理のサポート役として「かかりつけ医」の存在は重要と考えます。今後とも、当該事業の一層のPRに努め、利用者の拡大に努めることにより事業効果を高めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型インフルエンザ」事業において、区民へ食料・マスク等の備蓄の呼びかけや罹患時の行動等の周知徹底を図られたい。また、早急に治療体制の確立が望まれる。</li> </ul>	<p>・新型インフルエンザ対策事業については、引き続き啓発活動等も含めた対策を行っていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内犯罪件数は、平成18年8,886件、平成19年7,520件と減少しているが、空き巣やひったくり・児童を狙った犯罪・振り込め詐欺・交通事故・DV・IT犯罪・薬物犯罪等被害の状況は多岐に亘り、被害の状況に応じ必要な支援は異なると考える。被害者支援を専門とするNPO等との協働を進められたい。</li> </ul>	<p>・地域大学で養成を行った「犯罪被害者支援員」を中心に、協働を進めるための対応を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援融資の利用が前年比25%の大幅減ということだが、日本では若者を中心に起業マインドが薄れて来ているといわれる。新しい産業振興のためにもぜひ、同融資の拡充を望みたい。</li> </ul>	<p>・事業の成功率を高めるために区としても支援策が必要であり、創業セミナーや事業所アドバイザーの派遣を実施し、区内での創業を引き続き支援していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策9にある「創業者支援融資の利用者は前年度比25%減少」とあるが、施策43では「創業融資の貸付件数が増加傾向」と記載されているのは別物の融資なのかどうかまぎらわしく、同じものでないなら、その旨の表記が必要だろう。</li> </ul>	<p>・本施策の「政策への貢献度」の創業融資の貸付件数の記載につきましては、過去5年程度の傾向について評価していますが、今後は誤解を生まないような記述としていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい産業の育成・支援という点では、創業者セミナー、アニメーションは面白い視点ではある。ただ、杉並区とアニメが結びつかないのも事実だ。今後観光政策の柱としていくなら「なぜ杉並でアニメなのか」という視点を明確にし、PRしていく必要があるだろう。</li> </ul>	<p>・今後の施策のあり方として、従来の「アニメのまちすぎなみ」を周知することに重点を置いた施策から、さらにアニメを活用した施策を進めるため、これまでのアニメ施策を抜本的に見直し、新たな方針を定める必要があると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校支援本部」の設置から「コミュニティスクール」へという政策の方向は明確である。しかし、その成果を何をもって評価するかという「業績指標」にはまだ不明確さがある。住民の価値観は多様であり住民満足度のみでは業績目標を定めることはできない。</li> </ul>	<p>・何をもって「業績指標」とするかについて、教育委員会が進めている「学校評価」や「第三者評価」の結果等も踏まえながら検討していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・もともと学校支援本部やコミュニティスクールとは全体として「協働」そのものである。これに対して学校サポーターや土曜学校の参加が増えてきているといっても、まだ絶対量が少ないので、「協働」の実現にはまだ遠しというところ。</li> </ul>	<p>・支援本部を中心とした地域との協働が進むことで、学校を核としたネットワークが広がり、家庭においても、学校・地域との役割分担が明確になることで、家庭で果たすべき教育・子育ての責任が明確になるなどの成果を期待できると考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動指標として公開講座開催回数を挙げているが、参加者数ならまだしも、回数では数も少なく活動指標としての物差しにはなりえない。</li> </ul>	<p>・公開講座については、区が一部分の財政的負担を行い、一定の時期がきたら自主的に運営・活動ができるよう促す制度であり、この事業の活動を利団協の自主的活動に発展させてきている団体もあります。なお、今後、適切に事業の評価ができる指標等を検討をしていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策番号59の「学校運営への参画」と61の「学校を核とした地域コミュニティの充実」が施策として明確に分離されていない。このため施策分析の成果指標は同じような指標であり重複も見られる。</li> </ul>	<p>・今後、各施策評価表の記述をわかりやすくする工夫のほか、「成果指標」の設定についても、見直しを図ってまいります。</p>

18 区政を支える基盤整備		66		
70	内部事務等の適正かつ効率的な執行	68	効率化	効率化
72	行政財産の適切な取得・運営及び維持管理	70	効率化	効率化
73	政治意識の高揚と政治参加の促進	72	拡充	拡充
78	効率的で効果的な組織・体制づくり	74	効率化	効率化
83	危機管理体制の強化	76	サービス増	サービス増

( 2 ) 区民アンケートに対する外部評価結果

対 象 名	ページ	内部評価	外部評価
自転車問題の解決	78	拡充	効率化
ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	80	拡充	サービス増
保育の充実	82	拡充	効率化
NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備	84	サービス増	効率化
豊かな学校教育づくり	86	拡充	拡充
創造的な政策形成と行政改革の推進	88	サービス増	拡充

<ul style="list-style-type: none"> <li>・やや総花的な印象が強い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区政を支える基盤は多様であり、それを政策として一つにまとめていることで、総花的であるとの指摘は否めませんが、間接的な区民サービス施策と直接的な区民サービス施策を整理するなど、説明の工夫と内容の精度向上をめざしてまいります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭団体も含めた事務の見直しと協働化が必要に思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の公会計制度導入によって、外郭団体を含めた連結決算を予定しており、会計事務の透明性の強化の面については改善できると考えられます。今後も、区会計、外郭団体の会計共に明確な計画、報告を行えるよう、努めるものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の取得・運営、維持管理と表記されているが、効率化のためには適切な売却も必要ではないか。時代遅れの施設、不必要となった財産処分こそ効率行政の基本だと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その機能や形態を有しておらず、民有地に占用されている法定外公物（旧水路敷等）について、平成14年度から順次占有者へ売却による処分を進める一方、現在青梅市に所在する旧青梅寮の用地を処分するにあたり、買受希望者と具体的な折衝を進めています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙は、民主主義の基本であり、重要ではあるが、区民、特に若者の意識向上は難しい面がある。</li> <li>・記載されているように若い世代を巻き込んだ推進活動を展開すべきだろう。そのためのイベントづくりも必要だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全選挙人に占める割合が高い若年層（20～30代）に対する啓発活動に課題があることは確かなことです。</li> <li>・今後、内部に積極的な検討体制を設けて、区民の政治意識の向上に向けて現実的かつ効果的な啓発手法の検討に取り組んでいきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事職員の健康診断は、メンタルヘルスの面でも拡充すべきだろう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス対策として、保健師による常時相談の受付や長時間労働者に対する産業医による面談を開始しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の意識向上にも役立つ取り組みを期待したい。</li> <li>・安全パトロールなどは、地域住民も参加した対応が望ましいと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パトロールに加えて、高齢者や防犯自主団体への振り込め詐欺防止のための啓発活動を実施していきます。</li> <li>・安全パトロールについては、地元住民による防犯団体と合同パトロールを随時開催しており、今後も一層の協力関係の強化を図ってまいります。</li> </ul>

外部評価（要約）	対処方針（要約）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車駐輪場の運営経費を低減することで区の財政負担がさらに少なくなるようにできないか検討することが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営経費の低減については、民営補助制度の活用、機械管理の推進、区立駐車場の民営化の検証を踏まえた取り組みを進めます。撤去・保管・処分についても、放置削減効果を維持しつつ経費を低減する方策を検討します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の具体的な行動がいかなる環境保全／環境負荷低減効果につながるのかについて、わかりやすくかつ出来るだけ定量的に可視化（見える化）していくことにより、区民のさらなる行動を引き出していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量の実績をあげるためには、ごみ減量の意義を区民に理解してもらい、実践してもらうことが重要です。そのため、3Rに取組む意義やリサイクルの効果と再商品化の工程等を定量的分析を含め分かりやすく表現し、広報等を通じて区民に周知していく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員割れが続いている区立幼稚園の組織変更を所管課の枠を超えて実施することにより、待機児童の解消や経費節減（定員割れによる逸失利益の解消及び保育料補助金・就園補助金の減額）が図られると考える。</li> <li>・保育園の民間委託化を図り、事業効率を上げ、一層の利用者サービス（病児保育等）を図りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も増加が想定される保育需要に対応していくため、幼稚園の活用のための検討を教育委員会と合同で進めていきます。</li> <li>・引き続き保育園の公設民営化などにより保育園運営の効率化を図りながら多様な保育サービスの提供に努めていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の質も高める方向の施策が今後は必要になってこよう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は既に活動しているNPO等の自主性を尊重しつつ、行政が直接事業展開しない、いわゆる「新たな公共」分野でNPO等が質の高い活動をしていくための支援を強化していきます。そのため、区の支援体制のあり方についても検討を進めていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の負担感としては、現状が限度であるという意識であるので、コストをかけずに内容を「拡充」することが区民の期待である。逆に区政側から見ればコストをかける「拡充」もありうるので、その場合には区民への説明責任が重要なハードルとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストをかける「拡充」事業については、区民の理解が得られるよう説明責任を果たしつつ、コスト感覚を持って事業を推進していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近では「モンスター区民」も多いので、そうした過度の要求には断固たる姿勢で臨むシステム、組織も必要だろうと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、CS調査結果に対するフォロー研修を充実させ、これをおして不当要求への対応なども含め、接客のさらなる向上を図るとともに、窓口対応能力など個々の能力向上を図っていきます。</li> </ul>

### ( 3 ) 財団等経営評価に対する外部評価結果

財 団 等	ページ
財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団	90
財団法人 杉並区スポーツ振興財団	91
社団法人 杉並区シルバー人材センター	92
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	93
杉並区文化協会	94

外部評価（要約）	外部評価（要約）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫茶店を特例子会社へ譲渡したことにより、補助金収入依存度が前年度に比べ6.9%増の81.2%となった。雇用支援事業団の趣旨をPRし、寄付金・賛助金の増加に努められたい。</li> <li>・就労継続支援A型・B型別の就職者数や障害者福祉計画の目標値を記載されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源を確保するため、安全かつ運用益の高い資金運用管理や賛助会員の登録勧奨に努めていますが、収入増を図るうえから今後、委託訓練の検討なども行っていきます。</li> <li>・福祉施設からの就職者数の目標値については、今後の評価表作成の中で検討していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度の経常収支は、ゼロだったが、18年度は4400万円、17年度は934万円の利益があったことになっているが、この余剰金の使途が表からはよくわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度については、財団が補助金収入依存度を低下すべく、収益を区に還元したことにより経常収支がゼロとなったものです。評価表の記載については、今後、工夫していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員収入や会員への報酬などの運営システムに関する説明がないため一般の区民は理解できないのではないかと。</li> <li>・新規の受託件数や会員数の年齢や性別などの内訳も必要と思われる。会員数が増加していない原因を分析できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価表記入方法については、一般の区民が理解しやすいように、活動指標、成果指標等の変更の検討等、見直しをはかる方向で対処します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容がリサイクル推進に重点が置かれているが、長期的な視野をもって事業計画の内容を徐々に拡大し、広く環境保全活動の促進・支援に貢献できるような体制を整えていくことが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画や地球温暖化など環境問題に対応すべく事業内容を充実していくとともに、安定的な収入を確保し、有為な人材を雇用していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑賞事業（直営）型から支援事業型（協働型）にシフトと同時に補助金依存度も低下することが大事である。</li> <li>・文化芸術鑑賞等入場者数のような目標値があった方が区民にとって理解しやすいし経営診断がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チケット販売の受託収入の増を図るなど、一層の経営努力を行っていきます。</li> <li>・主催事業の入場者数に後援事業の入場者を加えた合計数を目標値として設定していきます。</li> </ul>

## 政策 2 安全で災害に強いまちをつくるために

<p>政策目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前に建築された民間建築物の耐震診断等の耐震化支援などにより耐震化を促進し、建築物の安全性を高める。橋梁の耐震補強等により避難路・物資輸送路等を確保し、区民の安全性・利便性の向上を図る。木造住宅密集地域では地域の防災まちづくり計画を策定し、道路・公園等の整備などを行うことにより防災性を向上し住環境を改善する。</li> <li>・河川、水路、下水道などの治水施設の機能強化や、雨水流出抑制対策など総合的な治水対策により水害を減らす。あわせて、民有地内の雨水浸透施設設置を図るとともに、消防署、消防団、市民活動団体等の水防関係機関と協力して水害を防止する。</li> <li>・首都直下地震の切迫性が指摘されている中、区の防災態勢はもとより、地域の防災力をさらに高め、自助・共助・公助の三位一体による防災対策を進める。あわせて、都市型水害に備え、災害対策本部の対応力を向上し、職員参集の連絡を速やかに行う。</li> </ul>
<p>当面の成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度に策定した杉並区耐震改修促進計画に基づき、耐震化率を22年度に76%にする。12年度に策定した橋梁整備計画に基づき、優先整備を行う24橋について、耐震補強橋梁整備率を22年度に100%にする。天沼三丁目地区の密集事業の進捗率を22年度に100%にする。また、阿佐谷・高円寺地域では密集事業の導入に向け地域の防災まちづくり計画を策定する。</li> <li>・建築計画に対して雨水流出抑制対策を図るよう指導し、個人に対しては工事費の助成を年100件を目標に行う。また、合同水防演習を水防関係機関と出水期前に毎年開催する。</li> <li>・防災対策の充実に向け、実施計画事業の着実な推進を図り、区民の「震災・水害対策の理解、認知」「地域における防災活動参加」「家庭内での防災対策実施」の度合いを高めていく。</li> </ul>

### 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化率は、18年度71%、19年度72%と着実に上がっており、22年度の目標達成は可能な状況である。耐震補強橋梁整備率は、18年度75%、19年度96%と順調に伸びており、22年度の目標達成は可能な状況である。天沼三丁目地区の密集事業の進捗率は、18年度89.67%、19年度89.78%であるが、密集事業が21年度で終了予定であることなどを勘案すると目標達成は難しい状況にある。阿佐谷・高円寺地域防災まちづくり計画の策定は、関係部署の合意が整った。</li> <li>・水防関係機関との合同水防演習を行い、水防技術の習得、水防意識等の高揚が図られた。雨水浸透施設助成件数は前年度より倍増した。</li> <li>・家庭での防災対策の実施状況は「懐中電灯の用意」(66.0%)がほぼ7割と最も多く、次いで「携帯ラジオ(テレビ)の用意」(41.3%)、「非常用食料・飲料の用意」(44.3%)、「家族との連絡方法や待ち合せ場所の確認」(35.1%)、「消火器の用意」(29.9%)などの順になっている。また、震災救援所については、81.5%の人が知っている。</li> </ul>
<p>今後の政策目標の方向と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の生命と財産を守り安全で災害に強いまちをつくるために、今後も引き続き各事業を着実に推進していく。</li> <li>・耐震性が劣る民間建築物等に対し耐震化支援策を充実するとともに、区耐震改修促進計画に基づき区立施設の耐震化促進プログラムを作成し、耐震化を促進する。区が管理する道路橋梁群は、今後修繕、架替え等が集中することが予想され、将来の事業費等の集中を避ける観点から、既存橋梁の長寿命化を軸とした「橋梁リフレッシュ計画(橋梁維持補修計画)」に基づき、計画的に事業を進める。木造住宅密集地域では、密集事業等の補助事業などを活用して道路・公園等を整備するとともに建築物の不燃化等を促進する。</li> <li>・雨水浸透施設による処理量は、時間降雨換算で10mmを最終目標とする。総合治水対策の根幹である、河川改修と下水道再構築を積極的に推進するため、都建設局・下水道局と連携して取り組んでいく。また、突発的な出水に備え、地元マンパワーの活用を図る。</li> <li>・実際に被害が発生した場合を想定しながら、区が直接担うべきことと区民や地域、事業者が取り組むべき役割を明確にし、区自身が行う対策(公助)の強化とともに、区民や事業者、地域社会の防災意識を高めることが必要であり、実施計画事業である「防災対策の推進」を着実に進める。また、全小中学校67校に発足した震災救援所運営連絡会において、各震災救援所の運営ルールを作成するとともに、発災時に応急・救護活動が円滑に行えるよう、実践的な訓練等を実施し、災害時の救援活動の拠点としていく。</li> </ul>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>災害に強い安全なまちづくりは区民生活の基盤であり、区政の最重要課題のひとつである。当該年度も地震や都市型水害への対策、地域の防災力の向上など防災対策を着実に進めることができた」と評価できる。</p> <p>平成20年3月には「杉並区耐震改修促進計画」を策定し、区内のすべての建築物を対象に耐震化を進めることとした。区内建築物の耐震化率は72%、防災上重要な区立施設の耐震化率は88%に達し、前年度から向上した。しかしながら、同計画の目標値を達成するためには、一層の施策の充実や区民への啓発等の努力が必要である。</p> <p>水害対策としては、東京都と連携して河川改修や環七地下調節池、和田弥生幹線の事業を進めた。さらに、突発的な集中豪雨に備え、土のう等の事前集積を進めた。また、雨水流出抑制対策として、引き続き雨水浸透施設への助成を進めたが、助成件数は前年度から倍増して100件を超えたことは特筆することができる。しかしながら、同施設についても、その効果を区民にわかりやすく説明し、一層の普及を図っていく必要がある。</p> <p>また、当該年度は、地域防災計画の抜本的な見直しに向け、検討を開始した。3つの基本方針のうち、最優先課題である「区民の人命の保護」について検討を行い、中間まとめを杉並区防災会議に報告した。また、災害時要援護者支援制度については8ヵ所の震災救援所において実施した。これらの取り組みや、震災対策について理解、認知している区民の割合が80%を超えたこと、防災訓練に参加した区民の割合が向上したことは評価できる。しかしながら、近い将来の首都直下型地震が指摘される中、密集市街地対策や建築物の一層の耐震化促進、ライフラインの耐震化など、課題は多岐にわたっており、国や都をはじめとする関係機関と連携し、区民の理解と協力を得ながら、引き続き取り組みを強化することが求められている。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

政策内容への評価	<p>自助・共助・公助の三位一体の視点は重要であるが、施設整備などのハードな施策と災害時対応等のソフトな施策の組み合わせ及び区と都・国との連携関係等を考慮した災害政策が必要である。区民の参加を得るのならば、いかなる災害を想定し、どのような行政分担で行って最終的な防災力の確保を図ろうとしているのか、それによって区民は何をするべきか、どの程度のリスクを想定しているのが明らかにされないと、個々の施策が十分な成果をあげていても安全な都市づくりにならない。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>全般的に目標を達成している指標を活動指標・成果指標として記載している傾向にある。</p>
政策を構成する施策についての意見	<p>構成要素としては問題ないが、区政以外の都や国の政策及び区民側の対応を含めた全体像がわかるような記載が期待される。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在検討を進めている地域防災計画の見直しの中で、災害・被害の想定や区・区民・事業者の役割、国・都との連携関係などを精査し、明らかにしていきます。</li> <li>・日頃の取り組みにおいて、まちづくり、土木、防災、福祉等関係部署との連携を密にして地域とのつながりを強めていきます。</li> <li>・目標の設定については、できる限り高い目標を掲げるとともに、変更も念頭に検討していきます。</li> </ul>
------	--

# 施策 9 災害に強い都市の形成

(上位政策:政策2 安全で災害に強いまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>昭和56年5月以前に建築された民間建築物の耐震診断等耐震化支援などにより耐震化が促進され、建築物の安全性が高まる。橋梁の耐震補強等により避難路・物資輸送路等を確保し、区民の安全性・利便性の向上を図る。木造住宅密集地域では地域の防災まちづくり計画を策定し、道路・公園等の整備などを行うことにより防災性が向上し住環境が改善する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>平成19年度に策定した杉並区耐震改修促進計画に基づき、耐震化率(区内の全建築物に対する耐震性を有する建築物棟数の割合)を22年度に76%にする。平成12年度に策定した橋梁整備計画に基づき、優先整備を行う24橋について、耐震補強化橋梁整備率を22年度に100%にする。木造住宅密集地域である天沼三丁目地区の密集事業の進捗率(全体計画事業費に対する累計実施済事業費の割合)を22年度に100%にする。また、阿佐谷・高円寺地域では密集事業の導入に向け地域の防災まちづくり計画を策定する。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>耐震化率は、18年度71%、19年度72%と着実に上がっており、22年度の目標達成は可能な状況である。耐震補強化橋梁整備率は、18年度75%、19年度96%と順調に伸びており、22年度の目標達成は可能な状況である。天沼三丁目地区の密集事業の進捗率は、18年度89.67%、19年度89.78%であるが、密集事業が21年度で終了予定であることなどを勘案すると目標達成は難しい状況にある。阿佐谷・高円寺地域防災まちづくり計画の策定は、関係部署の合意が整った。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>東京都耐震改修促進計画を踏まえて平成20年3月に策定した「杉並区耐震改修促進計画」により、区立施設を含む区内の全ての建築物の耐震化が計画的、総合的に促進されることとなった。橋梁の補強・改良や維持補修は、震災時における避難路や物資輸送路等の確保、日常の交通安全性や利便性の向上に寄与している。天沼三丁目地区における地域の防災機能を備えた「天沼弁天池公園」の開園は、密集市街地の防災性を向上し、住環境を改善した。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p> <input checked="" type="radio"/> 拡充      <input type="radio"/> サービス増      <input type="radio"/> 改善の余地なし      <input type="radio"/> 効率化      <input type="radio"/> 縮小      <input type="radio"/> 統廃合 </p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>国・都の補助事業で委託できるものや区自ら行う工事請負、委託形式が適切と考える事業は、引き続き業務量が50%以上となるよう委託により企業・個人事業者と協働していく。既存建築物の定期報告や耐震化支援についても、公益法人やNPO法人等に委託し、引き続き十分な実現となるよう協働していく。行政直轄となっているがけ・擁壁改善資金融資事業については、事業の廃止を含めて検討を継続する。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>区は、安全で災害に強いまちを目指しており、災害に強い都市の形成に向け、引き続き各事業を着実に推進していく。耐震性が劣る民間建築物等に対し耐震化支援策を充実するとともに、杉並区耐震改修促進計画に基づく区立施設の耐震化促進プログラムの作成により耐震化を促進する。区道路橋梁群においては、経年化に伴う劣化や老朽化等への対応が同時期に集中することが予測される中で、財政負担を軽減し、安全な橋梁を維持していくために、早急に橋梁リフレッシュ計画(橋梁維持管理計画)に基づく長期延命化措置に着手する。木造住宅密集地域では、密集事業等の補助事業などを活用して道路・公園等を整備するとともに建築物の不燃化・耐震化を促進する。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>安心、安全のまちづくりは区民生活の根本となるものであり、非常に重要な施策である。特に、防災まちづくり事業は災害予防という観点から、事業を円滑に進めていく必要があるが、住民との合意形成のための具体的対応をより明確化する必要がある。また、既存建築物等の適正管理指導事業は、施策への貢献度が大きいとされているが、杉並区耐震改修促進計画の高い目標を達成させるには、事業のPRをより積極的に区民に行う必要がある。橋梁の補強・改良事業については、今後、リフレッシュ計画に制定による費用削減効果を明らかにすべきと考える。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>施策の体系はよくできていると思われるが、木造住宅密集地域の防災まちづくりについては、建て替え実績がゼロであり、より重点整備が必要である。しかし、21年度に事業を終了するとしており問題である。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充    <input checked="" type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>上記密集地域についてはたとえば土地区画整備事業などにより抜本的に不燃化・耐震化を推進する方策を考えないといけませんが、それには民間事業者、住民団体との協議が重要である。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>計画と実績の事業費に3割程度違いがあるが、その要因が記載されていない。また、成果目標として密集事業の進捗度をとるには疑問がある。100%の進捗で不燃化率が49.2%である。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>防災まちづくりはもっと強化すべきであろう。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・木造住宅密集地域の防災まちづくりについては、阿佐谷・高円寺地域において平成22年度から密集事業を導入する予定であり、道路・公園等の整備を行うとともに共同化・不燃化・耐震化を促進していきます。なお、天沼三丁目地区においては、19年度の建替促進助成の実績は良質な賃貸共同住宅への建替えという助成要件を満たすものが無くゼロでしたが、これまでに、宿願であった地区防災公園(天沼弁天池公園)を整備したこと、密集事業の進捗率が約90%に達していること、さらに東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域の指定により不燃化が進むことなどを勘案し、国の補助事業である密集事業の延伸は行いません。</p> <p>・密集事業の進捗率を成果目標としていることについて、密集事業の目的は、不燃化だけではなく、道路・公園等の整備にも力点が置かれていることを考慮すると、交渉のいかに左右されますが、成果指標として妥当であると考えます。</p> <p>・防災まちづくりについては、阿佐谷・高円寺地域において、平成20年度末に区の行政計画として防災まちづくり計画を策定する予定であり、21年度からはこの計画に基づき、密集事業の導入の手続き、建物の耐震化推進のための支援、公募等による地域住民で構成する「まちづくり推進活動組織」の設立などに取り組んでいきます。また、耐震性の劣る民間建築物に対しては、耐震化支援策を充実させていきます。</p> <p>・評価表の記入については、計画と実績に大きな差がある場合、個別の事務事業評価表だけでなく施策評価表においても特記事項欄に記入するよう努めます。</p>
------	---

# 施策 10 水害対策の推進

(上位政策:政策2 安全で災害に強いまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>河川、水路、下水道などの治水施設の機能強化や、雨水流出抑制対策など総合的な治水対策を行う。あわせて、民有地内の雨水浸透施設設置を図る。また、消防署、消防団、市民活動団体等、水防関係機関と協力して水害を防止する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>建築計画に対して雨水流出抑制対策を図るよう指導し、個人に対しては工事費の助成を行う。助成の目標は100件(年)である。 合同水防演習を水防関係機関と出水期前に毎年開催する。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>水防関係機関との合同水防演習を行い、水防技術の習得、水防意識等の高揚を図った。雨水浸透施設助成件数は前年度より倍増した。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>雨水浸透施設は、河川や下水道へ流れ込む雨水を軽減して水害を抑止するだけでなく、地下水を涵養し自然環境を保全する効果がある。水防情報システムにより、住民へ雨量・河川水位などの情報提供が図られている。河川や下水道の基本的な治水施設は都が整備・管理しているため、区の事業で政策への貢献は限られるが、建設局・下水道局と連携して取り組み河川改修・下水道再構築を進めている。合同水防演習を行うことで、水防関係機関や一般住民の水防意識の高揚が図られている。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>区内では、都建設局・下水道局の河川改修・下水道改善計画が進行している。工事の早期完了に向けて今後も連携して取り組んでいく。突発的、局地的な集中豪雨の即時対応は困難である。水害の予想される地域には土のう等の水防資器材を事前配備しているが、地元を活用してもらう態勢が必要である。水害時の対応は、土のう積み、ポンプ排水が主であり、区内の水防業務協力会社との連携を密にして、速やかに対応できる体制をこれからも整えていく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>雨水浸透施設による処理量は、時間降雨換算で10mmを最終目標とする。総合治水対策の根幹である、河川改修と下水道再構築を積極的に推進するため、都建設局・下水道局と連携して取り組んでいく。突発的な出水に備え、地元マンパワーの活用を図る。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>雨水浸透枿助成事業は、基準の見直しにより助成件数が倍増したことは評価すべき点である。ただし、主管課の指摘のとおり、区民にその効果を具体的に分かりやすく示し、今後も助成件数を伸ばすことが必要である。</p> <p>突発的な集中豪雨に備え、排水ポンプ・土嚢の事前配備は行われているが、必要時に区民が自ら効果的に使用できるような方策を速やかに具体化し、実効性ある区民への働きかけを実施すべきである。</p> <p>合同水防演習のみならず、水防体制担当部ごとのきめ細かい職員実践訓練により対応力強化が求められる。</p>
-----------	---

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>区と都の連携が十分配慮されているといわれるとされるが、どの程度の水害に耐えられるようになっていくか、ハザードマップの認知度向上や住宅建築時の指導なども必要ではないか。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input checked="" type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>災害規模や時間的制約を考慮した委託の体制がとられているかの情報がほしい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>投資的経費が大幅に減の反面、委託費が3倍程度になっている理由の記載がほしい。また、床上浸水の戸数は水害の程度で変動するから一定の時間降雨量を超える雨量対応の区域面積・戸数などが適切ではないか。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>雨水浸透施設の助成を受けられる体制を強化するとともに、公正性や負担能力にも配慮することが期待される。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の50mm/h対応へ向けた改修や、下水道の貯留管設置のため、今後も都和連携を図っていきます。日頃の備えに役立てていただくために、ハザードマップについては、平成18年の改定時に全戸配布し、転入者への配布やHP上でも分かり易い位置に掲載しています。また、雨水流出抑制対策については、建築確認申請時に事前協議を行い、浸透施設の設置指導を行っています。</li> <li>・台風・集中豪雨などの雨量情報について、専門業者から速やかな情報収集を行うことで、事前にある程度降雨の予測ができ、災害規模や時間的制約を考慮した委託の体制を図っています。</li> <li>・平成17年度から平成18年度にかけて、水防情報システムの大規模改修や雨量・水位計の新設等を行い、それが完成した為、平成19年度は投資的経費が減りました。反面、システムの改修や新設後の維持補修費が増加した為、委託費が増えています。</li> <li>下水道については、50mm/h対応が整備されています。河川については、都が下流側から、30mm/h対応を50mm/h対応へ向け改修を進めています。改修延長を指標とすることはできませんが、それに対応する区域面積や戸数を改修毎に把握することは困難となっています。</li> <li>・雨水浸透施設助成については、引続き目標達成に向けた精力的な取組みを行います。</li> </ul>
------	---

# 施策 11 防災力の向上

(上位政策:政策2 安全で災害に強いまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>首都直下地震の切迫性が指摘されている中、来る大地震に備え、区の防災態勢はもとより、地域の防災力をさらに高め、自助・共助・公助の三位一体による防災対策を進める。 併せて、大雨に対する備え、特に都市型水害対策を進める。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>防災対策の充実に向け、実施計画事業の着実な推進を図り、区民の「震災・水害対策の理解、認知」「地域における防災活動参加」「家庭内での防災対策実施」の度合いを高めていく。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>・家庭での防災対策の実施状況は「懐中電灯の用意」(66.0%)がほぼ7割と最も多く、次いで「携帯ラジオ(テレビ)の用意」(41.3%)、「非常用食料・飲料の用意」(44.3%)、「家族との連絡方法や待ち合せ場所の確認」(35.1%)、「消火器の用意」(29.9%)などの順になっている。 ・震災救援所については、81.5%の人が知っている。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>首都直下地震が近い将来発生するといわれている今日、地震への備えをし、震災訓練を行い、被害を最小限に抑えなくてはならない。 安全で災害に強いまちをつくるためには、防災力の向上は大きな貢献となる。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p> <input checked="" type="radio"/> 拡充                <input type="radio"/> サービス増                <input type="radio"/> 改善の余地なし                <input type="radio"/> 効率化                <input type="radio"/> 縮小                <input type="radio"/> 統廃合         </p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>これまでの区の震災対策は、事前の備え、発災時の対応、復興支援にいたるまでの全ての業務を区が主体となって直接行うことを基本としてきた。しかし大地震等の災害からの被害を最小限にするためには、区民一人ひとりや事業者、地域コミュニティが「自助」「共助」の意識を高め、震災等への事前の備えと発災時等への対応能力を強化することが不可欠である。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>実施計画事業である「防災対策の推進」を着実に進める。 実際に被害が発生した場合を想定しながら、区が直接担うべきことと区民や地域、事業者が取り組むべき役割を明確にし、区自身が行う対策(公助)の強化とともに、区民や事業者、地域社会の防災意識を高める必要がある。 全小中学校67校に発足した震災救援所運営連絡会において、各震災救援所の運営ルールを作成するとともに、発災時に応急・救護活動が円滑に行えるよう、実践的な訓練等を実施し、災害時の救援活動の拠点としていく。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>区民の防災意識が高まっていることや、災害時要援護者支援制度を8箇所の震災救援所で開始して新たな共助の仕組みを構築していることについては評価できる。今後も、専門的視点を取り入れた抜本的な地域防災計画の見直しをはじめ、災害時要援護者支援制度の普及、緊急部隊の再編も含めた区の災害対応力の向上など、自助・共助・公助の三位一体での防災対策の実効性を高める取組みが求められる。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>防災力の向上は重要な政策であるが、最も事業費が大きい防災施設整備にかかる消火器設置についてはどのような基準で目標値が設定されているかが不明である。また生活用井戸の数は減少しているので、災害時の水需要にこたえるのならばポンプが必要であろう。特に社会的弱者である要援護者支援について対策が遅れている。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充    <input checked="" type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>住民やNPO団体とのネットワークを活用した要援護者支援の充実が必要である。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>委託費の実績が計画より大きく減少していること及び井戸の数の減少の理由を記載することが望まれる。要援護者のネットワークによるカバー率などの指標を追加したほうがよい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>個々の事業が施策体系でどう位置づけられているかを他の施策を含め図式化することが望まれる。また、自助・共助の事業はどれかをわかるように区民に周知することも重要である。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>街頭消火器設置については、杉並区街頭消火器設置要綱(昭和48年2月7日)に基づき、おおむね50～60m間隔で設置することとなっています。現在区内には約、5,600本配置しており、常に使用可能な状態を保つため年1回一斉点検及び清掃を委託し実施しています。また、車による破損やいたずらによる消火器の噴射等に対して地域の方から連絡が入り次第補充を実施しています。</p> <p>生活用水井戸については、相続や宅地化により減少しているため、新たな井戸所有者の発掘や、現在使用していないが機能を保持している井戸への助成金(上限5万円)の活用などにより、災害時に利用できる井戸を少しでも増やしていきます。</p> <p>災害時要援護者支援対応については、19年度から、震災救援所運営連絡会(以下、「連絡会」という)を地域の支援の拠点として位置付け、態勢の強化・支援を一部地域からはじめて、順次拡大しています。また情報については、連絡会と民生児童委員、消防署、警察署が共有しています。民生児童委員による避難支援プランの作成や、福祉施設を緊急的に福祉救援所とするための協定締結及び家具転倒防止器具取付け助成などを実施しています。また、指標についても現指標との整合を勘案しながら検討してまいります。今後は、こうした点を踏まえ評価表の記述を工夫してまいります。</p>
------	---

## 政策 4 環境に負荷を与えない持続可能な成長が可能なまちをつくるために

政策目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区民が空気のきれいな良好な環境の中で暮らせるようにする。</li> <li>2 廃棄物が減量され、資源が循環して利用されるようにする。</li> <li>3 持続可能な地域社会をつくるため、区民、事業者、区が、あらゆる局面で環境に配慮した行動が自然にとれるようにする。</li> </ol>
当面の成果目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 二酸化炭素の排出量について、平成22年度(2010年度)までに平成2年度(1990年度)比で2%削減する。</li> <li>2 自動車等から発生する二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の濃度を0.03ppm程度に減少させる。</li> <li>3 平成24年度、区民一人あたりのごみ量を現状と比較し40%減少させる。</li> <li>4 平成24年度、リサイクル率を43%に高める。</li> </ol>

### 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 二酸化炭素の排出量削減に向けては、啓発活動に基づく区民等の自主的な取り組みだけでなく、地域省エネ行動計画に基づく6つの省エネ作戦を展開し、行政の率先的な取り組みや区民・事業者の積極的な施策への取り組みによって目標の達成を図る。</li> <li>2 大気汚染測定数値は、全体的にはここ数年横ばい状態ではあるが、ディーゼル車規制が実施されたことにより、浮遊粒子状物質(SPM)は横ばい傾向にあり、今後、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)濃度の減少について期待できる。</li> <li>3 区民一人あたりのごみ量については、資源回収、ペットボトル回収量の増加などリサイクル率の向上に伴い、毎年度減少し続けている。</li> <li>4 リサイクル率については、17年度にはじめて20%を超え、その後も上昇傾向が続いている。ペットボトルの資源回収・プラスチック製容器包装の分別回収地域を20年度から区内全域に拡大することで、今後は更に不燃ごみ量の減少とリサイクル率の向上が期待できる。</li> </ol>
今後の政策目標の方向と課題	<p>地球温暖化対策の推進のために、平成18年6月に「杉並区地域省エネ行動計画」を策定し、6つの省エネ作戦として環境配慮行動の展開を図っている。今後も引き続きあらゆる機会を通じ、「地域省エネ行動計画」の普及啓発を図るとともに、省エネビジョンにおけるCO<sub>2</sub>の2%削減の目標達成に向け、区民・事業者とともに、新たなものも含み幅広い事業展開を行っていく必要がある。また、事業の展開に当たっては、区民・事業者の活動の支援として、様々な助成制度や協働事業の展開に考慮することが必要である。</p> <p>廃棄物の減量に関しては、プラスチック製品の資源回収に努めごみ減量を図っているが、平成20年度から開始する廃プラスチックサーマルリサイクルやペットボトルの資源収集により、プラスチック製ごみの大幅な減量が見込まれる。今後は、平成20年度から全国初に施行する「レジ袋の有料化等の取組の推進に関する条例」の円滑な運用や家庭ごみの有料化が課題であるが、実現されればごみの大幅な減量に貢献する。</p> <p>持続的発展が可能な地域社会の構築のためには、高い環境配慮意識に支えられた具体的な環境配慮行動に持続的に取り組むことが不可欠である。今後区としては、区民等が行う環境配慮行動への強力な支援と、あわせてコストを意識した行政活動を進めることにより、省エネ・省資源、リサイクル活動、ごみ減量の取組などが効果的に実践できる”環境先進都市”杉並の実現が可能となる。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>CO2の削減については、区は国の京都議定書目標達成計画を上回る厳しい目標を立て、さらに、「杉並区地域省エネ行動計画」を策定して事業の展開を図っていることは大きな意義がある。今後はさらに、区民や事業者自身の積極的な省エネ行動を促すために、区民や事業者の理解を得ながら具体的な手法を工夫して実践へと結びつけていくことが課題となる。</p> <p>清掃事業については、移管後、職員の大幅な削減、委託の拡大、執行方法の見直し、清掃事業所の整理統合など、一定の成果を挙げた。移管後7年を経過し、諸条件も変化している現在、更なるコスト削減を実行していく必要がある。</p> <p>ごみの減量に関しては、ひっ迫する最終処分場の延命化のために、ごみの減量が23区全体的に求められており、ごみの発生抑制と廃プラスチックサーマルリサイクルなどのリサイクルを効果的に推進する必要がある。</p> <p>リサイクルの推進については、資源回収量そのものの増加が不可欠であるとともに、資源化施設の確保が必要である。今後は、分別の徹底と資源回収の一層の推進を図るとともに、資源化施設の検討が急務である。</p> <p>平成18～19年度は、総事業費では清掃一部事務組合への負担金の増により増加したものの、職員人件費の削減に取り組んだ結果、着実にその削減効果をあげている。今後も、行政コストを意識した事業の展開を図るとともに、環境問題の動きを的確に捉えた施策の展開を図る必要がある。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

政策内容への評価	<p>公害等防止に係る内容としてNO2の削減のみしか掲げられていないが、区が率先してもしくは独自に対応可能な今日的な公害問題についても検討されることが望まれる。詳しくは施策19を参照。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>政策目標と当面の成果目標とが必ずしも対応していない。具体的には政策目標3に対応する成果目標が欠落している。</p>
政策を構成する施策についての意見	<p>施策17と施策20は内容的に重複部分が多く、一体的な施策展開が求められるもので、統合化を検討すべきではないか。もしくは、少なくとも両者のつながりが区民からみても分かりやすいように、整理し提示することが求められる。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>政策内容への評価：公害等防止については、指摘のとおり、当面の成果目標として、二酸化窒素(NO2)の削減のみしか掲げていませんが、これは政策目標1で区民が空気のきれいな良好な環境の中で暮らせるようにするために、代表的な大気汚染物質である二酸化窒素(NO2)を掲げたものです。また、区として対応可能な今日的な公害問題については、有害化学物質や近隣迷惑行為などでは対応しているものもありますが、その他対応可能なものについても、精査した上で、必要な場合にはその対応について検討していきます。</p> <p>評価表の記入方法などについての評価：政策目標3(持続可能な地域社会をつくるため、区民等があらゆる局面で環境配慮行動が自然にとれるようにすること)に対応する成果目標は、「当面の成果目標1(二酸化炭素排出量の削減)」です。この成果目標は、「環境基本計画」で定めた目標の一つであり、政策目標1(空気のきれいな良好な環境の中で暮らせる)に対応しているものですが、同時に、区民等の様々な環境配慮行動の結果により可能となるものであることから、政策目標3の達成状況も示すものとして考えています。</p> <p>政策を構成する施策についての意見：施策17と施策20の施策評価にあたっては、意見にあるように、ごみ・資源行政の一体的な施策展開を行っている中で、区民にわかりやすい、効果的なものにするために、統合することを視野に検討を進めます。</p>
------	---

## 施策 16 環境施策の枠組みづくり

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	環境施策の総合的・計画的な推進と個別施策の効果的かつ円滑な進捗を図り、区民・事業者・行政の協働の取り組みによって、各主体の役割・責務のあり方環境配慮行動を広く地域に定着させる。
当面の成果目標	20～21年度に見直しを予定している環境基本計画について、環境の時代に即した総合的・計画的な環境施策とする。 環境清掃審議会が環境・清掃分野全般に関して、環境配慮行動を推進する立場から、区民等に対して発信できるような運営をする。

### 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	・環境基本計画の見直し(環境保全の普及啓発) 環境基本計画の見直しは、審議会への諮問事項となっているが、審議会委員の改選が20年7月に行われたため、20年9月に諮問を予定している。 また、諮問後、基本計画見直しに関する審議が行われるが、見直し後の計画に関する区民等への発信についても、審議会の役割が期待される。
政策への貢献度	今や環境問題は地球規模での大きな課題として認識されているが、同時にライフスタイルの見直しなど足元からの日常活動の見直しが大きくクローズアップされ、区民・事業者・行政の協働による環境配慮行動の取り組みが今後益々重要となることから、本施策は大きく貢献している。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	環境清掃審議会は2年毎の改選であるが、審議会運営の活性化を図るため、改選時に可能な限り構成を見直す。 パネル展や打ち水については、より広範に呼びかけ周知を徹底する。
今後の施策のあり方	今後、環境・清掃施策はより広く、また深く充実した展開が求められる時代となり、その上で果たす施策の総合的な枠組みづくりは、区民・事業者との協働を進めるうえでも欠かせない仕組みであり、さらに拡充する必要がある。 また、普及啓発に関しても、環境白書の公表やパネル展などを通じて、より一層区民へ環境啓発を行って行く必要がある。

### 【二次評価】

二次評価部門の評価	環境施策の推進には、区民・事業者・行政が協働して取り組むことが不可欠であり、環境清掃審議会での活発な審議をはじめあらゆる機会をとらえて議論し推進する必要がある。 環境基本計画の見直しについても、協働の観点から進める必要がある。
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	環境施策に基本的な枠組みを与え、各種施策を総合的・計画的に推進していくためのツールとして環境基本計画を位置づけ、それを時代のニーズに合うものとして適宜見直していくことは当たり前のことであり、大いになされる必要がある。ただ、その際に、環境基本計画と他の環境関連計画との関係性、各種環境政策手法の開発とそれらの総合的かつ有機的な活用、各主体の責務分担や協働のあり方が適切に整理・検討されて初めて環境施策の枠組みづくりにつながるものと思われる。こうした作業については、コスト増をとまわずに、さらなる成果を上げることが期待される。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	環境清掃審議会は区長の諮問機関であり、各界各層のメンバーから構成されているとしても、環境施策の推進主体とはなり得ないのではないかと。審議会の役割や区民とのつながりを強化・充実させることは良いことであるが、それ以外に、環境施策の枠組みづくりにおいてどのような協働や区民参加のかたちが考えられるのか、より具体的な検討が求められる。
評価表の記入方法などについての評価	環境清掃審議会の役割に期待したり、環境課題への対応の重要性を指摘して本施策が大きく貢献しているとしているなど、所管による自己評価が自己評価足り得ていない。
施策を構成する事務事業についての意見	「環境保全の普及啓発」の指標として環境白書配布部数が掲げられているが、それ以外にも環境関連の各種企画の実施や杉並区の環境政策のあらましを紹介する資料などが考えられるのではないかと。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・現在、環境清掃審議会で審議されている環境基本計画の改定については、策定後の社会情勢の変化や「杉並区基本計画」等との整合、関係法令等に基づく新たな課題などに的確に対応を図っていく予定です。</p> <p>・環境清掃審議会は、区の環境行政の基本的・総合的計画である環境基本計画をはじめ、環境の保全や廃棄物の適正な処理及び再利用の促進に関して必要な事項を調査審議し、答申する機関です。区の環境施策の枠組みや政策の基本的な方向を位置づけるにあたり、極めて大きな影響を与えるものであるため、委員会の運営が中心となっている本施策が政策に大きく貢献していると評価しました。なお、環境施策の具体化や実効性などについての評価は他の環境関連施策において行っているところです。</p> <p>・環境清掃審議会の構成メンバーは学識経験者のほかは区内の各種団体の代表である区民の方で、環境施策の推進についての様々な観点からのご意見を現在いただいております。計画の改定にあたっては、協働の視点から区民の参加に関する様々なご意見・ご提案をいただいております。なお、今後の協働や区民参加のあり方については、審議会の意見・提案を踏まえて、検討していきます。</p> <p>・「環境保全の普及啓発」事業の指標については、当該事業において環境白書の発行のほか、区の環境施策のパネル展示なども実施しており、新たな指標の設定については今後の課題であると認識しております。なお、環境施策の啓発については、施策18をはじめとした他の施策でも展開しており、相互に連携する中で、環境に対する意識の向上を図ってまいります。</p>
------	---

# 施策 17 ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>区民生活や事業活動を環境負荷の少ないものに変え、ごみの発生抑制、資源の再利用・リサイクル・適正処理などについて、一般廃棄物処理基本計画に基づき、区民・事業者・行政が連携して実施していく。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施、プラスチック製容器包装集積所回収とペットボトル集積所回収の区内全域での実施を行い、さらなるごみ減量を図るとともに、新たな資源品目を増やすことによりリサイクル率の向上を目指していく。また、区・区民・事業者が協力連携し、レジ袋有料化等により区内で使用されるレジ袋の削減を推進していく。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施にあわせ、プラスチック製容器包装とペットボトルの区全域での集積所回収を実施した。 これにより、ごみの減量とリサイクルの推進の基盤が整った。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>不燃ごみの大半を占めるプラスチックごみは、資源物として集積所回収を行うとともに、ペットボトルについても区全域集積所回収を実施したことにより、ごみの減量化が進み、リサイクル率の向上に寄与した。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>資源循環型のごみを限りなくゼロにする社会を築いていくためには、民間活力の活用が不可欠である。区民への啓発活動や集団回収支援等、民間の力を活用したリサイクルを進めていく。 区民の意識の中で、環境に配慮する心を醸成し、レジ袋を受け取るのではなく、自主的にマイバックを携帯する区民の増加を図る。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>ごみを限りなくゼロにする社会の構築には、リサイクル率の向上が不可欠であり、そのためにも資源としてペットボトル、びん・缶・古紙回収やプラスチック製容器包装回収をすすめる。さらに、資源品目を増やし、さらなるリサイクル率の向上を図る。同時に過剰包装の抑制を主なテーマとするすぎなみ環境賞の実施などを通じ、ごみの発生自体を抑えていくように区民・事業者と協働しながら、普及・啓発に努めていく。 また、杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例に基づき、対象事業所でのレジ袋有料化等の取組の推進に努めていく。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	ごみの減量を図るためには、ごみの発生抑制と分別の徹底、資源品目の拡大を含めたりサイクルの推進を重層的に組み合わせる必要がある。今後は、レジ袋有料化の実施による、区民の意識やライフスタイルの変化を促しながら、ごみの発生段階からの減量に努めることが、ごみを限りなくゼロにする社会の構築につながっていく。
-----------	---

## 【外部評価】

施策内容への評価	コストと環境保全/環境負荷低減効果の両方をにらみながらも、発生抑制・リユース・リサイクル(マテリアル・サーマル)という循環型社会形成に向けた施策の優先順位を明確にした施策目標が掲げられるべきである。本施策においては廃プラのサーマルリサイクルに特に重点が置かれており、発生抑制策が弱い。また、今後の方向性として、ごみの輸送、分別、再生利用または熱回収、最終処分といったごみのライフサイクルをととした環境負荷を定量的に評価する、いわゆるライフサイクルアセスメント(LCA)的な観点から、資源等の回収とリサイクル率の向上が環境保全/環境負荷低減を進めるうえで優先されるべきなのかも、客観的に評価する必要がある。
今後の施策の方向	○ 拡充      ○ サービス増      ○ 改善の余地なし      ○ 効率化      ● 縮小      ○ 統廃合
協働等への評価	協働等が比較的進んでいる分野であると思われる。各家庭はもとより、中小事業者による協力・取組の推進が今後の課題ではないか。
評価表の記入方法などについての評価	特になし。
施策を構成する事務事業についての意見	レジ袋の有料化等推進条例の施行は、全国に先駆けた取り組みであり、今後の成果が期待される。しかし、レジ袋の削減+マイバック持参率の向上は、あくまでもごみ発生抑制に向けたひとつのシンボリックな取り組みとして展開されるものであり、それ以外のごみ発生抑制策と組み合わせることで全体としての効果が発揮されるものである。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	区は、循環型社会形成推進基本法における、「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「適正処分」という対策の優先順位に基づき、施策を講じてきております。20年度中に策定した一般廃棄物処理基本計画の実施計画である「ごみ半減プラン430」では、ごみの発生抑制に着目し、区民の皆様にごみ減量への協力を呼びかけております。清掃事業では、ごみの安全、衛生的な処理の実施、コスト削減、環境負荷の低減、資源の有効活用の点から評価を行い、積極的に公表を進めます。生産過程から廃棄までをトータルに扱うLCA的な観点からの評価は今後の課題としていきたいと考えます。
------	--

# 施策 18 環境配慮行動の推進

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>地域における環境配慮行動を推進し、区民、事業者、行政それぞれが、日常生活や事業活動を環境の視点から見直すことによって、できるだけ環境に負荷を与えない行動を自然に実践できる地域づくりを図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>区の二酸化炭素排出量を、平成22年度までに平成2年度比で2%削減する。区役所の温室効果ガス排出量を、平成22年度に平成11年度比で10%削減する。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>・杉並区年間二酸化炭素(CO2)排出量 家庭、事業所の排出量は年々増加傾向(平成17年度 1,693kt)であり、目標達成(平成22年度 1,462kt)は大変厳しい状況となっている。 ・環境学習室の年間利用率 目標達成に向けては、貸し出し機材の充実、インターネット環境の整備などの検討が必要である。また環境リーダー養成講座をはじめとする環境学習をより充実させ、環境活動の活性化を促すことも不可欠である。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>太陽光発電機器設置補助などの区民への省エネ行動の普及促進、環境に係る学習機会の整備、また行政の率先した取り組み(ISO14001)など、省エネを柱とした環境配慮行動の推進は、今日の最重要課題である低炭素型社会の実現、ひいては政策の実現に大きく貢献しており、また不可欠な施策となっている。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>環境学習事業の委託化や実行委員会形式による環境博覧会の開催など、相当な部分での協働化が図られている。また省エネ行動の推進においては、広く区民に情報が届くよう、地域や環境団体などと連携しての事業推進が不可欠であることから、今後もより一層、団体などとの協働体制を確立していく必要がある。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>・「杉並区地域省エネ行動計画」に基づく6つの作戦を展開し、二酸化炭素排出量の削減目標に向け様々な手段、団体等の協働により事業を展開していく。 ・区役所の環境マネジメントシステムは、事務執行の効率化を図りつつ継続的改善を推進する。 ・環境学習は引き続き委託により実施し、またカエルくらぶへの補助金はあり方を見直していくとともに、自立を促す。 ・環境博覧会は引き続き実施していくが、杉並清掃工場の建て替えによる実施会場の変更等を想定し、検討をすすめていく必要がある。 ・平成21年度の第6次河川生物調査報告書の発行、5年後の第6次自然環境調査報告書の発行に向け準備を進める。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	地球温暖化対策の推進のために、「杉並区地域省エネ行動計画」は、引き続きあらゆる機会を通じて、広く区民・事業者に普及啓発を図っていくとともに、新たな施策を展開することも必要である。
-----------	---

## 【外部評価】

施策内容への評価	環境配慮行動の推進のために必要な柱としては、環境学習等を通じた意識の醸成、継続的なパフォーマンス改善のためのPDCAサイクルをとまなうシステムの構築、経済的インセンティブの付与をはじめとする各種促進策の実施、環境情報の整備・提供が主なものとして挙げられよう。これらをバランス良く組み合わせた施策形成が求められる。特に地球温暖化対策の推進と省エネ行動の推進策のより一層の充実が必要である。
今後の施策の方向	○ 拡充    ● サービス増    ○ 改善の余地なし    ○ 効率化    ○ 縮小    ○ 統廃合
協働等への評価	協働化が比較的進んでいる分野であるが、今後は区内環境関連団体の育成と協働を積極的に進めていってほしい。
評価表の記入方法などについての評価	すぎなみ環境カエルクラブの補助のあり方を見直す背景・理由がわかるような説明が欲しい。
施策を構成する事務事業についての意見	省エネ行動の推進策として、現行では太陽光発電機器への設置補助のみしか挙げられておらず、施策に乏しい。規制的手法、経済的手法などの複数の政策手法を効果的に組み合わせるといふ、ポリシーミックスの発想が欲しい。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・すぎなみ省エネ作戦ホームページを開設済みであり、今後も迅速かつ正確な省エネ関連情報を発信していくこととします。</p> <p>・平成20年度より省エネ行動の推進策として次の施策を実施し、広く区民等への省エネ意識の向上と実践を推し進めており、今後も継続していくこととします。      本庁舎ロビー等にて月2回程度「省エネなんでも相談窓口」を開設し、区民・事業者に対し正確・効果的な省エネ策を提供します。      町会・自治会などの会合会場に出張し省エネ知識を伝える「省エネ出前ミニ講座」を実施し、省エネ意識の拡大を図ります。      省エネに関する講演会を年1～2回開催します。      営業用自動車にドライブレコーダー・アイドリングストップ装置等を取り付ける事業者に対し助成金を交付し、エコドライブの実践を推し進めます。</p> <p>・すぎなみ環境カエルクラブについては、「環境基本計画」で、同クラブへ一定期間支援を行い、多様な行動プランを区民に提供していくとしていますが、現在では環境団体が36団体と増加し、さまざまな活動を行っていること及び当クラブの設立から6年半を経過していることから、同クラブの自立を促していく契機と考えて、補助の見直しを行うこととしました。      今後、事業等の見直しを行う場合、その背景や理由が評価表からも分かるよう、今後、評価表の記載について工夫します。</p>
------	---

# 施策 19 公害の防止

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>大気汚染や自動車交通騒音、工場などの事業場から発生する騒音・悪臭などの公害の防止を図ることにより、区民の生命、健康、財産等を守る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>大気測定を行っている測定室のうち、二酸化窒素を測定している4つの測定室では、4年連続で大気環境基準を達成しており、この状態を維持していくものとする。また、浮遊粒子状物質を測定している3つの測定室のうち、2つの測定室は、昨年、大気環境基準を達成した。引き続きこれを維持していくとともに、残る1室についても環境基準達成をめざす。 また、自動車交通騒音については、夜間の時間帯において要請限度を超過しているのは、19年度は調査23地点中10地点となり、前年度と比べ3地点の改善が見られた。今後もこれを維持または更に1～2割の地点で1～2dBの減衰を目標とする。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>二酸化窒素については、ここ4年連続して4測定室中4測定室とも大気環境基準を達成し、また、浮遊粒子状物質については、2測定室で環境基準を達成し、1測定室で年平均値が1割低下してきており、当面の目標達成に近づいてきている。自動車交通騒音については、低騒音舗装や低公害車の普及促進などが実施されているが、さらに、緩衝緑地帯や緩衝建築物の誘導、ロードプライシングなどの交通規制対策などが講じられなければ、目標を達成することが困難な状況である。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>大気汚染や自動車交通騒音は、依然、深刻な状況であり、これらの公害を改善していくための基礎的資料を得るための測定調査を実施している。また、区には、騒音や振動、悪臭等の苦情・相談が寄せられているが、これらの問題を解決していくことによって、環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちの実現に直接的・間接的に貢献している。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充      ● サービス増      ○ 改善の余地なし      ○ 効率化      ○ 縮小      ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>大気監視機器の保守点検や環境調査(ダイオキシン調査や自動車騒音の常時監視など)、公害啓発冊子の印刷などを業者委託している。今後とも調査等の事務のうち、可能な調査等を委託していく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>大気汚染や自動車交通騒音等の基礎的資料の収集と苦情・相談の受け付け・処理等の公害の防止施策は、区民の健康や生活環境を守っていく上で欠かせないものであり、また、環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちの実現に貢献しており、今後も継続していく。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>大気汚染などの公害の防止は、環境施策の基本である。しかし、これらの問題については区単独では解決しがたい側面もあるため、ディーゼル車規制やロードプライシングなどの交通規制対策や緩衝緑地帯の設置など、国や東京都の施策と十分に調整しながら当該施策を進めていく必要がある。</p>
-----------	---

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>いわゆる典型七公害以外の、たとえば化学物質による潜在的／複合的な影響、光害、近隣迷惑行為など、今日的な公害問題への対応も視野に入れる必要がある。現行法令上、区に規制権限がないために十分な対応が困難な状況があるが、国や都との連携・調整を積極的に進めていくことに加えて、上述の新たな公害問題への対応については、区独自の対応が検討されることを期待する。</p>
今後の施策の方向	<p>○ 拡充    ● サービス増    ○ 改善の余地なし    ○ 効率化    ○ 縮小    ○ 統廃合</p>
協働等への評価	<p>調査・測定に係る部分の委託推進が中心になるのはやむを得ない。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>特になし。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>施策内容への評価に記述のとおり。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>近隣迷惑行為等の中には現行の公害法令で対応可能なものもありますが、車両の改造による暴走音など、犯罪的なものも含まれており、他の法令や機関による規制が適切なものも少なくありません。それらを精査した上で、必要な場合には、環境課でその対応について検討していきます。また、光害については、これを公害とらえるか、景観やまちづくりの視点からとらえるかなど、意見が分かれるところです。現在、国から光害に関する指針が示されていますが、規制までは至っていないため、今後の状況をみながら指導を行っていきます。化学物質による複合的な影響等については、国や都の研究結果等の情報を収集し、必要に応じ対応を検討します。</p>
------	--

# 施策 20 ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、収集、運搬、保管、再生、処分等の処理をするとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>今年度から廃プラスチックサーマルリサイクル、プラスチック製容器包装、ペットボトル集積所回収を区全域で実施したが、さらなる収集サービスの向上を図るため、平成21年10月から戸別収集を開始する。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>ごみ量は、ここ数年減少傾向にあるなか、杉並区の家ごみを限りなくゼロに近づけていくことを基本目標とした。しかし、日本の経済状況や個人のライフスタイルの変化等により、ごみ量の減少が鈍化することも予測されるため、ごみの分別の徹底を含めたりサイクルの推進、戸別収集の実施や家庭ごみ有料化の実施も視野に入れ、更なるごみの減量を進めていかなければならない。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>午前中収集の強化により、ごみの散乱防止やまちの美観維持に効果を上げている。また、障害者やひとり暮らしの高齢者などに対するふれあい収集や日曜粗大ごみ収集など、多様なごみ収集サービスを進め、区民の利用件数も増加傾向にある。ごみ処理については、サービス向上を図るとともに、ごみ処理事業のコストダウンも図っている。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充      ○ サービス増      ○ 改善の余地なし      ● 効率化      ○ 縮小      ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>今後、可・不燃ごみ収集・運搬作業などについては、民間企業の活用により作業の活性化を図るとともにコストの検証を行い、委託拡大を検討する。また、プラスチックの収集・運搬作業においても、委託を拡大していく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>区は、ごみ・資源の分別の徹底を図るとともに、資源物回収品目の拡大を図りながら、ごみの減量・適正処理を進めていく必要がある。今後、きめ細かな収集サービスの向上を図る一環として、戸別収集の導入に合わせ、ごみ減量・資源化の推進に向けた家庭ごみの有料化を検討する。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>ごみの減量を推進していくためには、第一に、ごみ・資源の分別の徹底を図ることである。区は、資源の回収品目の拡充や集積所回収の実施に伴い、リサイクルの推進や区民サービスの向上を図ってきた。今後は、更なる区民サービスの向上と、ごみの減量を行うために、戸別収集の実施と家庭ごみの有料化に向けた検討が必要となる。また、ごみ処理事業の効率的な体制を維持するには、粗大ごみや資源の収集運搬を民間委託して効果をあげているように、可燃ごみ・不燃ごみの収集運搬についても、民間委託に向けた積極的な検討が必要である。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>施策17とほとんど重複しており、本施策を別途掲げる必然性が不明である。廃棄物の発生抑制からリサイクルを含む適正処理、そして最終処分までは、一連の流れのなかで捉えるべきであり、それらを分断させて位置づけてしまえば、区民から見てもわかりにくく、意識啓発にもマイナスではないか。施策17を本施策に取り込むべきではないか。</p>
今後の施策の方向	<p>○ 拡充      ○ サービス増      ○ 改善の余地なし      ○ 効率化      ○ 縮小      ● 統廃合</p>
協働等への評価	<p>協働等が比較的進んでいる分野であると思われる。各家庭はもとより、中小事業者による協力・取組の推進が今後の課題ではないか。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>特になし。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>レジ袋の有料化等推進条例の施行は、全国に先駆けた取り組みであり、今後の成果が期待される。しかし、レジ袋の削減 + マイバック持参率の向上は、あくまでもごみ発生抑制に向けたひとつのシンボリックな取り組みとして展開されるものであり、それ以外のごみ発生抑制策と組み合わせるとしての効果が発揮されるものである。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>施策評価にあたっては、指摘にあるように、区民にわかりやすい効果的なものとするため、統合を検討します。</p> <p>さらに、小規模事業者を含む事業者のごみの発生抑制を促すよう、商店街古紙リサイクル事業の支援を進めるほか、事業系有料ごみ処理制度の徹底により対応します。また、発生抑制対策については、レジ袋の有料化の取り組みのほか、すぎなみ環境賞による意識啓発に努めます。発生抑制は、最も優先すべき課題ではありますが、生産者の取り組みに負う部分が大きく、国や都に対して、様々な機会を捉えて、拡大生産者責任の考え方の推進を要望してまいります。</p>
------	---

## 政策 8 安心して暮らせるために

政策目標	<p>区民が安心して豊かに暮らせるために、急病時にいつでも医療機関を受診できる体制を整える。</p> <p>食や暮らしなど身近な生活上の安全を確保し、健康危機に対し安全性の高い社会を目指す。犯罪を抑止し、誰もが安心して生活できる明るい社会を築く。</p> <p>国民健康保険被保険者及び高齢者に対し、適切な医療を確保し、健康の維持・向上を図る。要介護者等が、その有する能力に応じ、自立して日常生活を営むことができるようにする。</p>
当面の成果目標	<p>休日夜間の医療体制(救急医療体制)に安心感を持つ区民の割合を70%まで増やす。</p> <p>食品衛生や環境に関連した施設の法令基準適合率を向上させる。</p> <p>杉並区内の犯罪発生件数を減少させる。</p> <p>国民健康保険料の収納率(現年分)を、88%以上に引き上げる。</p> <p>要介護認定者数の65歳以上の人口に占める割合を減少させる。</p>

### 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>救急医療体制に安心感を持つ区民の割合は、50%前後を推移している。</p> <p>環境衛生関係施設における法令基準適合率は、18年度の87%から、19年度には94%に上昇した。</p> <p>杉並区内の犯罪発生件数は、18年度の8,243件から、19年度には7,649件に減少した。</p> <p>国民健康保険料の収納率(現年分)は、86%台で推移している。</p> <p>要介護認定者数の65歳以上の人口に占める割合は、17.4%と若干減少した。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>区民が安心して豊かに暮らせるために、休日・夜間等の急病時にいつでも医療機関を受診できる体制を整えるとともに、心肺停止等の緊急時に即座に対応できるように、地域での初期対応力を向上させていく。</p> <p>食の安全110番など、健康に関わる問題に即応できる体制を普及し、食や暮らしなど身近な生活上の安全を確保していく。</p> <p>安全・安心を地域に広げ、犯罪のない明るい地域社会を築いていく。</p> <p>区民が健やかに暮らせるように、生活習慣病予防に特化した特定健診・特定保健指導を進め、国民健康保険事業を充実させていく。</p> <p>高齢者に、加齢や心身の状況に応じて、健康を維持するために必要なサービスを提供していく。</p> <p>要介護者等が、尊厳を持って暮らしていけるように、日常生活をサポートするとともに、介護予防に向けた取組みを推進していく。</p>

### 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>休日・夜間等の急病時にいつでも医療機関を受診できる体制の整備に努めてきたなかで、急病医療情報センターや小児急病診療などの利用は着実に増加しており、区民の安心確保への貢献度は高いと考えられる。しかし、「救急医療に安心感を持つ区民の割合」は50%程度で横ばい状態にあることから、区の急病医療診療体制全般の周知をさらに強化し、安心感のさらなる向上に努める必要がある。また、平成19年7月に開設した医療安全相談窓口に寄せられる情報を活用するなどして、区の地域医療体制の充実に向けた取り組みをより一層進めることが重要である。</p> <p>また、新型インフルエンザなど感染症対策への関心の高まり、食品偽装等による食への不安の広がりなど、区民はこうした状況において十分な情報提供を求めている。今後とも、情報の提供体制や周知方法に工夫を凝らし、区民一人ひとりの正しい理解を図ることが重要である。</p> <p>平成20年度は、後期高齢者医療制度、特定健診・特定保健指導の創設など、医療制度の大幅な改革がなされた。区民に対しては丁寧な説明を行うことにより、十分な理解を求めていくことが重要であり、制度の持続的な運営に努めていくことが必要である。</p>
-----------	---

## 【外部評価】

政策内容への評価	持続可能な医療・介護制度のために、介護保険制度では平成18年4月より予防重視型システムへ転換が図られ、国民健康保険制度では平成20年4月より特定検診・特定保健指導の導入がなされた。効果の検証が待たれる。民間委託等により、より効率的に成果目標を達成されたい。
評価表の記入方法などについての評価	平成19年の犯罪発生件数は前年に比べ大幅に減少しているが、どのような種類の犯罪が減少したかを明らかにすることで、効果的な施策が明らかとなる。特別会計(国民健康保険・老人保健医療・介護保険事業・後期高齢者医療)においては、他自治体との比較が当該施策の有効性評価に資すると考える。
政策を構成する施策についての意見	地域医療体制においては、救急医療体制に安心感を持つ区民の割合は50%前後に留まっている。区内の救急指定病院の急性期患者の受入状況を検証の上、各救急指定病院の機能を区民へPRする必要がある。感染症対策については新型インフルエンザ発症時対応策を早急に構築するとともに、区民の自助防衛対策を促されたい。老人保健医療が新制度に円滑に進むよう利用者への丁寧な説明が求められる。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【政策内容についての評価】          介護予防事業の周知につとめ、事業の利用率を高めるなど予防重視型システムに重点的に取り組んでいます。          特定健診・特定保健指導については、継続的な事業実施により、その効果として被保険者の健康の維持・向上につながり、事業の検証がなされるものです。初年度である本年度は、目標受診率の達成に努めてまいります。なお、事業実施は民間委託により行っており、委託経費の効率化などをより一層進めていきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】          ご指摘のとおり、犯罪の種類を明確にすることが、より効果的な施策につながると考えています。評価表に記載できる内容に限られるため、評価表には示していませんが、犯罪や非行の種類については把握しており、効果の高い施策となるように努めています。          20年10月の納付センターの開設など、先行自治体の施策等を参考に収納率の向上などに努めてきました。今後も他保険者と情報交換等を密にし、より効果の高い施策を検討して、運営基盤を安定化させてまいります。</p> <p>【政策を構成する施策についての意見】          地域医療体制の整備は、保健福祉計画の改定において、最重要課題の一つとして取り上げています。特に、救急医療体制については、杉並区独自の救命救急体制を構築するため、次の3点を重点として取り組んでいきます。          心疾患等の主要な救命救急ニーズに概ね区内で対応可能な体制の整備          小児の夜間急病ニーズに対応可能な体制の整備          区民等の参加による初期救急対応力の向上          また、今日の救急医療体制が直面するさまざまな課題に対しても、区の総力を挙げて取り組んでいきます。          国及び都の新型インフルエンザ行動計画の改定を踏まえ、区の新型インフルエンザ行動計画の見直しを進めて、引き続き新型インフルエンザ対策に取り組んでいきます。          後期高齢者医療制度の創設、年度途中での数次にわたる改正など、区広報紙やお知らせの個別通知などにより周知に努めましたが、被保険者(高齢者)の方々には混乱が生じました。今後も高齢者にとって、わかりやすく丁寧な説明方法などを検討し、実施してまいります。</p>
------	---

# 施策 101 国民健康保険事業の運営

(上位政策:政策8 安心してらせるために)

<p>施策目標</p>	<p>被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行い、地域保険として社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>保険料収納率(現年分)は、88%以上をめざし積極的な滞納処分の実施をする。電子レセプトシステムを活用し、レセプト点検業務の取り組み強化と医療費通知の内容を新たな視点で改善し、一人あたりの療養諸費の伸び率を毎年3%以内とする。国保加入・喪失についてPRを工夫し、未届け件数の減少を図る。保険料遡及賦課事務や所得申告事務を強化し、保険料賦課額の適正を図る。職員が行う作業は可能なかぎり外部委託し、わかりやすい窓口案内・きめの細かい収納対応などに能力を重点配分する。情報セキュリティマネジメントの適用業務を拡充し、個人情報の保護を徹底する。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>〔国民健康保険〕国保一人あたり医療給付費(地域差指数)は、全国平均と比べ低いいため、今後もこの状態を維持していくよう適正な医療給付に努める。国保保険料収納率は、今般の痛烈な批判や厳しさを増す個人所得の現状のなかで急激に高める得策はないが、粘り強い収納交渉を続けることで滞納者との信頼関係を築いていく。また、確実な収納手段として口座振替による収納の拡大を目指し、口座勤奨を被保険者に行った。さらに利便性の向上のため、コンビニ収納を継続する。また、平成20年10月からは、現年度分の滞納者に対して電話催告による納付を促す納付センターを設置し、滞納金額がかさむ前に納付しやすい環境づくりを行い、結果として目標数値を達成していく。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>国保制度は、相互扶助の理念のもと、医療費の給付と保険料の徴収を行っている。平成20年度から始まった長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が多くの高齢者の不安と不満を噴出させる制度となってしまったが、国保法により運営している国保制度では、現在の厳しい台所事情や複雑なしくみを改善するには、政府が行う抜本的な医療制度改革の実現が不可欠である。同じく平成20年4月から国保保険者においては、生活習慣病の予防を主眼に置いた特定健康診査・特定保健指導が始まった。将来にわたる医療費の抑制のためにも、この特定健康診査・特定保健指導の受診率を高め、被保険者全員が健康で、安心できる保険制度を維持していく必要がある。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充      ● サービス増      ○ 改善の余地なし      ○ 効率化      ○ 縮小      ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>事務処理の軽減のため、電算処理したものの封入封緘業務の委託化、平成20年度から始まった特定健康診査・特定保健指導の共同電算化など、事務の効率化を目指して、積極的に協働を図っていく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>国保制度は、相互扶助の理念のもと、医療費の給付と保険料の徴収を行っている。平成20年度から始まった長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が多くの高齢者の不安と不満を噴出させる制度となってしまったが、国保法により運営している国保制度では、現在の厳しい台所事情や複雑なしくみを改善するには、政府が行う抜本的な医療制度改革の実現が不可欠である。同じく平成20年4月から国保保険者においては、生活習慣病の予防を主眼に置いた特定健康診査・特定保健指導が始まった。将来にわたる医療費の抑制のためにも、この特定健康診査・特定保健指導の受診率を高め、被保険者全員が健康で、安心できる保険制度を維持していく必要がある。</p> <p>また、税制改正により、所得税から住民税への税源移譲が行われ、保険料の賦課資料である住民税が上がり、急激な保険料の上昇を抑えるため、国保独自の激変緩和措置も必要となってきた。</p> <p>こうしたなか、今後もきめの細かいサービスを被保険者へ提供するため、保険料収納の確保を図り、医療費の適正化を目指して、事務処理内容の計画・実施・点検・見直しに努め、保険者としてできる限り、健全な運営を図っていく。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>国保料収納率は、経済状況などの問題を反映して、ほぼ横ばいの状態が続いている。こうしたなか、滞納者へは、きめ細かな対応と粘り強い収納交渉の継続が求められる。また、平成20年度中に設置される納付センターについては、納付の積極的な呼びかけを行うことにより、収納率のさらなる向上と負担の公平化を実現することが期待される。さらに、平成20年度から開始された特定健診・特定保健指導の受診率向上に努め、生活習慣病の予防と早期発見、早期治療により、医療費縮減に結び付けていく必要がある。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>平成20年4月より世代間の財政負担の不公平解消及び持続可能な医療制度構築のため、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した。国民健康保険（一般・退職）の給付等件数は増加しており、また、老人保健対象者を除く国保加入者1人当たりの費用額も増加傾向にある。平成20年4月からの特定健康診査・特定保健指導が導入された。医療費抑制効果の検証が待たれる。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充    <input checked="" type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>近年の国民健康保険料収納率は86%台となっている。平成20年10月より現年度分の国民健康保険料滞納者に対して納付を促す民間委託による杉並区納付センターが設置される。収納率の向上が期待される。現金主義・単式簿記による従来の公会計制度では問題点が見過ごされてきた感がある。発生主義・複式簿記による新しい公会計制度では、過年度からの累積滞納額の把握が可能となり、かつ貸借対照表にて公表されるため、早期問題解決へ資すると考える。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>国民健康保険一般移送費の支給事業において、5件109千円の事業費執行に職員数0.5人が貼り付けられている。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>資格喪失届出のため、本庁の国民健保課・国民年金課・介護保険課を回るのに同内容の説明・確認等で半日要した。区民の利便のため、受付担当課より関係各課へ資料の回送処理での対応が望まれる。その後、死亡者宅へ国民健康保険料の請求や国民健康保険料口座振替済通知書が正確定申告期限をすぎた年度末に送られた。課の窓口は区民との接点であるから、区民にとって親切かつ効率的な対応が望まれる。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【協働等への評価】への記載について 累積滞納額の把握については、施策評価表における現年度評価の活動指標には、スペース面での制約から現年度分のみを記載しています。主管課においては、年度ごとの累積滞納額を把握しております。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】への記載について 一般移送費の支給件数は5件ですが、移送費事業制度への問い合わせなど数値に表れない対応も数多く行っています。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見】への記載について 関連する部署との連携については、現在も行っていますが、今後はより一層の連携を図り、利便性の向上を図っていきます。</p>
------	--

# 施策 102 老人保健医療事務事業の運営

(上位政策:政策8 安心してらせるために)

施策目標	老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上及び老人福祉の増進を図る。
当面の成果目標	・高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする。 ・高齢者は、加齢、心身の状況等に応じ、老後における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられる。

## 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	受診回数、医療費の適正化が概ね達成されている。
政策への貢献度	高齢者の健康を保持する為、適切な医療の提供が行われ、施策への貢献度は大きい。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input checked="" type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	20年4月からは、後期高齢者医療広域連合が保険者となり新たな医療保険制度が発足するので、老人保健は、20年3月以前の医療等について事務を行う。
今後の施策のあり方	今後3か年は、老人保健医療事業の運営は実施される。

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	新たな高齢者医療制度の創設により、老人保健法による医療給付制度は後期高齢者医療制度へ移行した。事務処理は平成22年度まで存続することとなっており、その処理にあたっては、遺漏のないよう適切に実施することが求められる。
-----------	---

## 【外部評価】

施策内容への評価	世代間の財政負担の公平化を図り、持続可能な医療制度の構築のため、老人保健医療制度は平成20年4月より後期高齢者医療制度へ移行した。平成22年をもって老人保健医療特別会計は終了する。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input checked="" type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	診療報酬の審査は東京都国民健康保険団体連合会に委託されている。
評価表の記入方法などについての評価	制度移行のため、「施策104後期高齢者医療事業の運営」にて記載。 施策104の評価内容 賦課・徴収は個人単位に変更された。現年度分の保険料収納率及び累積滞納額を記載されたい。）
施策を構成する事務事業についての意見	制度移行のため、「施策104後期高齢者医療事業の運営」にて記載。 施策104の評価内容 東京都後期高齢者医療広域連合が被保険者の認定、保険料額の決定、医療の給付を行い、区は各種届出の受付、保険料徴収を行っている。保険料のうち年金からの特別徴収は年金保険者である社会保険庁が行う。三者が連携を取り、事務執行の効率化が望まれる。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	引き続き、本事業についても効率的な事業運営に努め、指摘事項については、後期高齢者医療事業で対応します。
------	---

# 施策 103 介護保険事業の運営

(上位政策:政策8 安心してらせるために)

施策目標	要介護者等の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるようにする。
当面の成果目標	予防給付利用率を10%増加させる。また、介護予防事業では事業の見直しや新しいサービスの実施など事業の拡充を図ることにより、要介護等認定者数の65歳以上の人口に占める割合を17.4%となるようにする。

## 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	予防給付利用率は19年度下半期において約0.5%増加しており、今後も予防給付の普及推進に取り組むことにより、23年度に目標の達成が図られることを目指す。
政策への貢献度	19年10月現在、高齢者数は99,459人に達し、区民の5.4人に一人が65歳以上の高齢者であり、その内、介護保険サービスの利用者は13,760人(地域支援事業利用者を加えると34,587人)となっている。この介護保険サービスの利用者は、制度開始から約2倍に増加しており、老後の安心を支える仕組みとして区民の間に広く定着してきている。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	現在「介護保険事業の運営」事業において実施している協働等の形態は、「実行委員会・協議会」、「事業協力」及び「委託」であり、事務事業の執行の効率化などの観点から協働等は進めることが必要と考えられる。今後も、協働等を進めるにあたり、どのように公平性を確保し、公共性を維持していくのが課題となる。
今後の施策のあり方	区の人口推計によれば、平成22年度には高齢化率は19.4%に達し、高齢化が一層進展する。また、高齢者の認知症や虐待に関する問題が顕在化している。今後は介護保険制度の持続可能性や認知症高齢者への対応等の観点から、介護予防給付の推進、地域密着型サービスの整備や地域ぐるみでの予防を進める関連施策の充実を図ることが必要である。

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>高齢者の介護を社会全体で支え、安心して暮らせる社会をつくるため、要介護(要支援)者に対して必要な保健・医療サービス及び福祉サービスの給付を行うとともに、介護保険制度の健全な運営に努めることが求められている。また、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指すため、認知症予防を含めた介護予防の普及啓発や地域における自発的な活動の育成・支援に取り組む必要がある。さらに、平成20年度の介護保険事業計画の見直しにあたり、平成19年度に実施した高齢者実態調査を踏まえ、杉並らしさを活かした持続可能な介護保険事業を推進する計画の策定が重要である。</p>
-----------	---

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>介護保険制度は平成18年4月に予防重視型システムへの転換・地域包括支援センター設置等の改正が行われた。要介護等認定者は平成19年度17,931名となり、65才以上人口に占める割合が前年比0.3%減の17.4%となっている。予防給付利用者率は前年比3.4%増の57.6%となっている。予防重視システムの効果検証はもう数年注視が必要と考える。介護給付費準備基金の積立額が平成19年度末で1,796,110千円となっており、2009年よりの介護保険料基準額を増加する場合は区民への説明が求められる。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充    <input checked="" type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>地域の介護窓口である地域包括支援センターでは、相談件数が増加している。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>各地域包括支援センターへの運営事業委託料のうち、相談・権利擁護・包括的ケアマネジメント支援に関するものは固定費制となっているが、金額の根拠等を記載されたい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>特定高齢者の介護予防サービスへの参加が低調である。介護認定調査事業において、申請より30日以内に認定処理された件数が70%と前年と比べ大幅に改善された。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>高齢化の進展により、要介護認定者のうち中重度者の割合が増加しています。今後は、医療機関との連携を高めて在宅医療に力を入れていきます。</p> <p>介護給付費準備基金については、第4期事業計画の中で介護保険料を抑制させるため取り崩しを検討しています。</p> <p>地域包括支援センター運営に関する委託料は、そのほとんどが事業を運営するのに必要な資格を有する職員の人件費です。法定事業を実施する中で、相談・権利・擁護包括的ケアマネジメントは継続的事业であり、事業全体に占める業務量を積算し、金額を定めています。今後は特記事項の記載について検討します。</p> <p>特定高齢者の介護予防事業への参加者数について、平成20年度見込みは前年比の4.4%増となっています。今後とも魅力ある事業を計画し、併せて介護予防普及啓発を広く実施することにより、利用者を増やしていきます。</p>
------	--

# 施策 104 後期高齢者医療事業の運営

(上位政策:政策8 安心してらせるために)

施策目標	老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上及び老人福祉の増進を図る。
当面の成果目標	・高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする。 ・高齢者は、加齢、心身の状況等に応じ、老後における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられる。

## 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	
政策への貢献度	高齢者の健康を保持する為、適切な医療の提供が行われるよう、様々な改正を実施したが、世論の動向もあり、制度が安定しない状況である。今後制度が安定し、軌道に乗れば貢献度は高いと思われる。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	印刷物のスケールメリットを活かし都内全区市町村の分を作成したが、きめ細やかさに欠けるため、区の作業量を増やし、被保険者からは分かりにくいと評判が悪い。また、標準システムへの取り込みが日数がかかるなど、問題が多い。
今後の施策のあり方	保険料の軽減策のうち、被用者保険の被扶養者に対する期間限定のものは1年で終了する。政府の新たな軽減策等(20年6月)は、政令改正をし恒久的な対策となる。

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>新たに開始された長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について、医療制度改革の趣旨を踏まえたうえで、区は制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、適切に運営していくことが求められる。平成20年度は制度の創設期であることから、制度の変更をわかりやすく丁寧に説明するなどして、老人保健制度からの円滑な移行を図ることが重要である。</p>
-----------	---

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>老人保健医療制度から後期高齢者医療制度への制度変更に加え、経過措置や軽減措置が段階的に決定され、利用者である高齢者に非常に解り難いものとなっている。利用者に対し、徴収方法・軽減措置・激変緩和措置・高額介護合算医療費等の説明をし、円滑な制度移行を図られたい。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充    <input checked="" type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>東京都後期高齢者医療広域連合が保険者となり、区の役割分担は保険料の徴収・相談業務・保険証の引渡し・加入や資格喪失届出書等各種申請の受付となった。保険料滞納回収については、国民健康保険料と同様に杉並区納付センターに委託した方が事業効率が上がると考える。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>賦課・徴収は個人単位に変更された。現年度分の保険料収納率及び累積滞納額を記載されたい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>東京都後期高齢者医療広域連合が被保険者の認定、保険料額の決定、医療の給付を行い、区は各種届出の受付、保険料徴収を行っている。保険料のうち年金からの特別徴収は年金保険者である社会保険庁が行う。三者が連携を取り、事務執行の効率化が望まれる。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>&lt; 協働等への評価について &gt;          納付センターの業務は20年10月から開始したため、国保料等の効果を検証し、後期高齢者医療保険料の実施を検討します。</p> <p>&lt; 評価表の記入方法などについての評価 &gt;          杉並区における保険料徴収の開始は7月からであり、施策評価を行う時点では、収納率や累積滞納額は判明していなかったため、21年度の行政評価表から対応します。</p> <p>&lt; 施策を構成する事務事業についての意見 &gt;          資格の得喪、保険料の賦課に必要な住民記録や税情報のデータ送付や給付データの国のシステムへの入力等、東京都後期高齢者医療広域連合と関連して業務を行っています。また、保険料の年金徴収を担っている社会保険庁とは、データや保険料の納入に関するやり取りを行っているため、今後とも一層連携を深め制度が円滑に進むよう努めていきます。</p>
------	---

## 施策 39 地域医療体制の整備

(上位政策:政策8 安心して暮らせるために)

施策目標	休日・夜間等の急病時にいつでも医療機関を受診できる体制を整えることにより区民不安を解消し、安心して暮らせるまちを目指す。また、心肺停止等の緊急時に迅速かつ正確に応急手当を行える区民を増やすことにより、地域における初期救急対応力の向上を図る。
当面の成果目標	救急医療体制に不安を感じない区民の割合を70%まで増やす。 救命技能を身につけた区民(救急協力員)を年間200人ずつ増やす。

### 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	救急医療体制に不安を感じない区民の割合を70%まで増やすことについては、24時間365日医療機関案内等を行う急病医療情報センター及び区の急病医療診療体制全般のPRの強化に努め、目標達成に向けて努力する。 救命技能を身につけた区民(救急協力員)を年間200人ずつ増やすことについては、18年度225名、19年度198名の新規登録状況であり、おおむね達成している。
政策への貢献度	急病医療情報センターや休日夜間急病診療所の運営、さらには小児急病対応医療機関の確保等を通じて、救急医療体制に不安感を持たない区民の割合は概ね5割を維持している。救命技能を身につけた救急協力員の増加と併せ、「安心して暮らせるため」の政策への貢献度は高いと考える。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	当該施策を構成している事務事業はすべて委託事業であり、すでに協働は実現している。
今後の施策のあり方	急病医療情報センターや休日夜間急病診療所の運営、小児急病対応医療機関の確保、救急協力員の継続的な養成等、基本的には現行事業を継続しながら、今後とも救急医療体制に不安感を持たずに安心して暮らせるまちづくりを目指していく。

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>急病医療情報センターの利用件数が引き続き増加しているほか、小児急病診療委託枠内での受診者数も増加しているなど、区民の緊急時における医療への期待は益々高まっており、医療に関する区民の不安感の解消を目指し、制度のさらなる充実を図る必要がある。また、医療安全相談窓口に寄せられる情報を十分に分析し、区の地域医療体制の向上に活用することが重要である。さらに、AEDの民間事業者による設置が進展するなど、救命活動への区民の関心は高まっており、救命講習における地域大学修了者との協働をさらに進めるなど、地域における救命救急の一層の広がりが期待される。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>急病時の医療機関案内・相談窓口である急病医療情報センター及び小児急病診療並びに医療に関する相談・苦情対応窓口である医療安全相談窓口利用は増加しているものの、救急医療体制に不安を感じない区民の割合は近年50%に留まっている。急病診療事業では、平成20年度より診療ニーズに合わせ事業が拡張された。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充    <input checked="" type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>杉並区には残念なことに3次救急医療を行う救急救命センターや周産期母子医療センターがない。区内の2次救急医療機関において急性期の脳血管障害・心臓疾患・肺炎等患者の受入は充分になされているかどうか。充分であるならばその旨及び急性期にはどのような治療が受けられるのか等の各救急指定病院の機能について区民へ周知徹底し、区民の不安を取り除かれたい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>各疾患毎の区内病院への救急搬送率や救急搬送に要した平均時間等の記載は事業の定性評価に役立つと考える。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>「かかりつけ医の普及促進」事業ではかかりつけ医の紹介・相談延べ57件に委託費が808千円かかっており、費用対効果の点から委託事業の見直しが必要と考える。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>地域医療体制の整備は、保健福祉計画の改定において、最重要課題の一つとして取り上げています。特に、救急医療体制に不安を感じない区民の割合が50%に留まっているという指摘に対し、区は杉並独自の救命救急体制を構築するため、次の3点を重点として取り組んでいきます。心疾患等の主要な救命救急ニーズに概ね区内で対応可能な体制の整備 / 小児の夜間急病ニーズに対応可能な体制の整備 / 区民等の参加による初期救急対応力の向上。また、今日の救急医療体制が直面するさまざまな課題に対しても、区の総力を挙げて取り組んでいきます。</p> <p>医療法の改正により、平成19年度に「医療機能情報提供制度」が創設されました。東京都では、医療機関案内サービス「ひまわり」ホームページにおいて、各医療機関から送られた情報をベースに、病院・診療所等の医療機能情報を提供しています。また、区の急病医療情報センターでも必要な情報を区民に提供しています。</p> <p>東京の救急搬送システムは東京消防庁が一手に担っています。傷病者の状況、またはその時々を受入先病院の状況により、区内の救急病院には近隣他区市の傷病者も搬送されて来ます。また同様の理由で、区民の傷病者であっても、必ずしも区内の救急病院に搬送されるとは限りませんので、ご指摘にあるようなデータは保有していないのが現状です。</p> <p>生活習慣病予防やメタボリックシンドローム対策、さらには医療制度改革に伴う在宅医療への移行等を踏まえると、日ごろの健康管理のサポート役として「かかりつけ医」の存在は重要と考えます。今後とも、当該事業の一層のPRに努め、利用者の拡大に努めることにより事業効果を高めていきます。</p>
------	--

# 施策 40 暮らしの安全・安心の確保

(上位政策:政策8 安心してらせるために)

<p>施策目標</p>	<p>暮らしの中の日常生活と密接に関連した分野について、様々な角度から安全対策を図り、だれもが安心して生活することのできる地域社会を目指す。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係施設の法令基準適合率の向上</li> <li>・予防接種率の向上</li> <li>・治癒失敗率の減少</li> </ul>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>検査項目を変更した給食提供施設における衛生管理検査票の適合率の目標の達成・向上は、厳しい状況が予想される。環境衛生関係施設においては、19年度重点指導により成果を上げたが今後も関係業界との協働により、衛生管理指導を徹底していく。19年度計画を達成した予防接種率は、健診時の勧奨強化、転入者への周知徹底を継続し、接種率のさらなる向上に努めていく。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>環境・食品・薬事関係営業施設や医療施設の監視指導は、食中毒や感染症等の発生危機を抑制している。予防接種率の向上と適切な患者指導は対象疾病の発生及びそのまん延を未然に防いでいる。母子保健医療助成、大気汚染被害対策、療育医療の給付は対象者の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けることを可能にしている。動物衛生対策により動物由来感染症の発生を未然に防止している。また、必要な試験検査は区民の健康と安全を守る施策を側面から支えている。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>監視指導を伴う業務については、行政処分・措置を伴った業務形態から協働には馴染まないが、関係団体の自主管理や講習会の共同開催など、監視以外の業務について協働を意識した形態の推進を図っていく。HIV即日検査について、NPO法人との協働を拡充していくことにより、陽性判定者への細やかなフォローも実施できる。上記以外の業務において、その多くの業務を委託しているが、今後も役割分担などを十分に検討したうえで委託の継続、拡充を図っていく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>本施策に係る事務事業は区民に周知され、理解されて初めて事業の成果を向上させ、目標を達成することができる。本施策に関する区民への各事務事業の周知、情報提供の徹底が必要である。「暮らしの安全・安心の確保」について区民ひとりひとりが理解できるよう各事務事業は工夫をしていく。また、事務事業をまとめて施策評価を行い、施策の方向性を決めるのであれば、その施策の方向性を実効的なものとするために、長期的には施策評価の施策単位の組織機構の再編が必要となる。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	環境衛生関係施設については、ニーズの多様化を反映して様々な形態の施設が誕生しているが、区民が安心して利用できる施設とするため、衛生基準適合率のさらなる向上を目指してきめ細かな指導に取り組むことが不可欠である。また、ひとたび流行すれば深刻な被害が危惧される新型インフルエンザについて、その発生に備え、区民・関係団体への情報提供を充実するとともに、危機管理体制及び保健医療体制のさらなる充実を図っていくことが重要である。
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	「環境衛生監視」事業では、重点指導により環境衛生関係施設(理美容・ビル等)における基準適合率が94%(平成18年度87%)となり大幅に改善された。「予防接種」事業では、区民の関心が高く前年比9.5%増の接種件数となった。「動物の適正飼養」事業では苦情相談受付数が前年比1.6倍となっており、善処されたい。「療育医療の給付」事業は平成18年・19年受給者0である見直しが必要と考える。
今後の施策の方向	○ 拡充    ○ サービス増    ○ 改善の余地なし    ● 効率化    ○ 縮小    ○ 統廃合
協働等への評価	ざいせい2008によれば「衛生試験所」の検査業務1件あたりのコストは民間企業とほぼ同等(尚、ざいせい検査数35403件と事務事業評価表活動指標検査実績検体数18811件の差異の説明が必要、精度については不明)とのことであるが、今後、建物・設備の老朽化は進んでいく。検査需要に対応した設備投資をして固定的な費用を発生させるより、民間にできることは民間に任せ、それにより発生する余剰人員を緊急を要する事務や区にしか出来ない事務へ振り分ける等組織の柔軟化を図られたい。
評価表の記入方法などについての評価	「母子保健医療助成」事業では給付助成件数が前年比減となっているが、従事職員数が前年比で増加しており、理由が不明である。
施策を構成する事務事業についての意見	「新型インフルエンザ」事業において、区民へ食料・マスク等の備蓄の呼びかけや罹患時の行動等の周知徹底を図られたい。また、早急に治療体制の確立が望まれる。「予防接種」事業において、高齢者の主な死因となっている肺炎についても一部公費負担することで、肺炎予防・医療費抑制に資すると考える。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>施策内容の評価について</p> <p>「動物の適正飼養」の苦情相談件数の増は「杉並区動物との共生プランへの提言」への意見等、一過性のものと考えます。今後も「提言」に基づいた動物施策の充実に努めます。「療育医療の給付」は、療育医療が必要な人たちへの法令に基づく給付事業であり、やめるわけにはいかない事業です。杉並区において受給者がゼロであることは好ましいことと考えます。</p> <p>協働等への評価について</p> <p>ざいせい2008に掲載されているコスト分析においては、建物の建設費用、設備の更新費用についても企業会計制度における減価償却の考え方が用いられており、仮に新たな設備投資をしたとしてもコスト分析に反映されるものとなります。また、検査数と検体数の差異は、腸内細菌検査において、腸管出血性大腸菌O157の検査が別に計上されたことによるものです。</p> <p>評価表の記入方法などについて</p> <p>指標にない医療費助成(都が審査する小児慢性疾患・自立支援医療等)も受付事務を保健センター5か所で行っているほか、認定に至らないものの相談や問い合わせへの対応など、件数にあがらない事務量が多くあるため、給付助成件数と職員数の増減が一致しない結果となっているものです。</p> <p>施策を構成する事務事業について</p> <p>新型インフルエンザ対策事業については、引き続き啓発活動等も含めた対策を行っていきます。</p> <p>法定予防接種以外の任意予防接種については慎重に対応を検討する必要があるため、別の機会に検討をする際の参考とさせていただきます。</p>
------	---

# 施策 41 安全で明るい地域社会づくり

(上位政策:政策8 安心してらせるために)

施策目標	区民が健康で生き生き暮らせるよう公衆衛生を確保する。 犯罪の抑止により誰もが安心して生活できる明るい社会を築くとともに、犯罪被害者及びその家族・遺族が受けた被害の軽減を図り、平穏で安全な生活を取り戻せるよう、地域のセイフティネットを整備する。
当面の成果目標	公衆浴場を減らさない 犯罪被害者等が、必要な支援を受けられる 区内犯罪件数を減らす

## 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	平成19年度に燃料費の高騰などの諸事情から、補正予算で公衆浴場の運営経費の一部を補助する緊急対策補助金を交付したが、公衆浴場経営を取り巻く経営環境(燃料費高騰、自家風呂保有世帯増加など)は悪化しており、引き続き補助を行っても目標達成は厳しい。 支援を必要としている犯罪被害者等が利用できるよう、継続して制度の周知・啓発活動に取り組むことにより、利用件数が増加することが見込まれる。 犯罪が起こりにくい社会の実現に向けた取り組みは、区の行う事業以外にも様々な取り組みがあり、これらの総合的・相乗的な効果として犯罪の減少につながるため、日常的な地道な活動が重要である。
政策への貢献度	補助金交付などの支援策により公衆浴場が維持され、自家風呂を持たない区民が利用できることなどによる公衆衛生確保に寄与している。 犯罪被害者等への支援事業は、被害者等が受けた被害の軽減を図り、再び平穏な生活を取り戻すことに役立つほか、事業の存在を周知することにより広く区民に安心感を与えている。 犯罪が起こりにくい社会の実現に向けた取り組みにより、行政と区民が協調して平穏な社会を維持する意識を育むことに繋がっており、犯罪抑止にも一定の効果がある。
今後の施策の方向	○ 拡充    ○ サービス増    ● 改善の余地なし    ○ 効率化    ○ 縮小    ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	燃料費高騰、自家風呂保有世帯増加などにより、公衆浴場経営にとっては一段と厳しい経営環境となっていくことが予想される。このため、従来の支援策を実施しつつ、総合的な支援の方法を検討する必要がある。 身近な区民である犯罪被害者支援員やNPOとの協働で犯罪被害者支援事業を進めることで、広く区民が犯罪被害者支援に関心を持つきっかけとなり、区民の理解を深めていくことが期待できる。また、そのことにより、地域での支援の輪を広げていくことも期待でき、より効果的に支援を行うことができる。 より多くの区民が「社会全体で犯罪を抑止していく」意識を持つことが、犯罪が起こりにくい社会実現につながることから、保護司会や社会を明るくする運動実施委員会と一層の協働を進めていく必要がある。
今後の施策のあり方	公衆衛生確保や犯罪被害者支援、更生などを包括する「安全で明るい地域社会づくり」は、「必要としている人に必要なサービスを提供する」という性格を持つ施策ではあるが、「いつ自分が(支援策等を)必要とする立場になるかわからない」という側面もあり、地域社会のセイフティネットとして、今後とも維持されていく必要性が高いと考えられる。

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	本施策は、都市化と少子高齢化により希薄化する地域コミュニティに求められる安全・安心のまちづくりに寄与している。公衆衛生確保や犯罪被害者支援、更生などを包括する「安全で明るい地域社会づくり」は、今後も地域社会のセイフティネットとして維持していく必要性が高いと考えられる。なお、犯罪被害者に対する施策の推進に当たっては、区民意識の醸成や具体的支援方法に配慮する必要がある。
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	公衆浴場は前年比2軒減の36軒となっている。廃業は経営者サイドの廃業要因もあり、現状の補助金交付事業での対応は難しいと考える。「犯罪被害者支援」事業は平成19年予算執行率が13.5%と低調である。被害は多種多様に亘るため、被害者の必要とする支援を的確に捉えることが望まれる。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	区内犯罪件数は、平成18年8,886件、平成19年7,520件と減少しているが、空き巣やひったくり・児童を狙った犯罪・振り込め詐欺・交通事故・DV・IT犯罪・薬物犯罪等被害の状況は多岐に亘り、被害の状況に応じ必要な支援は異なると考える。被害者支援を専門とするNPO等との協働を進められたい。
評価表の記入方法などについての評価	特になし
施策を構成する事務事業についての意見	公衆浴場を減らさないため補助金交付(健康増進型公衆浴場改修・改築支援補助金・燃料高騰対策経費補助金)事業があるが、1浴場1日当り平均客数は近年145名程度であり、経営者が大規模改修に踏み込み難い状況にある。燃料高騰対策経費補助金交付の算定方法は高騰分の実費弁償となるような方法が望ましいと考える。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>犯罪被害者支援事業は、18年度から直接支援を開始し、実績に乏しい中での19年度予算編成となりました。このことから直接支援の実績が見込みより大幅に少なかったため予算執行率が低率となりましたが、20年度は事業内容の変更・拡充や予算のあり方の精査等の対応を既に実施しています。さらに、協働については、すぎなみ地域大学で養成を行った「犯罪被害者支援員」を中心に、協働を進めるための対応を行っています。</p> <p>また、公衆浴場確保対策に関しては、大規模改修が経営者の高齢化や利用客数の減少等により行い辛い環境にあることを受けた小規模の改修への支援 燃料の高騰等に対し行った「公衆浴場緊急対策助成」は原油高騰の状況が落ち着きつつあるため、見直しを21年度に実施する予定です。</p>
------	---

## 政策 9 環境と共生する産業の育成のために

政策目標	区内の産業全体を活性化させるとともに、みどり豊かで良好な住宅都市としての杉並区の特徴を失うことなく、環境と共生することのできる産業を育成し、活力溢れるまちづくりを推進する。また、地域の産業であるアニメ産業の支援を行うとともに、アニメーションを観光政策の柱の一つとして区内外に発信していく。
当面の成果目標	産業融資資金の貸付件数の増加 商工相談件数の増加 創業セミナーの内容の充実により、受講者を増加させる。また、創業支援融資の利用者を増加させる。 杉並アニメーションミュージアムの年間来館者数を、平成22年度までに55,000人とする。

### 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標は、「産業融資資金の貸付件数」については前年度比で微減、のうち「創業支援融資の利用者」は前年度比で25%減少となった。一方、「商工相談件数」及び「のうち「創業セミナーの受講者」については、前年度比で増加した。</li> <li>・平成19年度のアニメーションミュージアムの年間来館者数は、50,000人を超えた。</li> </ul>
今後の政策目標の方向と課題	<p>(政策目標の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業融資資金、商工相談、情報収集・提供等は、区の産業振興施策の基幹事業であり、引き続き充実させていく必要がある。特に、産業融資資金については、創業支援融資や売上の低下している企業に対する緊急運転資金融資など資金需要の高い企業への支援を行い、産業基盤の下支えをする。新しい産業の育成・支援では、SOHO支援をはじめとする創業・起業支援を推進する。</li> <li>・アニメーションフェスティバルを拠点としてフェスティバルを開催するとともに、観光スポットとして区内外からの団体客を誘致したり、海外からの来館者が満足できる事業を展開する。また、アニメを活用した観光ルートの整備を図るため、上井草駅南口に設置したモニュメントと西荻窪地区に設置するモニュメントの活用を検討し、点から線、さらに面へと広がるような事業を展開する。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業融資資金の貸付実績は、23区の中でも下位であり、事業者の利用がまだ十分ではない。より利用しやすいよう制度の充実を図るとともに、制度のPR方法を改善する必要がある。区ホームページや商工だよりなどの広報手段の見直しを行い、効果的に企業、事業所に周知する。</li> <li>・平成12年度に開始したアニメ施策については、これまでの取り組みの成果を検証し、課題を整理したうえで、今後の方針と取組みを定める必要がある。</li> </ul>

### 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>当面の成果目標から見ると、商工相談件数及び創業セミナーの受講生が増加していること、また、認知度の高まりからアニメーションミュージアムの来館者が5万人を超えるなど、区が政策を実施したことによる一定の効果は現れてきていると判断できる。</p> <p>しかし、創業支援融資利用者数が減少していること、産業融資資金貸付件数の減少と貸付実績が依然として23区の中で下位に位置づけられていることなど、政策実施による効果が十分に現れていないと判断せざるを得ないものもある。</p> <p>このような状況の中で、区施策の周知のための広報手段の見直しや若干の事業実施方法の改善のみでは、政策目標や課題に対する抜本的な対策とは成り得ない。このことから、事業実施方法の見直しのみならず、区民や事業者の視点に立って、使いやすく、また、参加しやすい事業を展開することを念頭に、一つの事務事業のみならず、施策、政策のレベルでの総合的な検討が必要である。</p> <p>また、アニメ施策については、アニメーションミュージアムのほか、上井草駅南口に設置したモニュメントと西荻窪地区に設置するモニュメントの一体的な事業展開の検討だけでなく、これまでの取り組みの成果を検証し、課題を整理したうえで、今後の方針を定める必要がある。</p>
-----------	---

## 【外部評価】

政策内容への評価	政策目標にアニメーションを観光政策の柱にとあるが、観光政策にとどまらず産業の柱として育てる方針をもう少し前面に出してもいいのではないだろうか。最近の産業動向をみると、IT関連などの新興分野にも息切れが目立ってきており、その後継としてアニメにも期待が集まっている。100年に一度と言われる不況下において、杉並区独自の産業振興策が効果を発揮できる時期だと考える。
評価表の記入方法などについての評価	19年度の政策評価ではあるが、区民の意識は「現時点」にある。特に最近のような不況下においてはなおさらで、区民の目を意識した表記も心がける必要があると考える。
政策を構成する施策についての意見	創業支援融資の利用が前年比25%の大幅減ということだが、日本では若者を中心に起業マインドが薄れて来ているといわれる。新しい産業振興のためにもぜひ、同融資の拡充を望みたい。最近の100年に1度といわれる経済状況を見ても、既存産業の衰退が目立ち、構造変化の兆しが表れており、新たな産業の掘り起こしのためにも重要な施策と考える。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・アニメの制作会社が集積する杉並区では、先駆的にアニメ産業振興に取り組んできましたが、業界の経営支援という点では、まだ大きな成果が出ていないのが現状です。このため、アニメ施策の見直しを行い、アニメの知名度の高さと杉並区固有の地域資源であることの特性を活用して、観光事業として継続して取り組むことが望ましいと考えています。</p> <p>・杉並区としては今般の経済不況による影響を大変深刻に受け止めており、区内経済の活性化に全力で取り組んでいるところです。</p> <p>平成21年1月現在まで、区では、平成20年秋からの深刻な金融・経済不況に対して、三度にわたる「緊急経済対策」を実施しており、さらに主に平成21年度から第四次の対策を実施する予定です。また、区の支援策のみならず、セーフティネット保証をはじめとした、国の緊急経済対策とも連動しながら、急激な経済変動に対応できるよう、取り得る施策を総動員しています。</p> <p>なお、当初の評価は、原則として平成19年度の事業結果に対する評価であること、また、平成20年秋に起こった世界同時不況は、歴史的にもまれにみる短期かつ激しい経済変動でしたが、評価時期はそれ以前であったことから、評価表の表記内容が現時点を踏まえたものにならないことをご理解ください。</p> <p>・創業による、新たな事業者の参入は、産業全体の活性化のためには不可欠です。一方で、創業自体のリスクは高く、20年秋以降の不況により創業者にはより一層厳しい経済情勢となっています。事業の成功率を高めるために区としても支援策が必要であり、創業セミナーや事業所アドバイザーの派遣を実施し、区内での創業を引き続き支援していきます。</p>
------	--

# 施策 43 産業振興の基盤整備

(上位政策:政策 9 環境と共生する産業の育成のために)

施策目標	産業融資資金のあっせんや商工相談、産業支援に関する情報収集・提供など各種支援策を実施し、区内産業の振興を図る。
当面の成果目標	産業融資資金の貸付件数の増加 商工相談件数の増加

## 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	産業融資資金の貸付件数は、17、18年度と2年続けて増加してきたが、19年度は同2.0%減少した。 商工相談の件数は、平成19年度は898件と、前年度比27.2%増加している。これは、建築関連業種の融資の信用保証制度(セーフティネット)に関する相談が急増したためである。
政策への貢献度	産業融資資金制度が、区の産業振興施策の基幹事業であり、政策への貢献度は大きい。特に創業融資の貸付件数が増加傾向にあり、区内での事業所数及び従業者の増加に貢献している。また、産業団体への助成は、団体を通じた事業者同士の情報交換、連携・協力や団体の経営安定、活性化に貢献している。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	産業振興の基盤整備のために、区が単独で支援事業を実施するだけでなく、区内産業団体との協働により産業振興策を行うことが効果的である。課題は、区及び産業団体ともに協働等の態勢が整っていない点であり、連携の強化に向けて今後産業団体との協議を行う必要がある。
今後の施策のあり方	産業融資資金、商工相談、情報収集・提供等は、区の産業振興施策の基幹事業であり、引き続き充実させていく必要がある。特に、産業融資資金については、創業支援融資や売上の低下している企業に対する緊急運転資金融資など資金需要の高い企業への支援を行い、産業基盤の下支えをする役割を担っている。 産業融資資金の制度の運用にあたっては、地域経済の動向をみながら、制度の周知とともに、適切な時期に機動的に金利を改定を行うなど、より利用しやすい制度運用に努め、中小企業の経営を積極的に支援していく。 また、区ホームページや商工だよりなどの広報手段の見直しを行い、区施策や国、都等の産業関連の施策を効果的に企業、事業所に周知する。

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	物価の変動等を測定する消費者物価指数(CPI)は、20年3月以降、前年同月比を上回っている。国内の設備投資は堅調であるが、日常生活用品や食料品等の値上がりにより、個人消費の伸び悩みが懸念される。金利が上昇局面にあること、株式市場が低迷していること等から、産業融資資金の潜在需要は増加が予想されるので、今後とも制度の運用に努め、中小企業に対する支援を充実していく必要がある。
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	19年度は建設関連業種で商工相談が急増しているが、その後、こうした動きは全業種に広がっていることが予想される。未曾有の不況にさらなる拡充を期待したい。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	中小企業政策は、組合団体などとの協同化のほうが効率が良いと考える。業界の声を聞くために幅広く対応することが望ましい。
評価表の記入方法などについての評価	政策9にある「創業者支援融資の利用者は前年度比25%減少」とあるが、施策43では「創業融資の貸付件数が増加傾向」と記載されているのは別物の融資なのかどうかまぎらわしく、同じものでないなら、その旨の表記が必要だろう。
施策を構成する事務事業についての意見	融資と相談事務偏重ではなく、中小企業経営者の経営指導、雇用対策などにも力点を置くようにすべきだろう。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>杉並区では、今般の経済不況による影響を大変深刻に受け止めており、区内経済の活性化のために、平成21年1月現在まで、三度にわたる「緊急経済対策」を実施しています。さらに追加で主に平成21年度から、第四次の対策を実施する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次(平成20年10月から) 原油高特別融資の実施、商工相談窓口の強化。</li> <li>・第二次(平成20年12月から) 緊急経済対策融資(全業種を対象とした当初3年間利子融資)、金融機関に対して、貸し渋り、貸し剥しを行わないことの要請書の送付、土日曜日の商工相談窓口の開設。これらは、区内の既存企業、商店への支援、特に、国のセーフティネット保証制度と合わせて、深刻な資金繰りを支援することを目的としています。</li> <li>・第三次(平成21年1月から) 杉並区の発注工事案件を区内企業が受注しやすくするよう、区内企業優先基準を強化。</li> <li>・第四次(主に平成21年度から) 区内商店街での消費を喚起するため、平成21年度に区としては初めて、杉並区商店街振興組合連合会が発行する「区内共通商品券」のプレミアム付商品券(額面よりも多い額の買物ができる)を発行を支援し、消費者の生活支援とともに、商店街活性化のための支援を行います。また、雇用創出のため、区による臨時職員の採用を行います。</li> <li>・協同化推進の支援策として、杉並産業協会の運営を支援しています。労働保険事務組合であることから、組合への加入によって区内事業者が労働保険事務を廉価で依頼することができ、協同化による経済的なメリットが生まれると考えています。</li> <li>・本施策の「政策への貢献度」の創業融資の貸付件数の記載につきましては、過去5年程度の傾向について評価していますが、今後は誤解を生まないような記述としていきます。</li> <li>・相談以外での経営支援策として、平成20年度に専門家派遣事業「事業所アドバイザー」を新設しました。今後、相談事業との連携によって中小企業の経営改善を支援していきます。</li> </ul>
------	--

# 施策 44 新しい産業の育成・支援

(上位政策:政策 9 環境と共生する産業の育成のために)

施策目標	創業セミナーの開催やSOHO事務所の貸出により、創業者を支援する。 アニメーションを観光政策の柱の一つとしてアニメーションミュージアムやアニメーションフェスティバルを中心に区内外に発信していく。
当面の成果目標	創業セミナー等の各種セミナーの内容の充実により、受講者を増加させる。また、創業支援融資の利用者を増加させる。 杉並アニメーションミュージアムの年間来館者数を50,000人とする。

## 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	創業セミナー等の受講者数は、開催回数等が年度により異なるが、19年度は254名、前年度に比べ12.4%増加した。創業支援融資は、上記のとおり減少している。 運営を動画協会に委託したことにより、民間のノウハウや経験を有効活用したワークショップや企画展を充実させることに成功し、来館者を増やすことができた。
政策への貢献度	SOHO事業者支援は、環境と共生する産業の育成に大きく貢献している。 アニメーションミュージアムの運営、アニメーター養成のための人材育成事業や、アニメイベントの開催などの取組みにより区内アニメ産業への支援及び区内外に対し、アニメ産業集積地としての杉並区を大きくアピールすることができ、アニメを核とした施策への貢献度は高い。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	上井草地区に設置したモニュメントを活用し、「アニメのまちすぎなみ」を周知するイベントの開催は、地域からの盛り上がりが必要不可欠である。そのため地域住民や地元事業者が主体となり、企画・実施する中で、行政はアドバイザー的に関わる体制を築いていきたい。
今後の施策のあり方	SOHO事務所貸出、創業セミナーは、必要性が高く、継続して実施する。ただし、コミュニティビジネスセミナーは、同様の趣旨の講座が、すぎなみ地域大学において実施されているため、19年度をもって廃止した。平成20年度は、新たに起業をめざす人のための「起業準備セミナー」を開始するとともに、経営者向けの「経営セミナー」を実施し、企業の発展段階に応じたセミナーを開催し、企業の経営支援策の一つとして充実させていく。 アニメーションミュージアムを拠点としてフェスティバルを開催するとともに、観光スポットとして区内外からの団体客を誘致したり、海外からの来館者が満足できる事業を展開する。また、アニメを活用した観光ルートの整備を図るため、上井草駅南口に設置したモニュメントと西荻窪地区に設置するモニュメントとの活用を検討し、点から線、さらに面へと事業を広がるような事業を展開する。 平成12年度に開始したアニメ施策については、これまでの取組みの成果を検証し、課題を整理したうえで、今後の方針と取組みを定めておく必要がある。

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	創業支援融資の件数が減となるなど、中小企業経営に対する不安感は軽減されていないと思われる。今後は、創業支援の取組みを強化し、成熟化・多様化する市場の変化に対応できる経営力を備えた経営者の育成を支援していく必要がある。 また、アニメ施策については、抜本的な見直しを行い、今後の方針と取組みを定める必要がある。都内の観光ルートに位置づける方策を検討するなど、アニメのまち杉並の知名度を上げる取組みが一層求められる。
-----------	--

## 【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>新しい産業の育成・支援という点では、創業者セミナー、アニメーションは面白い視点ではある。ただ、杉並区とアニメが結びつかないのも事実だ。アニメといえば、秋葉原系の若者という先入観のせいかもしれないが、今後観光政策の柱としていくなら「なぜ杉並でアニメなのか」という視点を明確にし、PRしていく必要がある。ミュージアムとフェスティバルという手法も旧郵政省や厚生労働省などの箱物行政を想起させ、いずれ赤字化し重荷となるのではないかと危惧する。こういうものは箱物でなく、ソフトの充実、市民の盛り上がりが大切だと思う。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input checked="" type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等への評価</p>	<p>住民を核にした運動の盛り上げは、きわめて重要であり、この方針を進めるべきだろう。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>アニメーションミュージアムへの来館者目標が5万人というが、年間300日稼動として1日当たり170人弱。これで、採算はとれるのだろうか。収支見通しが一切ないのは気にかかる。本当に必要なのか説得材料に乏しい。</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>杉並区は高級住宅地というイメージが強いのは私だけだろうか。アニメがそうしたイメージをぶち壊すことにならないことを祈りたい。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>・創業者セミナーは、創業希望者にとって創業準備の第一段階であるため、ニーズが高く、内容の充実を図っていきます。また、創業資金の確保のため、区の産業融資資金や商工相談との連携を強め、創業者の資金繰りを支援していきます。</p> <p>・現在、世界に流通するアニメ作品の6割以上が日本で制作されるなど、日本はアニメの輸出大国となっています。また、国内のアニメ制作会社626社のうち75社が杉並区にあり、世界有数の集積地であるため、区は、アニメを地場産業としてとらえ、杉並区とアニメの結びつきを周知するために、平成12年度以来、アニメーションフェスティバルを開催したり、日本で唯一のアニメに関する総合的なミュージアムであるアニメーションミュージアムを設置・運営を行ってきました。この結果、アニメーションミュージアムには、区内はもとより、他府県、さらには海外からも多くの来館者があり、「アニメのまち すぎなみ」の周知に高い効果をあげています。</p> <p>・今後は、従来の「アニメのまち すぎなみ」を周知することに重点を置いた施策から、さらにアニメを活用した施策を進めるため、これまでのアニメ施策を抜本的に見直し、新たな方針を定める必要があると考えています。</p> <p>・また、杉並区は、高級住宅地というイメージが強い一方で、多様な地域文化の振興を目指しています。アニメは日本発の映像文化として、世界で高く評価されており、杉並区の文化的なブランド価値を高めることに大いに貢献しているものと考えています。一方、まちづくりに関しては、杉並区は住宅都市として秋葉原などとは違う、アニメの文化的な側面を考慮したまちづくりを目指さなければならないと考えます。</p>
-------------	--

## 政策 14 地域に開かれ、支えられた教育のために

<p>政策目標</p>	<p>「地域ぐるみで教育立区」の実現に向け、地域の学校運営への参画を進め、地域に開かれた信頼される学校づくりと学校を核とした地域コミュニティの再生をめざす。 区民のスポーツ・文化活動の場を提供するとともに、地域住民の交流の場や25の小・中学校に組織されている各利用者団体協議会において自主事業を更に充実し、地域の活性化を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>平成22年度までに全小・中学校に学校支援本部を設置する。また、学校支援本部を設置するなど地域と学校の信頼関係ができたところから、学校運営協議会を設置し、地域運営学校(コミュニティ・スクール)へ移行する。 学校施設の空き時間を区民のスポーツ・文化活動の場に提供することや、夏季期間中の学校プール開放で区民の健康増進の一助とする。また、各小学校で行っている遊びと憩いの場をより利用者に使いやすい場とすることで、学校を中心とした地域住民の交流が促進される。さらに、利用者団体協議会単位或いはブロック単位によるスポーツ・文化事業が推進される。</p>

### 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>地域運営学校(コミュニティ・スクール)は平成20年4月までに累計で7校となり、学校支援本部も20年度までに33校・31本部が設置されるなど、地域の学校運営への参画や地域との協働による学校づくりが着実に進んでいる。 学校施設の開放時間帯における区民利用は定着してきているが、学校行事の活発化などにより、従来と比べて開放時間帯の確保が困難になっている状況があり、学校側との連携が求められている。</p>
<p>今後の政策目標の方向と課題</p>	<p>学校教育コーディネーター、学校サポーター、土曜日学校、放課後子ども教室などの各事業について、地域側の受け入れが可能なものから学校支援本部への移行を進める。 また、学校支援本部を設置した学校については、学校・家庭・地域の関係をより深めながら、地域の教育力を最大限に生かすことのできる地域運営学校(コミュニティ・スクール)として発展させ、全小・中学校を地域運営学校(コミュニティ・スクール)として指定することをめざす。 学校を支える様々な力のうち「地域が学校を支援する力」に重点を置き、地域運営学校(コミュニティ・スクール)の設置や学校支援本部の設置支援を進めていくが、今後、「地域の力」には、「人」によるもののほか、地域からの任意の寄付など、財政面からの支援が期待される。そこで、寄付者が税制上の優遇措置を受けられ、個々の学校支援本部の財政的支援に資する仕組みとして、教育基金を創設し、その受け皿となる学校支援本部の連合組織の設置をめざす。 また、就学前教育や小中学校の教育、地域の教育など、自らの教育課題に取り組む地域の実現をめざして、中学校を中心とした区域単位での教育支援組織の設置についても検討を進める。</p>

## 【二次評価】

<p>二次評価部門の評価</p>	<p>学校支援本部の設置校数は、平成20年度には33校となり、全小・中学校の半数に達することになった。また、保護者や地域住民が学校運営に参画する地域運営学校(コミュニティ・スクール)は平成20年度で9校に達する見込みとなるなど、地域と協働する学校づくりの計画的な取組は、概ね順調に推移している。</p> <p>今後は、こうした取組などを通じて幅広い地域人材の発掘・育成を図るとともに、全庁的な寄付の仕組みづくりとの整合性を図りながら、学校等への財政的支援に資する仕組みの検討を進める必要がある。</p> <p>また、「(仮称)地区教育委員会」については、現状として設置をするまでの状況には至っていないが、中学校を中心とした区域単位での新たな教育支援組織の設置を含む、地域との協働の基盤づくりに優先的に取り組み、「地域ぐるみで教育立区」の実現に向けた道筋をより確かなものにしていくことが重要である。</p>
------------------	--

## 【外部評価】

<p>政策内容への評価</p>	<p>「学校支援本部」の設置から「コミュニティスクール」へという政策の方向は明確である。しかし、その成果を何をもって評価するかという「業績指標」にはまだ不明確さがある。コミュニティスクールの最終目標は住民の「満足度」で測るべきものなのか、それとも教育委員会の先験的目標というものもあるのか、難しい課題である。一般的に住民が定めるもの、といっても住民の価値観は多様であり住民満足度のみでは業績目標を定めることはできない。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>施策間の成果指標に重複がある(たとえば施策59と施策61における成果指標)。重複がいけないということはないが、ここでは施策間に政策体系としての未整理があるようだ。</p>
<p>政策を構成する施策についての意見</p>	<p>「学校支援本部」の設置から「コミュニティスクール」へという政策の方向は明確である。しかし、その成果を何をもって評価するかという「業績指標」にはまだ不明確さがある。また政策構成する施策、事務事業体系にもロジックモデル(因果関係)の不明確さが残る。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>「学校支援本部」の設置から「コミュニティスクール」へという政策の目的は、「地域ぐるみで教育立区」の実現に向け、地域の学校運営への参画を進め、地域に開かれた信頼される学校づくりと学校を核とした地域コミュニティの再生をめざすものです。その成果を何をもって評価するかという「業績指標」については、ご指摘のとおり難しい面があります。</p> <p>「学校支援本部」や「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」は、この政策を進めていくための重要な取組みとして引き続き推進していくとともに、何をもって「業績指標」とするかについても、教育委員会が進めている「学校評価」や「第三者評価」の結果等も踏まえながら検討していきます。</p>
-------------	--

## 施策 59 学校運営への参画

(上位政策:政策 14 地域に開かれ、支えられた教育のために)

施策目標	「地域ぐるみで教育立区」の実現に向け、地域の学校運営の参画を進め、地域に開かれた信頼される学校づくりをめざす。
当面の成果目標	学校支援本部の全校設置を進めながら、活動の担い手となる地域人材の発掘・育成に努める。

### 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	学校サポーターについては、活動数が大幅に増加しており、目標を達成できると思われる。
政策への貢献度	学校サポーターやPTA活動の支援など学校を支える事業は、学校運営や地域の教育力の向上に寄与しており、政策への貢献度は高い。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	平成22年度までに、全小・中学校での学校支援本部設置を支援する。平成23年からは、各学校支援本部が、本部事業をマネジメント、コーディネートできる状況にしていく必要があるため、人材養成や各種研修会の開催が不可欠である。 各学校支援本部では、学校サポーターなどの教育課程内の事業支援に合わせ、土曜日学校、放課後子ども教室など、教育課程外事業支援の可能性を模索する時期となる。
今後の施策のあり方	今後、学校教育コーディネーター、学校サポーター、土曜日学校・放課後子ども教室などの各事業について、地域側の受け入れが可能なものから学校支援本部への移行を支援する。 各学校支援本部に対する人材養成や各種研修の実施にあたっては、学校教育コーディネーターに担当してもらい、各地域の事情に合わせた人材養成やコーディネーター経験を活かした研修講師、担当校などの情報提供を任せる。 区独自に取り組んできた学校教育コーディネーター制度は、学校支援本部の全校設置という方針を踏まえ廃止を前提に事業の再構築を図る。

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	各学校における学校支援本部の立ち上げが進む中で、学校サポーターの登録者数及び活動内容の充実が図られるなど、地域住民の学校運営への参画が進んでいる点は高く評価できる。今後は、全小・中学校での学校支援本部の設置を計画的に進めるとともに、これまで地域が主体になって行われてきた様々な教育活動を学校支援本部の事業として位置づけていくこと等に伴い、会計処理の適正化や地域人材の発掘・養成に向けた研修等に努めていく必要がある。
-----------	---

## 【外部評価】

施策内容への評価	平成22年度までに全小中学校での「学校支援本部」の設置、という目標に向けた、既存事業(教育サポーター、PTA活動の推進、土曜日学校、放課後学校などの)の再編という意味で、方向性ははっきりしているが、その結果どのような教育成果を求めるのか、「達成目標」(地域像、家庭像、子ども像などの反映)がまだ不明確である。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	もともと学校支援本部やコミュニティスクールとは全体として「協働」そのものである。これに対して学校サポーターや土曜学校の参加が増えてきているといっても、まだ絶対量が少ないので、「協働」の実現にはまだ遠しというところ。
評価表の記入方法などについての評価	「子ども教室の市場化」とはわかりにくい表現。「子ども教室の民間委託化」ならばわかる表現(民間事業化提案制度を経ているにしても、「市場化」は公用語ではないはず)
施策を構成する事務事業についての意見	日本語の記述を正確に。たとえば「平成22年度までに、全小中学校での学校支援本部設置を支援する」、という記述(事務事業評価表「今後の事業のあり方」参照)は、「…までに」がどこに掛かるのか、「設置する」なのか「支援する」なのか?。得てして行政文書は、体言止めを多用した長い文書がよく見受けられ、主語述語の関係が混乱することが多い。なお、ここ以外にも同じ事例が4 - 5か所見受けられたが、個別には指摘しない。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>学校支援本部の設置校(平成20年度現在33校)においては、地域による個々の学校支援活動が支援本部により組織化されることで、学校サポーター等との円滑な連絡調整や効果的な活動が行われてきています。</p> <p>支援本部が橋渡しをする様々な学校支援活動により、教員が授業・部活動・生活指導などに専念でき、児童生徒と向き合う時間が増え、また、児童生徒も、地域の協力者による授業や課外活動などを通じた外部の方々との多様な交流により、豊かな人間性を育めるようになりました。</p> <p>支援本部を中心とした地域との協働による学校づくりが進むことで、学校を核としたネットワークが広がり、学校・地域の役割分担が明確になります。そのことにより、家庭で果たすべき教育や子育ての責任が明確になるなどの相乗効果も期待できます。</p> <p>今後は、支援本部の事業成果の普及を図りながら、担い手となる地域人材の発掘・養成に努め、活動の裾野をより広げていくとともに、将来的には、地域運営学校(コミュニティ・スクール)と学校支援本部を両輪とする「地域運営型学校」の実現を目標に掲げて、学校を拠点とした地域コミュニティの再生を目指していく考えです。</p> <p>なお、評価表の記述に係る指摘については、今後、できるだけ正確かつ分かりやすい表現とするよう努めていきます。(例示としてご指摘を受けた点については、「平成22年度までに全小・中学校での学校支援本部を設置できるように、支援する」という意味です。)</p>
------	---

## 施策 60 地域への学校開放

(上位政策:政策 14 地域に開かれ、支えられた教育のために)

<p>施策目標</p>	<p>区民のスポーツ・文化活動の場を提供するとともに、地域住民の交流の場や25小・中学校に組織されている各利用者団体協議会において自主事業を更に充実し、地域の活性化を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>学校施設の空き時間を区民のスポーツ・文化活動の場に提供することや、夏季期間中の学校プール開放で区民の健康増進の一助とする。また、各小学校で行っている遊びと憩いの場をより利用者に使いやすい場とすることで、学校を中心とした地域住民の交流が促進される。さらに、利用者団体協議会単位或いはブロック単位によるスポーツ・文化事業が推進される。</p>

### 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>学校施設の開放時間帯における区民利用は、定着してきているが、学校行事の活発化などにより、従来と比べて開放時間帯の確保が困難になっている状況があり、学校側との連携が求められている。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>スポーツ・文化活動を行う施設が限られているが、学校開放施設は、一定の学校の協力や利用者団体協議会の努力で開放施設が有効に活用されたり、地域の交流の場になりつつある。開放プールは区民に身近で気軽に利用できる施設として利用されている。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充      ○ サービス増      ● 改善の余地なし      ○ 効率化      ○ 縮小      ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>学校開放時間帯の利用調整は学校開放連合協議会に委託し調整が行われている。また、夏のプール開放(小・中学校、幼稚園)も委託を行い順調に実施されている。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>今後の学校の新設校については、開放施設と児童・生徒が利用する教室を分けるなど、一般利用者が開放施設以外に入れないよう学校施設の安全性を確保できる構造が必要になってくる。各利用者団体協議会や協議会同士の交流事業をさらに旺盛に取り組めるよう、各利団協の経験交流の場を充実させていく。 個人開放事業は、誰もが個人でスポーツを楽しめるようボランティアで運営を学校開放連合協議会に依頼しているが、初めての方でも気軽に競技に参加できるよう、状況把握に努め真の個人開放事業としていく。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>各利用者団体協議会による学校を中心とした事業活動も活発化し始めており、防災訓練への参加や中学校駅伝大会への協力など、新たな動きも出てきている。こうした活動を大切にしながら、今後は、「学校の周りに地域がある」のではなく、「地域の中に学校がある」との視点に立ち、学校を地域活動の拠点となるよう、「遊びと憩いの場」や「学童クラブ事業」、「放課後居場所事業」など、学校支援本部との関係も視野に入れながら、子どもから高齢者まで関われる事業との連携を図る必要がある。なお、新設校の設計には、地域との関係を常に配慮する工夫が欠かせない。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>学校施設をどのように利用するかは、教育委員会事務局と利用者団体協議会との関係ではなく、地域施設の利用という視点で、学校支援本部で取り扱うようにしたらどうか。</p>
今後の施策の方向	<p>○ 拡充      ○ サービス増      ○ 改善の余地なし      ● 効率化      ○ 縮小      ○ 統廃合</p>
協働等への評価	<p>教育委員会と利用者団体協議会との相対の協働ではなく、地域施設として学校支援本部を中心とした協働として位置付けたらどうか。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>活動指標として公開講座開催回数を挙げているが、参加者数ならまだしも、回数では数も少なく活動指標としての物差しにはなりえない。利用者団体の自主企画として、この程度のことしかできないのなら、利用者団体協議会は学校施設の受託業者に近い存在になっているとみられる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>施策を構成する事務事業が1つというのは、政策効果を認識するうえでの論理的な難しさ、これに伴う評価書記述上の難しさがある。現状の政策体系上このようになったのはわかるが、なにか工夫が必要である。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>事務事業である「学校開放施設の団体・区民利用等」は、「学校開放運営委託及び施設等維持管理」、「遊びと憩いの場開放」、「学校開放連合協議会補助金」、「小・中学校プール開放」、「幼稚園園庭及びプール開放」の事業を1つにまとめたものです。</p> <p>学校開放連合協議会の構成団体である25の利用者団体協議会(利団協)は、学校施設の利用調整会議の運営や、登録団体間(約550団体。なお団体は2校登録ができるため重複あり)の交流を深めるためのスポーツ行事を中心に実施しています。利団協によっては、町会やPTAなどにも呼びかけ幅広く取り込んでいます。また、区からの提起を受け、総合震災訓練への参加や中学校対抗駅伝の応援に取り組むなど、地域の中での取り組みを強めつつあります。今後も長年にわたって培われた利団協の活動をさらに発展させ、多様な取り組みにより、地域活動の一翼を担えるよう支援していきます。なお、学校支援本部がどの程度活動範囲を拡大していくかに関わるが、利団協のない小学校や利団協としての活動が困難と思われる団体については連携の必要性があるかと考えています。</p> <p>また、公開講座については、区が一部分の財政的負担を行い、一定の時期がきたら自主的に運営・活動ができるよう促す制度であり、この事業の活動を利団協の自主的活動に発展させてきている団体もあります。25利団協がこの事業を活用し、地域のニーズにあった事業を行い、利団協独自の事業に発展できるよう引き続き支援します。なお、今後、適切に事業の評価ができる指標等を検討をしていきます。</p>
------	--

# 施策 61 学校を核とした地域コミュニティの充実

(上位政策:政策 14 地域に開かれ、支えられた教育のために)

<p>施策目標</p>	<p>保護者や地域の意見を学校運営に反映させることにより、地域に開かれ、信頼される学校づくりをめざす。 連絡調整などの補助的業務を学校支援本部に任せることで、教師が児童・生徒の指導に専念できる環境を確立する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>平成22年度までに全小・中学校に学校支援本部を設置することを目標としている。また、学校支援本部を設置するなど地域と学校の連携・信頼関係ができた学校から、学校運営協議会を設置し、地域運営学校(コミュニティ・スクール)としていく。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>学校支援本部を設置しようとする学校は、教育ビジョン推進計画の計画数以上にあることから、目標を達成できる見込みである。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>保護者や地域住民の学校運営への参画を推進するとともに、学校を核とした地域コミュニティの再生をめざすため、地域運営学校(コミュニティ・スクール)の設置や学校支援本部の取組みへの支援を通して、地域との協働による学校づくりを進めた。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>学校を支える様々な力のうち「地域が学校を支援する力」に重点を置き、学校運営協議会や学校支援本部の活動を通じて各種の教育施策を進めてきた。今後、「地域の力」には、「人」によるもののほか、地域からの任意の寄付など、財政面からの支援が期待される。そこで、寄付者が税制上の優遇措置を受けられ、個々の学校支援本部の財政的支援に資する仕組みとして、教育基金を創設し、その受け皿となる学校支援本部の連合組織の設置をめざす。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>学校支援本部が設置され、学校と地域との連携・信頼関係が構築されている学校から、学校や保護者等の意向も踏まえ学校運営協議会を設置し、地域運営学校(コミュニティ・スクール)の拡充に努めていく。 就学前教育や小中学校の教育・地域の教育など、自らの教育課題に取り組む地域の実現を図るため、既成の「地域教育連絡協議会」の成果等を活かしながら、中学校を中心とした区域単位での新たな教育支援組織「(仮称)地域教育推進協議会」を21年度にモデル設置する。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>「杉並区教育ビジョン推進計画」に基づき、学校支援本部及び地域運営学校(コミュニティ・スクール)の設置は計画的に進捗しており、成果指標についても目標数値に着実に近づきつつある。また、文部科学省が平成20年度から新たに「学校支援地域本部事業」を立ち上げたことは、杉並区のこれまでの取組みが評価されたものであり、その意義は大きい。今後とも、「地域が学校を支援する力」を段階的かつ計画的に高めていく等の取組みを通じて、学校を核とした地域コミュニティの再生に努めていく必要がある。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>施策番号59の「学校運営への参画」と61の「学校を核とした地域コミュニティの充実」が施策として明確に分離されていない。このため施策分析の成果指標は同じような指標であり重複も見られる。政策体系の組み立て方に問題があるようだ。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充      <input type="radio"/> サービス増      <input type="radio"/> 改善の余地なし      <input type="radio"/> 効率化      <input type="radio"/> 縮小      <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>「学校を核とした地域コミュニティの充実」とはほとんどすべてが「協働」である。今後の課題として、いかなる性格の「協働」なのかの概念仕分けが行われると意味がもっとわかりやすくなる。たとえばこのよう住民自治の延長にある協働には「自己組織化」という考え方がある。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>成果指標に他の施策との重複がある。重複がいけないということはないが、ここではほかの施策との政策体系としての未整理があるように見える。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>施策を構成する事務事業が1つというのは、政策効果を認識するうえでの論理的な難しさ、これに伴う評価書記述上の難しさがある。現状の政策体系上このようになったのはわかるが、なにか工夫が必要である。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>施策番号59の「学校運営への参画」と施策番号61の「学校を核としたコミュニティの充実」が、施策として重複が見られるとの指摘を受けていますが、この2つの施策は、共に政策14「地域に開かれ、支えられた教育のために」の政策目標を達成するための施策です。</p> <p>施策番号59の「学校運営への参画」は、学校教育コーディネーター、学校サポーター、部活動外部指導員など学校を支える地域の方々がどのように学校に参画していくのかに視点を置き、人材の発掘・育成を成果目標としたものです。施策番号61の「学校を核としたコミュニティの充実」は、学校が、地域の人材を活用・受入れるための「学校支援本部」「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」等の仕組みづくりや拡充に視点を置いたものです。</p> <p>今後、外部評価で指摘いただいたように、各施策評価表の記述をわかりやすくする工夫のほか、「成果指標」の設定についても、見直しを図ってまいります。</p> <p>なお、施策を構成する事務事業のあり方については、今後の施策・事業等の見直しの中で検討すべき課題としていきます。</p>
------	--

## 政策 18 区政を支える基盤整備

政策目標	<p>区政を取り巻く様々な課題に的確に対応できる組織を整備するとともに、事業・施策に資する財産の適切な管理、効率的かつ効果的な事務処理を遂行するなど、区政を運営するうえで揺るぎない体制を構築する。</p> <p>最も尊重すべき民意である「選挙」に、多くの区民が参加し、加えて選挙に関する事務を公正・適切・迅速に行う。</p> <p>区政の根本である区民生活の安全を確保する。</p>
当面の成果目標	<p>適正な事務処理・財産管理に関するこれまでの正確性を維持するとともに、低コスト化を図る。</p> <p>職員のやる気を向上させ、少数精鋭の区役所を担う職員を育成する。</p> <p>区民の政治参加意識の醸成、向上を図る。</p> <p>犯罪やその他の危機に対する区民の不安を除去する。</p>

### 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>職員定数の削減を進め、13～20年度で848名を削減する一方、統合内部情報システムの構築の一環として、20年度から新財務会計システムが稼働し、既に構築した文書管理・庶務事務などとの一体的な運用を開始し、更なる効率化に向けた環境整備が進んだ。</p> <p>職員の人材育成などの仕組みづくりに向け、19年度、現状を把握するための職員意識調査を実施した。20年度にはこの結果について詳細な分析を進めていく。</p> <p>若年層の選挙時啓発活動に重点的に取り組んだ。</p> <p>安全パトロールの強化や防犯カメラの設置助成により、19年の空き巣件数を大幅に減少させることができ、これにともない犯罪認知件数の減少を図ることができた。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>IT化や不断の事務事業の見直しにより、これまで以上に事務の正確性・迅速性を確保していく一方で、事務の遂行に係るコストの逡減を図る。また、事務の省力化により、効率的かつ効果的な組織体制の確立をめざすとともに、区民から信頼され、自治・分権の時代にふさわしい少数精鋭の人材育成・人事給与制度改革に着手する。この際、19年度に実施した職員意識調査結果を十分に分析し、活用していく。</p> <p>選挙における投票率の向上を目指し、若年層に重点を置いた啓発活動を継続して実施していく。</p> <p>刑法犯罪件数の減をめざし、防犯意識の普及・啓発を行うとともに、区民に安心してもらえる危機管理体制のさらなる強化を図る。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>既に稼動している文書管理、庶務事務システムに加え、今年度から、新たに新財務会計システムが稼動し、これらのシステムの一体的な運用が開始されたことをはじめ、職員定数の目標を上回る削減(13～20年度848名)を引き続き図るなど、簡素で効率的な区政を推進する取組みを着実に進めた。また、分権時代の区政を担う人材を育成する仕組みづくりに向け、現状把握と分析等を行っていくため職員意識調査を実施したほか、庁有車における低公害車の導入率87%の達成、さらには、安全安心のまちづくりに向け、危機管理対応力を強化し、犯罪発生件数を大きく減少させるなど区政運営を支える基盤整備に向けた取組みが着実に進んでいる。</p> <p>今後は、自治分権の時代における区政の担い手となる少数精鋭の職員の育成に向け、今般実施した職員意識調査等を活用しながら人材育成・人事給与制度改革を進める他、IT化による内部事務の省力化や事務事業の見直し、さらには、簡素で効率的な組織体制の確立を図るなど、より一層強力に行財政改革を推進するとともに危機管理体制をさらに強化し、環境の変化に対応し、時代の要請に適う区政の礎となる基盤整備を強力に推進していく必要がある。</p>
-----------	---

## 【外部評価】

政策内容への評価	やや総花的な印象が強い。安全パトロールなどの防犯対策は安全・安心分野で総合的に扱うべきで、公正な選挙事務や適正な事務処理を謳う中では違和感があるのは否めない。
評価表の記入方法などについての評価	選挙に関する区民の参加、事務の公正・適切・迅速化についての具体策が記述されていない。
政策を構成する施策についての意見	総花的で、内容の整理が必要に思う。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>区政を支える基盤は多様であり、それを政策として一つにまとめていることで、総花的であるとの指摘は否めませんが、間接的な区民サービス施策と直接的な区民サービス施策を整理するなど、説明の工夫と内容の精度向上をめざしてまいります。</p> <p>防犯などの危機管理施策は、現在、政策経営部の中に危機管理室を設け、区として集中的に取り組を展開しているところであり、当面はこの政策に位置付け、組織横断的な取組の必要性などにより今後の位置付けを考えていくこととします。</p> <p>中学校の生徒会選挙に器材の貸出し、児童・生徒を対象とした「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の実施など、将来の投票率向上に寄与する啓発活動を継続して実施してまいります。</p>
------	--

# 施策 70 内部事務等の適正かつ効率的な執行

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

<p>施策目標</p>	<p>21世紀ビジョン、すぎなみ五つ星プランの目標実現に向け、区政を支える基盤としての内部事務について、適正かつ効率的な執行を行う。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>より適正かつ効率的に執行するとともに、事務執行を適切に監査することにより、区民から信頼される区政を実現する。また、区民に対し、開かれた議会運営を目指す。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>内部事務の執行についてはこれまで、文書管理システムや財務会計システムの稼働などにより、システムを利用した事務の効率化を図った。今後はこのシステム運用について、各職員が共通の認識を持つことが求められ、より効率化に向けた運用を目指す。 また、監査方針や監査結果は速やかにホームページに掲載するなど、事務執行の透明性を図り、指摘等があった点は改善し、事務執行の更なる適正化を図る。 議会運営では、20年度から土曜日議会の開催など、「開かれた区政」のさらなる一歩を踏み出した。今後も区民に身近な議会に向けた取り組みを継続していく。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>内部事務の執行管理は、区政運営に大きく関わることであり、適正かつ効率化を目指すことは、区政運営の基盤整備に大きく貢献しているといえる。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充      ○ サービス増      ○ 改善の余地なし      ● 効率化      ○ 縮小      ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>協働(委託等)を実施できる事業については、協働後の効率化、費用対効果などを検討しながら、積極的に取り入れていく方向で考える。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>当評価にある「内部事務」は、区政を運営して行く上でも重要なものであり、適正な事務の運営、執行が求められる。ゆえに、単なる効率化だけでなく、全体を見てより事務処理しやすい環境、運営方法を検討し改善に向けた取り組みを行うものである。それが、結果として、より適正にかつ効率的な事務処理に繋がると考える。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>区政運営を根幹で支える内部事務は、区民に対する積極的な情報提供や執行状況の公表等を通じて透明性を高めるとともに、継続的に効率化を図る必要がある。文書管理システム及び財務会計システム導入後の運用状況や、協働事業の実施状況を含め、事業の費用対効果について職員が情報を共有し、検証と見直しを続けていくことが大切である。</p>
-----------	---

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>内部事務の効率化に対しては、区民の厳しい目が光っている。20年度から土曜日の議会開催というが、この場合の経費はどうなっているのか。休日出勤手当がつくようでは、サービス強化にはならないだろうし、区民も納得はしないだろう。こうした小手先の対応で本当に「開かれた区政」といえるのだろうか。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input checked="" type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>外郭団体を含めた一般経理事務の一括処理などを検討すべきだろう。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>協働化の具体策が記載されていないなど、具体性にやや欠ける。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>外郭団体も含めた事務の見直しと協働化が必要に思う。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>はじめに、土曜区議会の人件費に関するのですが、区では、最少の経費で最大の効果を上げるべく運営に努めており、職員への休日出勤手当は支給せずに、勤務日の振り替えで対応しているところです。</p> <p>次に、協働化の具体策ですが、現在、文書交換業務及び文書廃棄業務などを委託により行っており、他の内部業務についても今後協働の可能性を検討していくものです。</p> <p>最後に、外郭団体を含めた一般経理事務の一括管理や事務の見直しですが、外郭団体はそれ自体が独立した団体であり、区の会計と外郭団体の会計を一括処理することは、現時点では困難な状況にあります。しかしながら、今後の公会計制度導入によって、外郭団体を含めた連結決算を予定しており、会計事務の透明性の強化の面については改善できると考えられます。今後も、区会計、外郭団体の会計共に明確な計画、報告を行えるよう、努めるものです。</p>
------	--

# 施策 72 行政財産の適切な取得・運営及び維持管理

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

<p>施策目標</p>	<p>区有財産の効果的な運用と多様化する区民利用の利便性を高める。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>各施設の利用目的に沿った機能性や安全性を高めるとともに、中長期修繕計画を策定し、それに基づき施設保全を行い既存施設の長寿命化とランニングコストの縮減を図る。 公共事業用地を円滑に確保(取得)することに、事業部門への優良な用地の供給を図る。 庁有車を効率よく使用できるよう予約システムで管理し、整備された車両を提供する。また、環境への配慮から22年度末までに低公害車導入100%を目指し計画的に買い替える。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>庁有車における低公害車導入率は87%に達している。 区と比較して土地開発公社での用地取得資金の調達が可能であり、調達時間が短いことから、今後も施策に大きく貢献できる。 区施設保全管理においては、設計審査会等で工事費の縮減に取り組みまた、修繕工事では、優先度に基づく工事の選択や緊急工事に迅速かつ的確に対応することで不要不急の工事をなくした。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>平成22年度低公害車導入率100%をめざして、着実に目標達成に向けて進んでおり、排出ガス(CO2)削減に寄与している。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充      ○ サービス増      ○ 改善の余地なし      ● 効率化      ○ 縮小      ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>経理課4事業のうち3事業(区役所本庁舎等維持管理、財産の取得・維持管理、土地開発公社の事業支援)にあっては、協働等は実現しているが、1事業(庁有車の管理)及び営繕課2事業(区施設の保全管理、区施設の改修・改良工事)は一部実現としているが、順次できるところから委託化を図る。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>行政財産の本来目的に沿った適切な維持管理を進めるとともに、本庁舎中長期修繕計画に基づき地球温暖化対策の一環として設備機器を省エネタイプに取替える。 庁有車の購入に際しては、より上位の低公害車とし、平成22年度末までに全車低公害車に買い替えるとともに、可能な限りABS装着車とし、事故を未然に防ぐ策とする。 施設の老朽化に伴い、施設保全計画情報管理システムを活用し、年次修繕計画により計画的な保全を図り、ライフサイクルコストを縮減していく。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>庁有車の事故件数は減少しているが、運転登録講習会参加者数も減少している。事故ゼロを目指した一層の安全運転教育への取り組みが必要である。</p> <p>今後、施設の老朽化や耐震化対策、地球温暖化(CO2)対策等に伴う改築・改修・改良工事量の大幅な増加と経費増大が見込まれる。中長期の財政シミュレーションをもとに、財政とのバランスがとれた施設の更新計画を策定し、具体化にあたっては、改築・改修手法の改善など、様々な工夫により経費の節減に努める必要がある。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>財産の取得・運営、維持管理と表記されているが、効率化のためには適切な売却も必要ではないか。時代遅れの施設、不必要となった財産処分こそ効率行政の基本だと考える。</p>
今後の施策の方向	<p>○ 拡充      ○ サービス増      ○ 改善の余地なし      ● 効率化      ○ 縮小      ○ 統廃合</p>
協働等への評価	<p>区だけでなく関連団体の保有車両や財産管理などは一括管理すべきだろう。人事、給与、経費の事務も協同化が望ましい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>ECO対策としては、庁有車を低公害化することが記載されている程度で、庁舎全体での対応など総合的な取り組みにもふれるべきだろう。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>ECO対策と施設売却の取り組みについても言及することが好ましい。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p><b>施策内容への評価</b>          活用されていない財産の処分について、効率行政の基本であると認識しており、施策評価72「行政財産の適切な取得・運営及び維持管理」の中で行政財産の適切な運営業務の一環として位置づけています。現在、行政改革の一つとして、低未利用の区有地について処分方針を決定したうえで順次売却等を進めています。具体的には、その機能や形態を有しておらず、民有地に占用されている法定外公共物(旧水路敷等)について、平成14年度から順次占有者へ売却による処分を進める一方、現在青梅市に所在する旧青梅寮の用地を処分するにあたり、買受希望者と具体的な折衝を進めています。</p> <p><b>協働等への評価</b>          関連団体の任意財産や事務の協同化については、それぞれの団体等の活動目的に基づき管理・運用を行っていることから、区による一括管理は困難であると考えます。</p> <p><b>評価表の記入方法などについての評価</b>          来年度から庁舎全体のECO対策としての取組にも触れていきたいと考えます。</p>
------	--

# 施策 73 政治意識の高揚と政治参加の促進

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

施策目標	公正公平な選挙の執行や、啓発活動、投票環境整備等により、区民の政治意識の高揚、政治参加の促進を図る。
当面の成果目標	各選挙の投票率を平成22～23年度までにそれぞれ10%程度向上させる。 ・区議会議員選挙(19年度42% 23年度50%) ・参議院議員選挙(19年度56% 22年度60%)など

## 【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	投票率の向上をめざし、啓発活動に力を入れている。
政策への貢献度	政治意識の高揚と政治参加の促進のためには、明るい選挙の推進や積極的な啓発活動が不可欠であるため、貢献度は高い。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	明るい選挙推進活動については、永年、区民等との協働により行われているが、比較的高齢の委員が多く、より若い世代の参加に課題がある。 職員数が減少するため、今後より一層、選挙事務等に人材派遣や民間委託等の導入を検討する必要がある。
今後の施策のあり方	選挙は区民の政治参加の最たる機会であり、引き続き厳正に公正公平な執行を推進する。 常時の啓発活動を拡充し、若年層の政治参加を促進させ、投票率の向上を図る必要がある。 人材派遣や投票用紙の読取機の導入を検討し、開票作業の効率化に取り組む。

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>長期的に低下傾向にある投票率の向上に向け、推進員の世代交代を図るなど推進員活動の活性化を図るとともに、若年層の政治意識向上に向けた働きかけの強化に積極的に取り組み、常時啓発活動の予算執行率を高めていく必要がある。</p> <p>開票事務については人材派遣を活用したところであるが、正確性を確保しつつ開票事務の迅速化を図るための一層の創意工夫が求められる。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>選挙は、民主主義の基本であり、重要ではあるが、区民、特に若者の意識向上は難しい面がある。政治資金使途が不透明な点であることも一因になっている。行政レベルでも可能な限り透明性確保が必要だと考える。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>記載されているように若い世代を巻き込んだ推進活動を展開すべきだろう。そのためのイベントづくりも必要だと思う。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>難しいであろうが、投票率を10%向上させる取り組み方法を明記してほしい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>適正な事務の運営、執行は当然のことであるが、何が問題で改善すべき点を明示したほうが良いのではないかと。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>(1) 評価全般について：投票率は、選挙の争点や候補者の知名度、人気等によって大きく上下します。また、一般的に投票日の日程や天気にも左右されるといわれています。現状では、それらの選挙啓発以外の要因による投票率への影響はとても大きく、啓発活動の成果は、即応的に表れにくい状況です。そのため、啓発活動による10%の投票率の向上は、一朝一夕に達成できる目標ではありません。しかし、特に全選挙人に占める割合が高い若年層(20～30代)に対する啓発活動に課題があることは確かなことです。今後、内部に積極的な検討体制を設けて、区民の政治意識の向上に向けて現実的かつ効果的な啓発手法の検討に取り組んでいきます。</p> <p>(想定される検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの啓発手法や他区市の啓発事例の検証を通じた啓発活動の改善</li> <li>・インターネット等の新しい手法を活用した啓発活動の導入</li> <li>・さらに投票しやすい環境づくり</li> </ul> <p>(2) 施策内容への評価について：政治資金使途の透明性確保は重要なことですが、区民の政治意識の向上や投票率向上との関係性は明らかではありません。</p> <p>(3) 協働等への評価、評価表の記入方法などについての評価：(1)の検討体制の中で検討していきます。</p> <p>(4) 施策を構成する事務事業についての意見：選挙を通じて検証し、考察を重ね、問題点があれば具体的に明示していきます。</p>
------	---

# 施策 78 効率的で効果的な組織・体制づくり

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

<p>施策目標</p>	<p>簡素で迅速な意志決定、区民サービスの向上などの視点から、効率的で効果的な組織・体制づくりを目指す。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>人事給与事務については、引き続き職員の適正配置と適正支給に努める。 職員の健康管理については、(仮称)健康管理システムを活用して、経費の縮減を検討する。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>職員数については、スマートすぎなみ計画に基づき、削減目標に向けた取り組みを続けている。 人件費については、引き続き超過勤務の縮減に努める。 健康診断受診率については、更なる受診率向上に努める。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>職員の健康管理を充実することで、職員の仕事に取り組む環境を整え、区政を支える土台となるべき役割を果たしている。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input checked="" type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>区全体の事業の協働化を推進し、効率的でスリムな組織・体制を整える必要がある。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>平成19年度から統合内部情報システムの一環として、庶務事務システムが稼働している。また20年度からは研修管理システムも稼働し、事務の効率化が図られている。今後もさらにシステムの利便性と仕事全体の見直しによる職員の負担軽減を検討していく必要がある。 なお、パソコンの導入等により、仕事の進め方が変化しており、仕事に起因する新たな不安やストレスが増加している傾向にある。そのため、メンタルヘルスの取り組みを一層強化する必要がある。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	庶務事務システム等の導入と業者へのシステム運用委託により、人事給与事務については着実に効率化が進められている。また、職員定数の削減についても、計画的に目標を達成している。今後は、職員の人材育成及び健康管理により重点を置き、研修データや健診結果データ等の管理・活用について、更に積極的な取組みを行うとともに、20年度中に改定を行う人材育成計画を踏まえ、より効果的な人材育成を推進する必要がある。
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	行政事務の効率化が叫ばれて久しいが、なかなか難しい面もある。効率化がサービス低下にならないように注意する必要がある。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	事務の協働化とは何を意味するのか。アウトソーシングのことなのか。
評価表の記入方法などについての評価	上記のように協働化の中身がはっきりしないなど、全体的に抽象的な表現が多く、わかりにくい。
施策を構成する事務事業についての意見	職員の健康診断は、メンタルヘルスの面でも拡充すべきだろう。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>平成19年度より本稼働した庶務事務システムも大きな問題もなく、順調に運用が図られています。人事給与事務については着実に事務の効率化が進められており、職員定数の削減も予定どおり進められています。今後も区民サービスの低下につながらないよう配慮しつつ、業務のアウトソーシング、IT化、職員の能力開発などの取組により、効率的、効果的に区政運営を推進してまいります。</p> <p>職員の人材育成については、20年度中に改定を行う人材育成計画を踏まえ、より効果的な人材育成を推進してまいります。</p> <p>また健康管理については、メンタルヘルス対策として、保健師による常時相談の受付や長時間労働者に対する産業医による面談を開始しています。</p>
------	---

# 施策 83 危機管理体制の強化

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

<p>施策目標</p>	<p>区組織における危機対応力の強化 犯罪被害の未然防止</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>危機対応能力を向上させるため、職員の危機意識や知識の共有化を図る。そのため危機管理研修やセミナーを開催し、年間受講者数500人を目標とする。 空き巣被害を減少させる。19年度に発生件数を激減させた(年間385件)ことから、その成果を維持する。 犯罪発生情報メール登録者数の目標を16,000名とする(前年の1000名増)。 防犯診断実施世帯数を2,600世帯とする(前年の160件増)。</p>

## 【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>危機管理研修等を開催し、職員の危機意識を向上させた。 空き巣被害を激減させた。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>研修の実施により、職員に危機意識と知識の共有化を図り、危機対応能力を強化した。 また、安全パトロールや自主防犯団体の活動及び防犯カメラの設置などにより、「安全・安心のまちづくり」を推進した。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充    <input checked="" type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>「新型インフルエンザ対策」等の新しい危機に対応するため、研修の委託先を吟味する必要がある。 また安全パトロールの委託先については、より柔軟で機敏なパトロール活動の向上を目指して活動の方法、方策を精査する必要がある。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>これまでに作成された危機管理マニュアルを精査し危機に備える。また新型インフルエンザ対策等の新しい危機に対応していく。 安全パトロールの実施により、空き巣被害の発生を防止するとともに、「振込め詐欺」等の新しい犯罪被害を未然に防止するため区民に対する防犯意識の普及・啓発を行なう。</p>

## 【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>安全パトロール隊によるきめ細かなパトロールの実施や防犯自主団体への活動支援などにより、空き巣被害が前年度比で70%減となったことは大きく評価できる。一方、新型インフルエンザへの初動体制の再編強化をはじめ、根本的な解決に至っていない振り込め詐欺や資源抜き取りなどへの実効性ある対策など、解決が迫られている課題も多い。</p> <p>今後も、庁内の体制を充実させるとともに、関係機関や地域との連携により危機管理体制の強化を図る必要がある。また、全ての施設での安全管理マニュアルの作成や「ヒヤリ・ハット情報」の共有の徹底を図り、施設の安全管理体制を強化する必要がある。</p>
-----------	--

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>複雑化する現代社会において危機管理体制の強化は、きわめて大切で、行政に最も求められるサービスであろう。そうした観点から、職員の意識向上セミナーは評価できよう。同時に区民の意識向上にも役立つ取り組みを期待したい。ただ、危機管理体制という枠組みでとらえるなら、安全安心分野に含めた一体的・総合的な施策としてもよいのではないだろうか。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充    <input checked="" type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>安全パトロールなどは、地域住民も参加した対応が望ましいと考える。また、新型インフルエンザなどについては地元医師会との協働も必要だろう。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>生活密着型の危機管理体制で、内容は細かいが、総合的な防災の観点がほしい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>現在区民の関心は、医療体制のあり方に集まっているのではないだろうか。区としての取り組みを検討しておくべきだろう。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>1 事件・事故への対応だけでなく、危機を未然に防止するため、今後も職員の意識向上のセミナーを実施していきます。</p> <p>2 また、区民への意識向上策として、これまでの安全パトロールに加えて、高齢者や防犯自主団体への振り込め詐欺防止のための啓発活動を実施していきます。同時に駅頭や銀行店頭での広報活動に努め区民の財産を守ります。</p> <p>なお、安全パトロールについては、地元住民による防犯団体と合同パトロールを随時開催しており、今後も一層の協力関係の強化を図ってまいります。</p> <p>3 さらには、新しい危機である新型インフルエンザに対して、区の業務継続計画を策定し、区民生活の危機に備えていきます。</p> <p>(医療体制のあり方に関しては、施策番号39「地域医療体制の整備」において検討しているところです。)</p>
------	--

# 4 区民アンケートに対する外部評価結果

## 1 自転車問題の解決

### 目的と概要

良好な住環境を実現するため、駅周辺の放置自転車の問題に取り組んでいます。自転車は環境にやさしく、自動車の使用を減らすためにも、自転車駐車場の整備を行い利用を促進することが必要です。その一方で、歩きで済む用事には、歩くことを進め、駅周辺の放置自転車の解消をめざしています。区では、平成14年度に策定した「サイクルアクションプログラム」を平成19年度に「自転車利用行動計画」として改定し、その中で数値目標を掲げ、各施策に取り組んでいます。放置自転車台数は、平成22年度までに、平成15年度の7,056台から70%削減し、2,100台以下とすることめざしています。平成19年度は、前年度から289台少ない2,620台まで削減し、目標達成に向け順調に推移しています。

### 1 目標

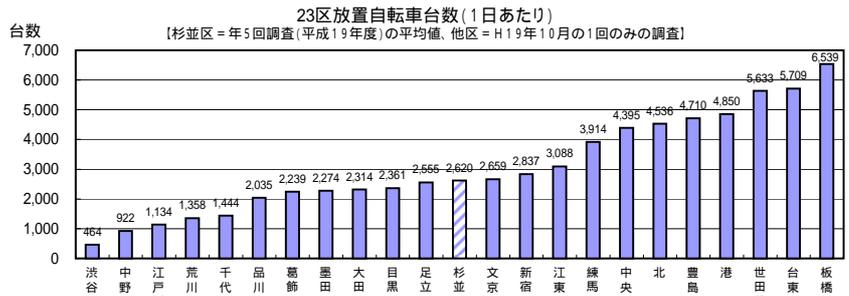
**駅前放置自転車を  
平成22年度に2,100台に減少させます**

### 2 成果



駅前放置自転車台数とは、区内各駅の放置禁止区域内に放置された台数で、年5回調査の平均値です。19年度は、前年度の2,909台から2,620台へ減少しました。これは、区内全域で、放置防止指導から撤去・返還業務の委託を進め撤去の強化を図ったこと、および、区内の17駅で活動する自転車放置防止協力員等による「放置防止キャンペーン」などの啓発活動の効果といえます。一方で、放置台数が200台以上の駅がまだ3駅あり、歩行を妨げ、交通安全の阻害要因になっています。

23区の放置自転車台数をみると、杉並区は12番目で、中位に位置しています。杉並区は、住宅地で比較的人口が多く、自転車乗り入れ台数が多いことなどが背景にあると考えられます。



### 3 かかった経費

19年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約11億6千万円でした。大きな支出としては、自転車駐車場の運営経費として6億6千万円、自転車の放置防止啓発や放置自転車の撤去・返還・処分約3億円、自転車駐車場整備経費として1億8千万円などです。また収入としては、自転車駐車場使用料が6億6千万円、撤去手数料が1億3千万円、撤去自転車の売却代金が1千3百万円など、合計で約8億1千万円となりました。この結果、この事業にかかる区民1人あたりの経費は2,173円ですが、使用料・手数料等の収入を差し引いた後の、実質負担額は区民1人あたり650円となっています。

**区民一人あたりの額**  
この事業 2,173円  
区の全ての事業 45万8千円

### 4 事業

#### <19年度に実施した主な事業>

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	自転車駐車場等を整備しました	2ヶ所	高井戸駅周辺では、500台規模の高井戸北自転車駐車場を整備しました。また、富士見丘駅北口に284台規模の登録置場を整備しました。
2	放置自転車を撤去しました	65,699台	区内の各駅付近で、延べ1,995回撤去を行いました。
3	自転車放置の防止キャンペーンを実施しました	8日間	自転車利用者を対象に、地域の方たちとともに、協力を呼びかけました。

### 5 自己評価

#### <これまでの取組>

自転車駐車場の整備に計画的に取り組んだ結果、現在27,116台収容できる駐車場を確保し、駅前の自転車放置台数は、着実に減少しています。地域の方々が担い手である放置防止協力員による啓発活動も大きな要因となっていると考えられます。さらに鉄道事業者が自転車駐車場の設置や用地提供を求め、現在3,222台分の民営駐輪場が鉄道事業者等により運営されています。

#### <今後の方向性> 【拡充】

自転車駐車場が未整備の駅周辺に重点的に整備します。20年度は西荻窪駅北口に207台規模の駐車場の整備を進め、東高円寺自転車駐車場の拡張工事を実施します。鉄道事業者と協議し駐車場の設置等を求めます。22年度までに4,200台の自転車駐車場を整備し、放置防止協力員の拡大と支援の充実を図り、撤去の強化を進めます。区民、事業者、区が協力して、駅周辺の自転車問題の解決をめざします。

# 自転車問題の解決

## 【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>区は、平成15年度に7,056台であった放置自転車を22年度までに70%削減し2,100台以下とするとの目標を掲げて「自転車駐車場の整備」「放置自転車の撤去」などを行うとともに、区民と協働で「自転車放置防止キャンペーン」を実施し、放置自転車の無いまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>アンケートでは「目標数値は妥当である」としている方は、66%で昨年よりも約12ポイント増加しています。他方、「目標値が低すぎる」とする方は14%で前年より約10ポイント減少しました。これは、昨年からの目標数値を上方修正したことが評価されたものと考えられます。</p> <p>成果については、「十分な成果をあげている」と「一定の成果をあげている」とした方は、合わせて86%と高い割合となっています。他方、「不十分」とした方は、僅か4%でした。</p> <p>経費については、「なんともいえない」と保留した方が最も多く37%を占め、「ちょうどよい」が31%、「使いすぎ」が26%と、区民の評価は三様に分かれました。</p> <p>今後の方向性については、「事業を縮小すべき」は僅か3%ならずで、「さらに事業を充実すべき」が44%にのぼっています。</p> <p>これらのことから、区民は、「これまでの成果と現行の目標を妥当なものとしつつ、現状経費の中で、さらに成果を上げるため、事業を充実していく」ことを期待していると推測できます。</p>
-----------------	---

## 【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「杉並区自転車利用行動計画」(平成20年2月)に掲げる放置自転車削減目標の実現を目指し、各施策に取り組みます。</li> <li>・自転車駐車場の機械管理化を進め、買い物客用に一定時間無料にするなど、効率的で利便性の高い自転車駐車場の運営を目指します。</li> <li>・鉄道事業者や民間事業者、大型小売店、商店街などと連携し、効率的な自転車駐車場の整備を行っていきます。</li> <li>・区内各地域の放置状況を把握し、地域に応じたきめ細かい放置防止指導・撤去活動を行います。</li> <li>・商店街、地域住民、NPOなどと力をあわせて「放置自転車のないまち」をつくるため、区民との協働による事業を拡充していきます。</li> </ul>
----------------------	--

## 【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input checked="" type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>駅前放置自転車の台数が平成12年度の約1/3に低減してきた成果の図及び区民一人当たり経費が2,173円という価格が影響して「さらに充実」が減少し、「これまでどおりでよい」が増加したと思われる。ほぼ2,100台の目標達成が見込まれるが、これは撤去活動の継続で可能なものである。ただし、経費は駐輪場使用料等で相当程度回収され650円が差し引き負担となっていることが適正に認識されていない可能性もある。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>自転車駐輪場の運営経費を低減することで区の財政負担がさらに少なくなるようにできないか検討することが期待される。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>(1)自転車駐車場の運営経費の低減については、民営補助制度の活用、機械管理化の推進、区立駐車場の民営化の検証を踏まえた取り組みを進めます。</p> <p>(2)撤去・保管・処分についても、放置削減効果を維持しつつ経費を低減する方策を検討します。</p> <p>(3)ベンチマークシートの「区民一人あたりの経費」については、次年度以降、「収入差し引き後の実質負担額」を丸囲み図の中に併記するなど、より分かりやすい方法を調整・検討します。</p>
-------------	--

## 2 ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

### 目的と概要

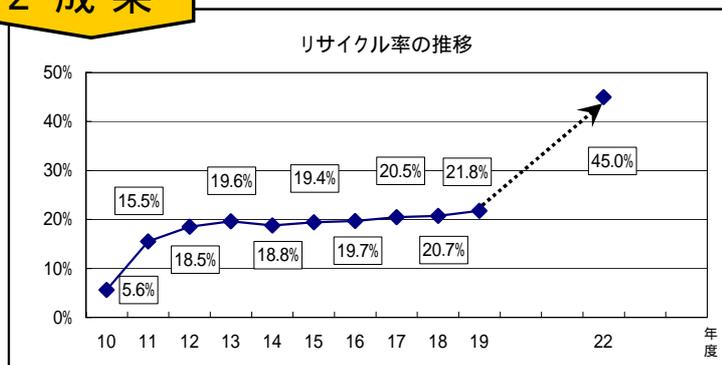
区では、平成20年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画の実現に向け、短期目標としては、平成22年度には家庭ごみを一人1日あたり430グラム（平成18年度649グラム）にするとともに、ごみの分別を徹底しリサイクル率を45%（平成18年度20.7%）にする、という高い目標を掲げました。

ごみの減量とリサイクル率の向上に向け、区民・事業者・区が協働してごみの発生抑制や再利用、再生利用を推進していきます。また区は、そのための具体的な仕組みづくりを行っていきます。

### 1 目標

リサイクル率を平成22年度に45%にします

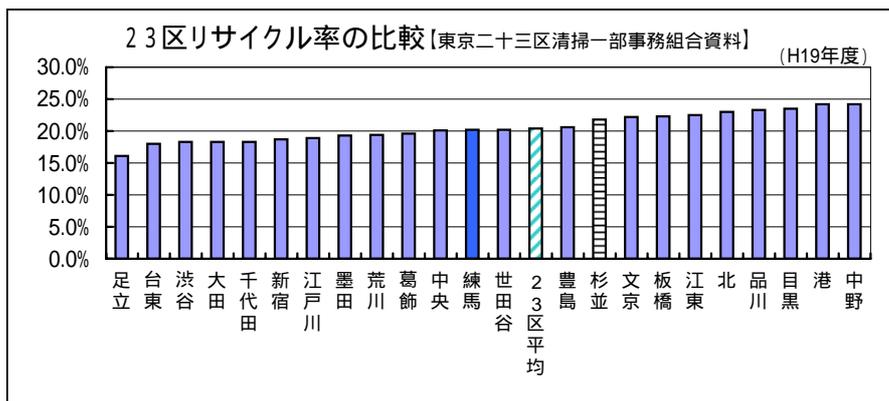
### 2 成果



リサイクル率とは、排出されるごみ量に占める、古紙やびん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装が資源物として排出されている割合です。

杉並区のごみ量は、平成2年度以降減少傾向にあります。しかし今後、東京23区では、新たな最終処分場を確保することは困難な状況です。ごみ問題の解決は依然として大きな課題であり、より一層のごみの減量、リサイクルの推進が求められています。

杉並区のリサイクル率は、23区の中では9番目の順位です。23区平均よりも高い割合で、区民のリサイクルに対する意識の高さが数値として現れています。



### 3 かかった経費

平成19年度の「ごみの発生抑制及びリサイクルの推進」にかかった費用は、人件費と事業費を合わせ、約15億6千万円でした。

事業に占める人件費の比率は、17年度21.1%、18年度13.6%、19年度17.4%となっております。

リサイクル率は着実に伸びて、17年度には20%を超えました。今後も、コストを抑制しながらリサイクルを推進します。

### 区民一人あたりの額

この事業 2,920円  
全ての事業 45万8千円

### 4 事業

< 19年度に実施した主な事業 >

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	資源の回収(区の回収、集団回収)を実施しました	33,863 t	資源回収量は平成18年度に比べ、3.2%増加しました。
2	第4回すぎなみ環境賞を発表しました	-	過剰包装の抑制を一つのテーマに掲げ、「厚着賞」「薄着賞」など5つの部門を設け、賞の選定を行いました。
3	プラスチック製容器包装のリサイクルを進めました	1,409 t	プラスチック製容器包装の回収地域を区内1/3地域で実施しました。

### 5 自己評価

< これまでの取組 >

平成19年度は、区内1/3地域でプラスチック製容器包装を資源として集積所で回収しました。また、ペットボトルの集積所回収も10月から地域を拡大して、約45,000世帯で行いました。この結果、不燃ごみの大半を占めるプラスチックの資源化によるごみの減量とリサイクル率の向上を図りました。これらの事業を通して、リサイクル率の目標達成に向けた基盤整備ができました。

< 今後の方向性 > 【拡充】

「ごみを限りなくゼロにする社会」の構築を目指すため、平成20年度からプラスチック製容器包装やペットボトルの集積所回収を、区内全域に拡大しました。今後は資源品目の拡大を検討するとともに、レジ袋の有料化を実施し、ごみの発生自体を抑制できるように、区民・事業者と協働しながら、普及・啓発に努めていきます。

## ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

### 【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>区は、平成20年9月に策定した「ごみ半減プラン」の実施に向け平成22年度に一人1日あたりの家庭ごみ量430g、リサイクル率45%とすることを目標に具体的な仕組みづくりを行っています。</p> <p>アンケートでは、「数値目標は妥当である」と回答した方が65%でした。また、成果については、「十分な成果をあげている」と「一定の成果をあげている」とした方を合わせて73%と高い割合となっています。</p> <p>かかった経費については、多い順から「ちょうどよい」40%、「なんともいえない」32%、「使いすぎ」16%となっています。また、今後の方向性については、63%が「さらに事業を充実すべき」と回答していることから現状の経費の中で目標に向けて事業を拡充していくことを望んでいると考えられます。</p> <p>区民自らのリサイクルへの取組みとしては「ごみの分別の徹底」が27%、併せて「不要なものは買わない、買い過ぎない」20%や「マイバッグの持参」19%、「集団回収に参加」13%などほとんどの方が何らかの形でごみの減量・リサイクルに参加していることが分かります。また、一方で「リサイクルショップの利用やエコマーク商品の購入」4%、「生ごみの堆肥化」1%と取り組んでいる区民はまだ比較的小さいことが見受けられます。</p>
-----------------	--

### 【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<p>・ごみの発生抑制とリサイクル率の向上を図るため、平成20年4月からプラスチック等のサーマルリサイクルの実施に併せ、区内全域でプラスチック製容器包装とペットボトルの資源回収を始めました。</p> <p>・今後は、資源分別のための区民への啓発活動を進め、資源とごみの分別をさらに徹底し、区民と協働してリサイクル率を高めていきます。</p> <p>・資源の回収については、さらに施策を充実する方向で検討していくことを目指し、そのための経費は、最小の経費で最大の効果をあげるべく取組んでいきます。</p> <p>・平成19年10月、資源の集団回収を促進するため、2世帯から集団回収に参加できるように登録要件を緩和し、地域ぐるみで集団回収をやりやすい要件を整えるため地区回収団体を創設するなどして集団回収事業の普及に取り組んでいます。</p> <p>・ごみの減量については、ごみの排出を抑制するため、ごみになるものを「買わない」「もらわない」という取組みを引続き行うと同時に、「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を制定し、レジ袋の使用を抑制することを通して資源循環型社会の形成をめざしていきます。</p> <p>・新たな資源品目の検討やNPO団体をおして、リサイクルについてのPRや普及啓発講座を実施することにより区民のリデュース・リユース・リサイクルに対する意識の向上を図る取組みを進めています。</p> <p>・生ごみの減容・堆肥化については、補助金制度等を活用し、区民に対して機器の購入等の補助を実施していきます。</p>
----------------------	--

### 【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充    <input checked="" type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>区民自身によるごみ発生抑制やリサイクルへの取り組み率は高くても20%台で、まだまだ向上の余地がある。この分野に限ったことではないが、区民の具体的な行動がいかなる環境保全／環境負荷低減効果につながるのかについて、わかりやすかつ出来るだけ定量的に可視化(見える化)していくことにより、区民のさらなる行動を引き出していく必要がある。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>上記に加え、コストと環境保全／環境負荷低減効果の両方をにらみながらも、発生抑制リユース リサイクル(マテリアル サーマル)という循環型社会形成に向けた施策の優先順位を明確にした施策目標が掲げられるべきである。本施策においては廃プラのサーマルリサイクルに特に重点が置かれており、発生抑制策が弱い。また、今後の方向性として、LCA的な観点から、資源等の回収とリサイクル率の向上が環境保全／環境負荷低減を進めるうえで優先されるべきなのかも、客観的に評価する必要がある。</p>

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>ごみ減量の実績をあげるためには、ごみ減量の意義を区民に理解してもらい、実践してもらうことが重要です。そのため、3Rに取組む意義やリサイクルの効果と再商品化の工程等を定量的分析を含めわかりやすく表現し、広報等を通じて区民に周知していきます。</p>
-------------	--

### 3 保育の充実

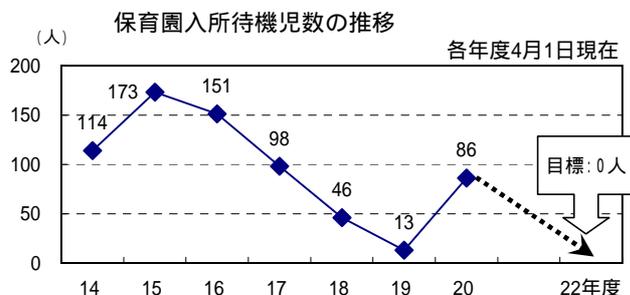
#### 目的と概要

少子化が進む一方、経済状況の変化や就労形態の多様化に伴い、保育需要は増大しています。区では子育てと就労の両立を支援するため、区立保育園の入所定員の見直しや認証保育所等の拡充などにより定員の拡大を図り、入所待機児の解消をめざしています。また、延長保育、産休明け保育、病児・病後児保育など保護者の多様な保育ニーズに応じたサービスを提供するとともに、在籍している乳幼児の健全な心身の発達を図るためのきめ細やかな支援を行います。

#### 1 目標

保育園入所待機児を平成22年度までにゼロにします

#### 2 成果



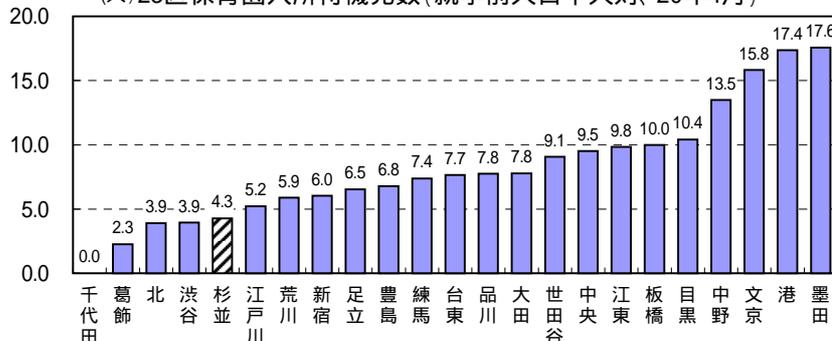
15年度以降、保育園の入所定員増や認証保育所の整備などの取組により、年々待機児数は減少してきましたが、19年度中に乳幼児人口の増加が続き、保育需要増と重なって、平成20年4月1日現在、86名に待機児が増えました。

入所待機児を解消するための緊急対策として、認証保育所の整備計画を前倒しして、20年度中に3所整備することとしています。

平成19年4月時点での待機児数13人は、23区の中で2番目に少ない数でしたが、平成20年4月時点の待機児数86人は、23区の中で少ないほうから10番目となっています。

また、待機児数を子どもの人口の比率で見ると、平成20年4月時点で千人あたり4.3人と、23区中、5番目に少ない数となっています。

(人)23区保育園入所待機児数(就学前人口千人対、20年4月)



#### 3 かかった経費

平成19年度に公立私立あわせて5,119人の保育園児の保育や、認証保育所・グループ保育室の開設・運営などにかかった費用は、約123億円でした。この内、人件費は約75億円、事業費は約48億円となっています。

また、歳入としては、保育料12億1千万円、国・都からの補助金5億7千万円などでした。

#### 区民一人あたりの額

この事業 23,050円  
区の全ての事業 45万8千円

#### 4 事業

##### < 19年度に実施した主な事業 >

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	認証保育所を開設しました	2所	ポピンズナーサリー阿佐ヶ谷と、にじいろ保育園サクセス荻窪を開設し、入所定員を60名増やしました。
2	病児保育事業を開始しました	1所	保育施設等に通う乳幼児が発熱等の急な病気になった場合の保育所として、病児保育所を開所しました。
3	延長保育を行う園を拡充しました	4所	新たに井荻保育園、中瀬保育園、荻窪保育園、和泉保育園で延長保育を開始し、延長保育実施園が30園になりました。

#### 5 自己評価

##### < これまでの取組 >

- 17年度から19年度までの取組は次のとおりです。
- ・公私立保育園の定員を4,970人から5,119人に増やしました。
  - ・認証保育所を5所開設しました。
  - ・区立保育園の公設民営化を2園実施しました。
  - ・延長保育を実施する園を10園拡充しました。
  - ・病児保育事業を開始しました。

##### < 今後の方向性 >

##### 【拡充】

働きながら子育てできる環境を整えるため、保育園入所待機児の解消を目指すとともに、保護者のライフスタイルに合わせた多様な保育ニーズに応える取組を推進していきます。

民間活力の導入により、効率化を図っていきます。

## 保育の充実

### 【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>保護者の就労形態の多様化などに伴い増大している保育需要に対し、区では、平成22年度までの入所待機児の解消をめざし、区立保育園の入所定員の見直し、認証保育所の拡充などにより入所定員の拡大を図っています。この目標設定については、7割近い方が「妥当である」としています。</p> <p>また、成果については、就学前人口の増加と保育需要増により、年々減少していた待機児童数が増加したことから、「十分な成果をあげている」とした方の割合が前年より19%減り、その分「一定の成果をあげている」「不十分」と回答した方の割合が増えています。経費では、「ちょうどよい」(約29%)、「使いすぎ」(約23%)となっている一方、37%の方が「なんともいえない」としております。これは、アンケート回答者のうち「(保育園を)利用したことがない(予定もない)」とした方が75%であることも関連し、保育サービスの充実とそれに伴う経費負担の関係について、実感として結び付けることが難しかったことがうかがえます。</p> <p>「拡充」していくとした今後の方向性については、「さらに充実すべき」とした方が43%、「これまでどおりの事業でよい」とした方が32%あり、昨年同様全体の75%の方が、現行水準または現行水準以上のサービスを望んでいるという結果となっています。</p>
-----------------	--

### 【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園の入所待機児の急増に対処するため、緊急対策として認証保育所の整備計画を前倒しして整備します。</li> <li>・平成22年度に保育園の入所待機児数をゼロにすることをめざし、受け入れ定員の拡大を図るため、引き続き区立保育園の改築等に合わせた定員増や認証保育所の整備などを行います。また、幼稚園の認定こども園化など、幼稚園の活用についても推進していきます。</li> <li>・保護者の就労形態の変化等を視野に入れ、延長保育、乳児保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの拡充に努めます。</li> <li>・保育園の公設民営化や給食業務の委託など、民間活力の導入を進め、保育園運営の効率化を図りながら多様な保育ニーズに対応していきます。</li> <li>・受益者負担の適正化を念頭に置き、認可保育園の保育料の見直しについて検討していきます。</li> <li>・子育て支援のための地域人材の養成と活躍の場を提供する仕組みをつくり、保育サービス事業における協働の推進を行います。</li> </ul>
----------------------	--

### 【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input checked="" type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>平成20年4月の待機児数86名が前年同月比73名と大幅に増加したことを受け、目標設定や成果について前年と比べマイナス評価傾向となっている。掛かった経費の妥当性については、前年アンケート結果と大きな変化はみられないものの、他のアンケート施策と比較すると金額が多いため、「使いすぎ」と評価する割合が多い。事業の効率化が望まれる。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>待機児童が86名と前年と比較し大幅増となった。定員割れが続いている区立幼稚園の組織変更を所管課の枠を超えて実施することにより、待機児童の解消や経費節減(定員割れによる逸失利益の解消及び保育料補助金・就園補助金の減額)が図られると考える。また、保育園の民間委託化を図り、事業効率を上げ、一層の利用者サービス(病児保育等)を図りたい。</p>

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も増加が想定される保育需要に対応していくため、幼稚園の活用のための検討を教育委員会と合同で進めていきます。</li> <li>・引き続き、保育園の公設民営化などにより保育園運営の効率化を図りながら、多様な保育サービスの提供に努めていきます。</li> </ul>
-------------	---

## 4 NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備

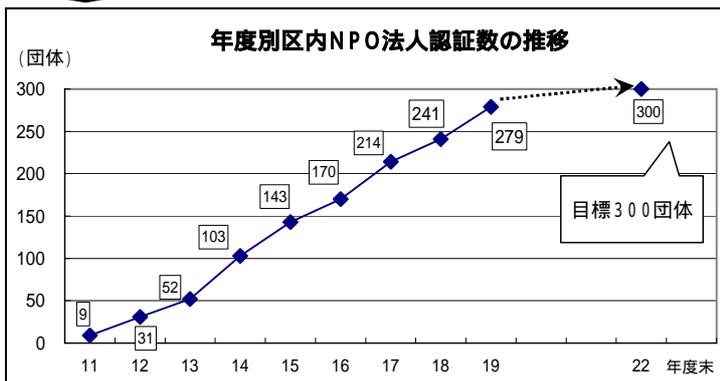
### 目的と概要

区内では、環境、福祉、教育など多くの分野で公共サービスの創造を得意とするNPO・市民活動団体によって、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。行政の業務もNPO等と協働することで、より住民ニーズに沿った公共サービスを提供することが可能となりました。今後、団塊の世代の方々を中心に、様々な知識や経験、能力を持った区民の方がより一層地域活動に参加し活躍されることが予想されます。その方々が持てる力を発揮し、地域活動に参加する契機となるよう、すぎなみ地域大学では、様々な講座を開催するとともに、すぎなみNPO支援センターでは、区民のNPO・ボランティア活動への参加を支援し、区内のNPO団体の増加を図ります。

### 1 目標

区内で活動しているNPO法人認証団体を  
平成22年度までに300団体に増やします

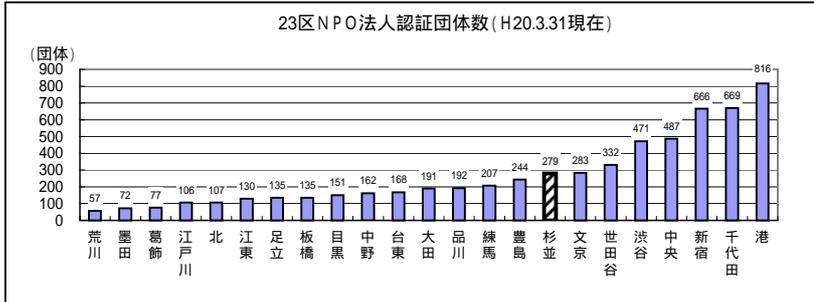
### 2 成果



区内NPO法人認証数とは、杉並区内に主たる事務所を持ち、内閣府もしくは東京都の認証を受けている法人の数をいいます。「特定非営利活動法人(NPO法人)」として法人格を付与する「特定非営利活動促進法」は、平成10年12月1日に施行されました。杉並区では平成11年度末の区内NPO法人はわずか9団体でしたが、その後、年々増加しています。平成19年度末は平成11年度末の法人数と比較すると、31倍の伸び率となっており、全国の20倍、東京都の15倍に比べても大変高くなっています。

NPO法人の認証団体数を23区と比較すると、杉並区は8番目に位置しています。

団体の活動分野としては、17分野のうち、保健・医療・福祉の増進、社会教育の推進を図る分野での活動が多くなっています。



### 3 かけた経費

19年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約1億2千万円でした。支出としては、すぎなみNPO支援センターの維持運営経費3千万円、すぎなみ地域大学運営費2千3百万円でした。また、歳入としては、NPO支援基金への寄附金が230万円で前年と比べて130万円の減となりました。

### 区民一人あたりの額

この事業 225円  
区の全ての事業 45万8千円

### 4 事業

#### <19年度に実施した主な事業>

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	NPO支援基金の普及啓発を行い寄附を募りました	2,294千円	区内で活動している団体へ活動資金を助成するために、基金の普及啓発と募金活動を区内で行われるイベントで行いました。
2	NPO団体等からの相談を受けました	1,919件	NPO設立の手続き・NPOの事業運営等活動に関する様々な相談を受けました。
3	担い手の育成に取り組みました(講座受講者数)	764名	講座開講数を昨年度の倍の24講座とし、多様な協働事業の担い手の育成に取り組みました。

### 5 自己評価

#### <これまでの取組>

NPO等が活動しやすい環境の整備を行うため平成14年に開設したNPO・ボランティア活動推進センターは、NPO等の中間支援組織としての一層の機能拡充を図るため、平成18年4月「すぎなみNPO支援センター」に改組しました。すぎなみNPO支援センターでは、相談業務やNPOの組織運営に関する専門・実務講座の開催を通して、NPO等の組織活動支援を行っています。ボランティア活動については、社会福祉協議会がこれまでの実績を生かして「杉並ボランティア・地域福祉推進センター」で引き続き支援を行っています。

また、平成18年度に地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を助け、自らが地域社会に貢献するための新しい仕組みとして、すぎなみ地域大学を開校しました。当初12講座でスタートした講座数も19年度には24講座に拡充し、定員を超える受講申込がありました。さらに、修了者のうち、7割を超える方が、新団体の設立・既存団体への加入・行政事業等への登録を行うなど、地域活動に取り組んでいます。

#### <今後の方向性>

#### 【拡充】

NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境の整備のため、すぎなみNPO支援センターの中間支援組織としての機能の拡充、NPO支援基金制度の周知及び寄附金の確保に向けた取組を一層推進していきます。

すぎなみ地域大学は、区民の地域活動への参加意欲を一層喚起できるような講座を開講するとともに、講座の構想段階から受講後の活動段階まで、すぎなみNPO支援センターをはじめとした地域における関係機関や区の事業所管課との連携を強め、修了者を地域活動へつなげるための支援を強化していきます。

## NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備

### 【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>現在、区内では、環境や福祉、教育など多くの分野で、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。</p> <p>区では、このような地域に根ざした活動に、様々な知識や経験、能力を持った区民の皆さんが、その持てる力を十分に発揮し、参加できる環境を整備するため、平成19年度に279団体であった区内NPO法人を平成22年度に300団体に増やす目標を掲げ、様々な取り組みを行っています。</p> <p>アンケート結果では、まず目標数値については、58%の方から「妥当である」との評価を受けました。一方、「高すぎる」「低すぎる」は5%、「目標に適さない」が8%との結果となりました。「妥当である」との評価は昨年度を5ポイント上回り、区の取り組みに対する区民の理解が高まってきていると捉えることができます。</p> <p>成果については、68%の方から「成果を上げている」との評価を受け、そのうち半数の方は「十分に成果を上げている」と回答しています。一方、「必要以上(やりすぎ)」「不十分」との回答はあわせて7%でした。特に「十分成果をあげている」との評価は、前年より5ポイント増加し、成果が徐々に現れてきていると捉えることができます。</p> <p>経費については、「ちょうどよい」との評価が48%と前年より7ポイント増加しています。一方、「使いすぎ」は8%、「足りない」は11%でした。また、3割の方が「なんともいえない」としています。</p> <p>今後の方向性については、「さらに事業を拡充すべき」が29%と前年より4ポイント減り、「これまでどおりの事業でよい」が41%と前年より9ポイント増加しました。</p> <p>これらのことから、区民は、事業の必要性や展開方法、経費などについて肯定的に捉えていると判断できますが、一方で、ボランティアや地域の団体の活動をしているかの問いには75%が「活動したことがない」と回答していることから、今後、更にNPO・ボランティア等活動への参加促進を進めていく必要があると考えます。</p>
-----------------	--

### 【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政とNPO等の協働で、より住民ニーズに沿った公共サービスの提供を充実させていくために、NPO等からの新たな発想に基づく事業提案に関する仕組みと相談窓口体制の確立に取り組んでいきます。</li> <li>・NPO等の立ち上げと活動支援を中心的な目的の1つとしてきた「活動支援センター」や「NPO基金」の果たすべき役割を、時代の変化のなかで改めて検証し、NPO等に対する支援のあり方について検討していきます。</li> <li>・区民のNPO活動への理解を一層喚起していくため、すぎなみNPOフェスタやすぎなみNPO支援センターにおける一般区民を対象とした講座を開催するなど、NPO法人と区民との交流の場を拡充します。また、区内のNPO法人の活動状況や事業計画の情報提供を、区ホームページやすぎなみ地域活動ネット、すぎなみNPO支援センター等を通して積極的に行っていきます。</li> <li>・区民の積極的な地域参加・地域貢献活動を支援するため、すぎなみ地域大学の講座の拡充をさらに図ります。また、講座修了者を活動につなげていくため、講座の構想段階から受講後の活動段階まで、すぎなみNPO支援センターや杉並ボランティア・地域福祉推進センターをはじめとした地域における関係機関や区の事業所管課との連携を強化していきます。</li> </ul>
----------------------	--

### 【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充    ○ サービス増    ○ 改善の余地なし    ● 効率化    ○ 縮小    ○ 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>区民のアンケート結果を見る限りでは、現状程度の施策に納得しているのではないだろうか。NPO・ボランティア活動が今後の市民活動の核になっていくことは十分に想像されることだと思う。ただ、行政が目標を作って是が非でも達成しなければならないものではないと考える。そうした点は、区民アンケートの今後の方向性で「さらに事業を拡充すべき」が低下し、「これまで通り」が9ポイントも増加したことに現れていると見てよいのではないかと。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>NPO・ボランティア活動は、ある面で行政を補完したりする面もある。裏から見れば行政に頼れないからその分を市民活動でという意識もある一という面を行政に携わる方は考えていただきたい。また、NPOやボランティア団体の中には芳しくない評価を聞くこともあり設立目標値を達成すればいいというものではないだろう。団体の質も高める方向の施策が今後は必要になってこよう。</p>

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>団塊世代が退職期を迎え、地域社会への貢献意欲をもつ区民が増加していることから、これまですぎなみNPO支援センター、杉並ボランティア・地域福祉推進センターやすぎなみ地域大学により地域で活躍する人材の育成、活動の場を紹介するなどのコーディネート、団体設立相談等、地域貢献活動に参画するための側面支援を重点的に行ってきたところです。現在、区内NPO法人は区の目標値である300団体近く誕生しており、今後は既に活動しているNPO等の自主性を尊重しつつ、行政が直接事業展開しない、いわゆる「新たな公共」分野でNPO等が質の高い活動をしていくための支援を強化していきます。そのため、区の支援体制のあり方についても検討を進めていきます。</p>
-------------	--

## 5 豊かな学校教育づくり

### 目的と概要

区立小中学校に通う児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた魅力ある「豊かな学校づくり」を推進し、創意工夫ある教育指導により児童・生徒の基礎学力や学習意欲の向上を図っていきます。

### 1 目標

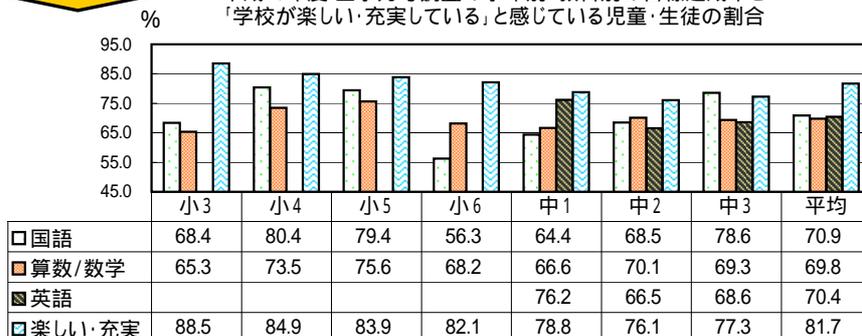
平成22年度までに児童・生徒の

- ・区学力等調査の目標達成率（各教科平均）を75%以上に
- ・学校生活が充実していると感じる割合を85%以上に

向上させます

### 2 成果

平成18年度 区学力等調査の学年別・教科別の目標達成率と「学校が楽しい・充実している」と感じている児童・生徒の割合



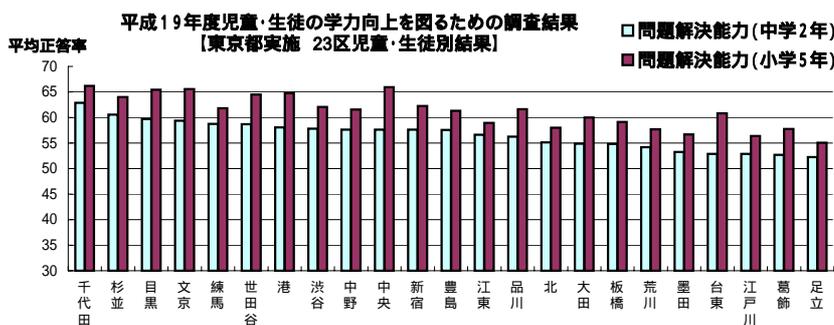
目標達成率とは、区が実施した学力等調査において、その結果が設定した目標値以上であった児童・生徒数の割合を示しています。グラフ中の「平均」の項目は各学年の達成率を単純に平均した数値です。

グラフは平成18年度の実績です。平成19年度は学力等調査の見直し検討を行ったため、学力等調査は行いませんでした。

実施方法等の見直しの結果、2月に実施していた調査は平成20年度から5月に実施します。平成19年度は問題作成等の準備を行いました。

都が実施した「平成19年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果における杉並区の平均正答率は、小学生は23区中第7位、都内49区市中第9位の順位となっています。

また、中学生は23区中第2位、都内49区市中第4位との結果となっています。



### 3 かかった経費

この施策にかかった19年度の経費は、人件費と事業費とをあわせて約13億8百万円でした。大きな支出としては、ICT活用授業の環境整備等のための情報教育の推進事業として約2億9千4百万円支出したのをはじめ、校舎屋上緑化、校庭芝生化等のエコスクールの推進事業に約2億3千9百万円、区立小中学校の移動教室事業として約2億1千6百万円、教育相談事業として約1億1千5百万円、を支出しました。なお、歳入としては、エコスクールの推進事業や教育調査研究事業等に対して、国・都からの交付金が約1億5千9百万円ありました。

### 区民一人あたりの額

この事業 2,447円  
区の全ての事業 45万8千円

### 4 事業

< 19年度に実施した主な事業 >

番号	事業名（活動指標）	数量	内容
1	全小中学校で区独自の体力等調査を実施しました（学力調査は未実施）	体力等調査 18,716人	8種目の全学年の杉並区平均値について東京都平均値(平成18年度結果)を100とした場合の数値は101.0でした。
2	中学校で外国人による英語教育指導を実施しました	授業時間数 3,561時間	全中学校で、外国人の英語教育指導員が英語担当教員と連携して、1クラスあたり180時間の授業を行いました。
3	中学校部活動外部指導員の登録を実施しました	269人	地域の人々が自らの知識等を生かし、部活動に参加する生徒に対し技術指導できるよう外部指導員の登録をしました。

### 5 自己評価

< これまでの取組 >

< 今後の方向性 > 【拡充】

豊かな学校づくりのため「教職員研修」や「教育研究奨励」などの事業を推進した結果、児童・生徒の学力は向上していると考えられます。昨年度と比較しても、都学力調査結果において中学生は23区中昨年の5位から2位に都内49区市中では8位から4位に上昇しました。

また、公立学校の在籍率の状況は、小学校は18年度88.7%、19年度90.2%と増加しました。反面、中学校は17年度64.2%、18年度63.2%、19年度64.3%とほぼ横ばい状況となっています。

19年度は、事業の拡充を行い、各学校の活力ある学校運営や特色をもった教育活動に取り組み、各校において魅力ある「豊かな学校づくり」が実現できるよう、各事業を実施しました。

「杉並区教育ビジョン推進計画」に基づき、学校評価、第三者診断等による効果的な分析資料の提供や授業力・指導力向上、学校の課題解決力の向上などの支援を重点に、様々な施策を推進・展開していきます。また、既存の事務事業については、そのあり方やより効果的な執行方法等について見直しや拡充を行い、更に魅力ある「豊かな学校教育づくり」を推進していきます。

# 豊かな学校教育づくり

## 【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>教育委員会では、「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた豊かな学校の実現をめざしています。そのために、平成22年度までに、小学校3年生から中学校3年生までを対象に実施する区学力等調査の達成率を75%以上に、また、児童・生徒が「学校が楽しい、充実している」と感じている割合を85%以上となるよう、目標を掲げています。</p> <p>この目標達成のために、指導力向上のための教職員研修や教育研究奨励、学力・体力等調査、幼小連携・小中一貫教育、移動教室などの事業を実施しました。</p> <p>アンケートでは、目標の設定について、「目標数値は妥当である」との回答が5.63ポイント上がり67.15%となり、「目標値が低すぎる」という方は5.46ポイント下がり7.67%でした。</p> <p>成果については、「成果をあげている」という回答は昨年同様6割を超え、「不十分」とする方は3.55ポイント下がり、9.32%となりました。また、今後の方向性については、「さらに充実すべき」が昨年より2ポイント下がり48.92%となり、「これまでどおり」が昨年より5.25ポイント上がり28.06%となっています。経費については、「ちょうどよい」が6.5ポイント上がって42.21%となりました。一方、「足りない」は昨年より3.98ポイント下がって16.07%となりました。</p> <p>これらのことから、目標値についてはおおむね適正で、成果もあげているという評価をしているといえます。今後については、経費の節減につとめながらも着実な事業の推進を図っていくことを望んでいると推察されます。</p>
-----------------	--

## 【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上のため、学力等調査結果に基づく効果的な分析資料を各学校へ提供し、各学校における個別指導や授業改善の推進に役立てるとともに、教員研修の活性化を進め、教員の授業力の向上を図っていきます。</li> <li>・「社会の仕組み体験学習」や「職場体験学習」等、社会性を育む教育の充実などにより、児童・生徒に対して生きる力の育成を図っていきます。</li> <li>・体力向上のため、各学校において体力推進プランに基づく指導とともに、徳育・知育・体育の基礎となる食育の推進を図っていきます。</li> <li>・「学校が楽しい、充実している」と感じる児童・生徒の割合を増やしていくため、個に応じたきめ細かい指導の拡充や、各学校が特色ある教育活動をより充実できるよう、環境の整備を図っていきます。</li> <li>・学校現場の緊急課題対応の充実に向けて、緊急対策チームの充実等により適切かつ多様な支援を行っていきます。</li> <li>・既存の事務事業について、事業のあり方やより効果的な執行方法などの点検・改善を図っていきます。</li> </ul>
----------------------	---

## 【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>区民の声として、目標値の妥当性への評価や、成果を上げていることへの評価が高いことから、施策としての方向性が支持されていることが判断される。また、かかった経費についての評価が、ちょうどよい、ということは負担感として限度にあることを伺うことができる。ただし国立や私立に子弟を通わせている区民世帯は、公立に子弟を通わせている世帯と利害や志向を必ずしも共通にしているわけではないことが、このアンケートに反映している、ということ踏まえてこれらのアンケート結果を読み取る必要があるのではないかと。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>アンケート結果から、現在の施策の方向が支持されていることがわかるので、現在の方向をしばらく続けることが妥当である。それが「拡充」の意味であるが、他方で区民の負担感としては、現状が限度であるという意識であるので、コストをかけずに内容を「拡充」することが区民の期待である。逆に区政側から見ればコストをかける「拡充」もありうるので、その場合には区民への説明責任が重要なハードルとなる。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた豊かな学校の実現に向け、各小・中学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動が行えるよう、教育委員会が支援していきます。コストをかける「拡充」事業については、区民の理解が得られるよう説明責任を果たしつつ、コスト感覚を持って事業を推進していきます。</p>
-------------	---

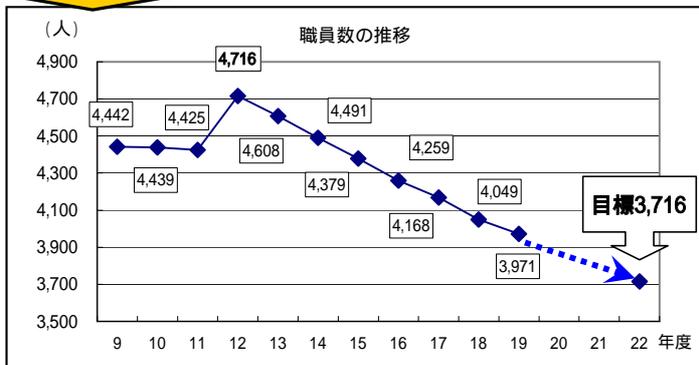
目的と概要

杉並区の将来像や目標を明らかにし、時代と社会の変化に機敏に対応しながら、効果的な政策形成を行います。質の高いサービスを効率的に継続して提供することができるよう、抜本的な区政の経営改革を推進し、「小さな区役所で五つ星のサービス」を実現します。

1 目標

職員定数を平成22年度までに1,000人削減します(12年度比)

2 成果

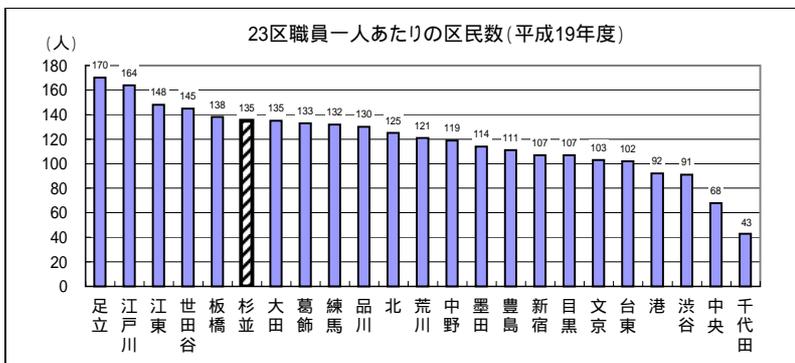


平成12年度に清掃事業が都から移管されたため、清掃職員が増加しています。その後、職員削減計画を着実に実施し、平成19年度までに745人の削減を行いました。当面の目標は、平成22年度までに、1000人削減の3716人を目指します。(平成12年度比)

また、杉並行政サービス民間事業化提案制度などを活用し、区が真に実施すべき仕事を明確化し、区民・NPO、民間企業等との協働、民営化や民間委託などを進めて、簡素で効率的な区政運営を実現します。

区が行っているすべての事務事業を対象に、民間事業者からの提案を受け、審査の上、適切なものについては民間事業者が公共サービスを担うという制度です。

職員一人あたりの区民数の23区平均は119人です。杉並区は現在6番目の135人ですが、職員数を1000人削減した場合、144人となる見込みです。



3 かけた経費

19年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約1億2千万円でした。計画の策定や内部管理事務が主なため、人件費が84%を占めています。

主な事業費として、杉並区実施計画・スマートすぎなみ計画(行財政改革実施プラン)の改定に約400万円、杉並行政サービス民間事業化提案制度の実施に約130万円、行政評価に約150万円となっています。

区民一人あたりの額

この事業 225円  
区の全ての事業 45万8千円

4 事業

<19年度に実施した主な事業>

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	杉並区実施計画・スマートすぎなみ計画(行財政改革実施プラン)を改定しました		社会の変化や課題に適切に対応するため、平成20~22年度の実施計画と行財政改革実施プランの改定を一体的に行いました。(実施計画=176事業、行財政改革実施プラン=115項目)
2	杉並行政サービス民間事業化提案制度を実施しました		区の事業について企業やNPOから提案を募集し、これまで8事業を採択しました。19年度中に2事業の委託・協働が実現し、その他の事業についても実施に向けた準備を進めています。
3	全ての事業を対象に行政評価を実施しました	857事業	すべての事業を根本的に見直し無駄を省くとともに、限られた予算の効率的執行のための基礎資料とします。

5 自己評価

<これまでの取組>

<今後の方向性> 【拡充】

スマートすぎなみ計画(行財政改革実施プラン)に基づき職員数の削減を進めるなど、行財政改革に取り組みました。効果額は、平成12~18年度で約270億円となっています。

また、「めざせ五つ星の区役所運動」を実施し、区民満足度の向上につとめるとともに、行政評価の実施により、事業の目標や取組方法を見直し、成果を明らかにすることで区政運営の効率化を図っています。

引き続き職員数の削減を進めていきます。また、杉並行政サービス民間事業化提案制度などを活用し、区民・NPO等との協働分野の拡大を図り、平成22年度までに区の6割の事業を協働や民営化・民間委託で実施するとともに、協働や委託業務への管理監督・指導体制を強化していきます。

## 創造的な政策形成と行政改革の推進

### 【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>「10年間で職員を1,000人削減する」という目標については、63.3%の方が妥当と答え、さらに10.3%の方が目標が低すぎる、4.8%の方が目標が高すぎると回答しています。平成12年度から745人の削減を行ったことについては、「十分な成果をあげている」との評価が26.1%、「一定の成果をあげている(もう少し)」が45.32%で、7割強の方々から一定の評価をいただいています。かかった経費については、「ちょうどよい」とほぼ50%の方から回答をいただいています。しかし、「使いすぎ」「足りない」との回答の方は14%強であることから、経費はほぼ適正であるとの評価と考えます。</p> <p>区役所や区立施設での職員の対応については、19年度比で、「たいへんよい」「まあまあよい」との回答の方がそれぞれ1.69ポイント、2.76ポイント増え、合計でも78.4%となり、昨年の結果を上回りました。しかしその一方で、13%弱の方が「やや悪い」「たいへん悪い」と評価しています。</p> <p>今後の方向性については、「さらに事業を充実すべき」「これまでどおりの事業でよい」とほぼ8割の方が評価しています。</p>
-----------------	---

### 【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<p>・区民満足度の高い区役所を目指し、不断に事務事業の見直しを行い、サービスの充実を図るとともに、職員一人ひとりが「接客向上」「業務改善」に取り組み、行政のプロとしての高い意識に基づく「五つ星の区役所」運動のさらなる充実を図ります。</p> <p>・多様化する行政サービス需用に的確に対応するため、区民・NPO等との協働、民営化・民間委託などにより適切な役割分担を進めるとともに、委託事業のモニタリングを実施するなどにより、民間事業化後のサービスの質の維持・向上、安全管理の徹底を図ります。</p> <p>・平成20～22年度の「すぎなみ五つ星プラン 杉並区実施計画」を着実に推進し、22年度の杉並区のあるべき姿である「人が育ち 人が活きる杉並区」の実現を目指します。また、これを行財政改革の側面から支える第4次行財政改革実施プランに全庁をあげて取り組み、22年度までの職員定数の削減目標(12年度比で1,000人削減)や財政健全化の目標(経常収支費率を80%以下とする。)の達成などにより、少数精鋭の簡素で効率的な組織機構の確立を図ります。</p>
----------------------	--

### 【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充    <input type="radio"/> サービス増    <input type="radio"/> 改善の余地なし    <input type="radio"/> 効率化    <input type="radio"/> 縮小    <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>職員の削減目標を妥当とする区民が6割を超えるという点は理解できる。ただ、「一定の成果をあげている」「職員の対応」が「もう少し」、「まあまあよい」との回答が最も多い点は、反省材料であろう。適正な人員配置という量だけでなく、区民への対応という質の面でも充実することが望まれる。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>接客向上、財政健全化を柱とする「五つ星の区役所」を目指す対処方針は、大変評価できるものである。職員数の削減目標も区民から評価されており、方向性は問題ないと思う。ただ、あえて言うなら、最近では「モンスター区民」も多いので、そうした過度の要求には断固たる姿勢で臨むシステム、組織も必要だろうと考える。また、議会経費の健全化、議員経費の透明化が今後大きな課題となる。</p>

### 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>これまでの区民満足向上運動の取組による一定の成果が出ていると考えていますが、ご指摘のとおり、その質の充実については、引き続き大きな課題であると認識しています。今後は、CS調査結果に対するフォロー研修を充実させ、これをとおして不当要求への対応なども含め、接客のさらなる向上を図るとともに、窓口対応能力など個々の能力向上を図っていきます。</p>
-------------	--

## 5 財団等経営評価に対する外部評価結果

団体名	財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団		担当部課	保健福祉部障害者生活支援課
事業目的	<p>就労が困難な障害者の雇用促進と職業生活の自立を図るため、障害者や事業主等に対して、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまで一貫した就労支援を行う。</p> <p>また、その支援を通して、障害者の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念の実現に寄与する</p>		顧客	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労を希望する障害者とその保護者</li> <li>就職している障害者とその保護者</li> <li>障害のある人を雇用、または雇用しようとしている事業者</li> <li>区内福祉施設及び特別支援学校</li> </ul>
事業内容	<p>1 就労機会の開拓及び提供 他区の雇用支援機関、ハローワーク、障害者職業センターとの共催で「就職準備フェア」を開催し、企業の担当者からの事前オリエンテーションや企業での職場実習に向けての相談会を実施した。また、ハローワークと連携し企業訪問を行い職場開拓を図った。</p> <p>2 職業準備訓練の実施 職業リハビリテーションとして、事業団内の喫茶、軽作業等による訓練、企業等への職場見学・職場実習、区役所実習等を実施した。</p> <p>3 職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助 ハローワーク、区内福祉施設、学校、福祉事務所とネットワークを組み情報交換を図る。また、障害者とその保護者や福祉施設職員に対して雇用に関するセミナーを開催した。さらに、就職後の通勤援助や職場定着を図るためジョブコーチとして支援した。</p> <p>4 事業主に対する雇用管理に関する事項についての助言その他の援助 雇用を検討している企業を対象にセミナーや相談会を実施した。</p> <p>5 障害者雇用支援者に係る情報の収集・提供 ポスター、広報紙、ホームページを作成し、情報の提供と収集を図った。</p> <p>6 障害者雇用支援者に対する研修の実施(支援対象者への支援を適切に行うため、協力員を対象に実施) 就労機会の開拓、提供 職業準備訓練の実施 職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談、援助 事業主に対する雇用管理に関する事項の助言、援助 雇用支援者に係る情報の収集・提供 雇用支援者に対する研修の実施</p>			
内部評価 (三次評価)	<p>喫茶「てんとう虫」3ヵ所の経営を特例子会社に譲渡したことで、事業費にかかる指標は前年度に比べ悪化する結果となったが、職場見学・職場実習や区内作業所等の通所者・特別支援学校の在校生に対する職業準備訓練などの取組を強化したことにより、就職者数の増加や定着率の向上などの成果を挙げていることから、着実に就労支援業務の強化へシフトしていることがうかがえる。</p> <p>今後、事業団事務所の移転、国の雇用支援センター制度の廃止(法律改正の予定)及び公益法人制度改革への対応など、事業団を取巻く環境は大きく変化することが想定されている。20年度に策定予定の事業団中期計画では、これらの環境変化に適切に対応するとともに、精神障害者や高次脳機能障害の方など支援対象者の拡大への対応、就労支援事業所や区内作業所等の他の就労支援機関との連携・支援の強化など、新たな課題にも対応した障害者の就労支援計画となることが望まれる。</p>			
外部評価				
対経営する状況に評価	<p>雇用支援業務に集中するため、訓練の場としての喫茶3店舗を特例子会社に譲渡した。</p> <p>活動指標である職場開拓企業訪問数・職場定着等企業訪問数及び成果指標である就職者数・定着率はいずれも前年度より増加している。</p> <p>譲渡により補助金収入依存度が前年度に比べ6.9%増の81.2%となった。雇用支援事業団の趣旨をPRし、寄付金・賛助金の増加に努められたい。</p> <p>譲渡により総事業費が減少したことにより、管理費比率が平成18年度16.3%から27.8%に悪化した。効率的な管理体制が望まれる。利用者ニーズに応じた登録制度や短期訓練コースに成果がでていいる。</p>			
評価など表の記入方法	<p>就労継続支援A型・B型別の就職者数や障害者福祉計画の目標値を記載されたい。</p>			

### 外部評価に対する所管の対処方針

自主財源を確保するため、安全かつ運用益の高い資金運用管理や賛助会員の登録勧奨に努めていますが、収入増を図るうえから、今後、委託訓練の検討なども行っていきます。また、訓練事業を整理縮小したことで相対的に管理費比率が増加しましたが、非常勤職員の活用等により人件費、管理運営費の削減に努めます。

福祉施設からの就職者数の目標値については、今後の評価表作成の中で検討していきます。

団体名	財団法人 杉並区スポーツ振興財団	担当部課	教育委員会事務局社会教育スポーツ課
事業目的	スポーツ振興に関する事業を行うことによって区民のスポーツ活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資すること。		顧客 区内在住、在勤、在学者及び体育施設利用者
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種スポーツ教室の実施</li> <li>2 野外スポーツ活動の普及</li> <li>3 ニュースポーツの普及</li> <li>4 スポーツ関係団体の育成・支援及び各種スポーツ指導者養成</li> <li>5 区民体育祭やスポーツレクリエーション大会などスポーツ普及事業の実施</li> <li>6 健康・体力づくりの実施及び相談</li> <li>7 スポーツ情報の収集及び提供</li> <li>8 区の体育施設の管理運営</li> <li>9 その他事業目的を達成するために必要な事業</li> </ol>		
内部評価 (三次評価)	<p>平成19年度は、改修工事などによる施設の休場のため利用者数は減少したが、施設利用率や職員一人あたり事業収入は増加している。</p> <p>利用者満足度調査における区民の満足度も高く、地域に根ざしたスポーツ振興の活動に大きく貢献している。また、経費の削減に努め、補助金の削減を図るなど自立的で健全な運営に向けた姿勢も評価できる。</p> <p>今後は、指定管理者指定における公募制への移行など取り巻く状況はさらに厳しくなっていく。利用者サービスのさらなる質の向上とともに、新規利用者の開拓や施設の有効活用に向けた創意工夫にも一層力を入れて取り組み、競争力の強化を図っていく必要がある。</p>		
外部評価			
対経営状況 評価に	<p>平成18年度から導入した指定管理者制度の効果が表れてきている点で評価できる。特に民間との提携事業の回数が目録年次の平成21年度を待つことなく、19年度で達成したことは管理者制度導入の成果といえよう。また、補助金収入依存度が低下してきていることも評価できる。しかし、支出に占める人件費率や役員人件費率が上昇している点は疑問である。休業施設があったための収入減が一因ではあるが、人件費率が50%を切る努力が求められよう。19年度では収入と支出が同額(経常収支がゼロ)という信じられないような決算であるが、予算消化を前提とした決算でないことを信じたい。</p>		
評価表の記 評入 価方法	<p>19年度の経常収支は、ゼロだったが、18年度は4400万円、17年度は934万円の利益があったことになっているが、この余剰金の使途が表からはよくわからない。一般企業では利益処分案が明記されているが、この表では余剰金がどこに回されたのか、はっきりしない。また、指定管理者制度を導入した場合、一定額以上の利益を挙げた場合にはインセンティブを与えるようなことも考えてよいのではないかと。</p>		
外部評価に対する所管の対処方針			
<p>17年度に32.6%であった人件費率が、18年度以降50%を超えた要因は、上井草スポーツセンターが18年度に財団から離れ、民間事業者に移行したことによるものです。役員人件費率が上昇した要因も同様である。また、18年度以前の収益の使途については、財団独自の事業に活用しています。19年度においては、度々修繕を繰り返してきた高井戸温水プールの底面の修理を利用者の利便を最優先し、全面改修等を行うなど財団の収益を活用しています。</p> <p>指定管理者制度においては、一定額以上の利益を挙げた場合のインセンティブという考えもありますが、財団が区の補助金を得て運営をしていることを鑑みれば、補助金の圧縮を優先すべきものと考えます。19年度については、経営評価運営評価表に記載のとおり、財団が補助金収入依存度を低下すべく、収益を区に還元したことにより経常収支がゼロとなったものです。評価表の記載については、今後、工夫していきます。</p>			

団体名	社団法人 杉並区シルバー人材センター	担当部課	保健福祉部 高齢者施策課
事業目的	<p>一般雇用にはなじまないが働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験及び希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的としている。</p>	顧客	区内高齢者及び発注者
事業内容	<p>就業機会の開拓・提供（事業目的の 関連）          ・本部事務局及び3分室において受託事業に関する受注、就業者検索、引き合わせ、契約、請求、配分金（就業に対する報酬）支払等の事務処理及び就業に必要な機材運搬を行っている。          ・区広報をによるPRをはじめ、ホームページ、新聞折込み・チラシのポスティング・ポスター掲示・各種イベント参加時のPRにより仕事の開拓に努めている。</p> <p>研修・講習（事業目的の 関連）          ・高齢者に対し事業理念の浸透を図るため説明会を年23回開催し、併せて希望者には入会手続きを行っている。          ・接客研修、植木剪定等の技能講習、公共施設就業者への会員実務研修、役職員研修を実施、また関連機関が実施する研修・講習に積極的に参加している。</p> <p>調査研究（事業目的の 関連）          ・総務（6回）、組織（5回）、事業（5回）の各専門部会の実施          ・女性部運営委員会等その他プロジェクトチーム          ・就業会員打合せ会（20職種）</p> <p>情報の収集・提供（事業目的の 関連）          ・関係機関や での地域との情報交換及びホームページでの事業紹介の外、月刊紙へ受注状況を掲載している。          相談（事業目的の 関連）          ・本部事務局及び3分室での常設相談に加え、区内1箇所です就労相談（月4回）          地域高齢者社会参加促進事業（事業目的の 関連）          ・会員の自主的運営で実施した青梅街道清掃や地域との「ひざごぞうトーク」や環境等をテーマにした環境関連地区行事を各7回開催。また、環境博覧会及び荻窪地域区民センターまつりへ「リフォームファッションショー」で参加。その他、企画参加型の杉並区との協働事業を実施し、地域との交流やパソコン講習会等の講師として会員が活動している。</p>		
内部評価 （三次評価）	<p>自主運営事業の拡大等による受託件数・就業人員の増加や事務費収入等の財務指標の改善など、取組の成果が見受けられる。また、継続実施しているお客様満足度調査結果に表れた高い評価からは、ニーズの把握とサービスの質の確保・充実に取り組んだ努力をうかがうことができる。これらの取組とともに、効率的な事業執行方法への改善や職員研修の充実などに取り組んだ結果が、都内で1番の延受注件数につながったものと思われる。</p> <p>会員数が伸びない中で、受託消化率を向上させたことは評価できる。しかし、高齢化が進展している中で会員数が伸びない理由についての分析の記載がなく、会員増を図るためにPRの工夫と広く周知するという今後の取組でその結果が出るか不安が残る。中長期計画の改定を行う中で目標数値の見直しを行うとのことなので、会員数の状況をはじめとした現状の分析を実施したうえで目標等の見直しを図る必要がある。</p>		
外部評価			
対経営 する状 況評 価に	<p>他の財団との違いは会員の就業機会確保を通じて収支均衡を目指す一種の企業経営的なところである。その点では調査研究や研修を通じてより付加価値が高い就業機会の開拓を行うことが、会員数の拡大にもつながると考えられる。マッチングの改善あるいは規模や範囲の経済を活かした業態の開発が期待される。また、高齢者の健康維持にもつながっているかを非会員と比較してPRすることも有効である。NPO団体との連携も積極的に行うことが望まれる。したがって、職員がこうした機能を十分に果たしているかを検証する必要がある。職員単価からみて妥当か、センターの運営自体を基本的に高齢者で担うことも考慮されてよい。</p>		
評価表 などの記 入方法	<p>会員収入や会員への報酬などの運営システムに関する説明がないため一般の区民は理解できないのではないかと。新規の受託件数や会員数の年齢や性別などの内訳も必要と思われる。会員数が増加していない原因を分析できない。また、報酬・受託額の設定が妥当かを判断できる指標の開発が期待される。受注における価格と能力・経験との関係が分析されることが望まれる。報酬の程度と仕事（就業）の日数あるいは仕事の内容のいずれかが就業に結び付いているかを知るためである。</p>		
外部評価に対する所管の対処方針			
<p>シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置された公益法人で、その活動は、あくまで会員である高齢者の自主的・主体的なものであり、かつ会員の共働・共助による就業、地域貢献活動を基本に運営されています。そのため、法人運営の意思決定も会員で構成される理事会によって行われています。今年度は会員数増大のために、路線バス内アナウンスやポスター掲示、また郵政公社に現金袋収納箱を設置するなど、新たなPR手法を取り入れたところです。その結果をふまえて、会員増大をはじめとする様々な経営状況を分析、改善をはかり、引き続き公益性と収益性とのバランスの取れた経営が継続できるよう支援していきます。また、評価表記入方法については、一般の区民が理解しやすいように、活動指標、成果指標等の変更の検討等、見直しをはかる方向で対処します。</p>			

団体名	特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	担当部課	環境清掃部 清掃管理課
事業目的	市民の主体的な環境への配慮活動に対し、行政と事業者とが協働して、環境保全を目的に、リサイクルの活動推進をはじめとする諸事業を行うことにより、市民の生活環境の向上を図ると共に、もって地球環境の保全に寄与することを目的として活動をしている。	顧客	一般区民
事業内容	<p>家具販売(手数料含む)…不要となった家具を引き取り、販売し、リユースを推進する。</p> <p>衣類雑貨販売…不要となった衣類等を引き取り、販売することによりリユースを推進する。</p> <p>フリーマーケットの運営…出店者を公募し、不用品のリユースを促進する。</p> <p>集団回収の推進…古紙、ビン、缶等の資源を回収し、団体等に報奨金を支給することにより、資源のリサイクルを推進する。</p> <p>不用品情報コーナー…不用品を処分したい人とそれを必要とする人とをインターネットで仲介斡旋し、リユースを促進する。</p> <p>講座・講習会…洋服のリホーム、廃油からの石鹸作り、堆肥作り等の講座・講習会を行う。また、環境情報館事業として、自然・環境保護講座にも力を入れ、区民の環境意識の高揚を図る。</p> <p>学校支援…区立小中学校の総合的な学習の時間を活用して、石鹸作り、紙すき、堆肥作り等環境リサイクル問題に対する認識の醸成を図る。</p> <p>ディッシュ・リユースの実施…イベントにおける模擬店でごみを出さないよう、食器を使いまわし、ごみの減量化と共に、使い捨ての生活様式を改めるきっかけづくりをする。食器等用具の貸し出しと指導を行う。</p> <p>環境情報館・あんさんぶる荻窪の管理運営…館内で各種事業を行い、環境団体との連携を図り、併せて「あんさんぶる荻窪」の活性化につとめる。</p>		
内部評価 (三次評価)	<p>昨年度の数値に誤りがあり、本年度の評価の際に大幅な修正を行ったが、公共性の高い法人として公表する経営に関する数値であるので、今後はこのようなことのないように十分なチェック体制を整えていくことが望まれる。</p> <p>法人の運営状況については、経常支出のうち90%近くが事業費であり、健全な運営がなされていると言える。一方で、総収入の3分の2以上が区からの補助金、受託事業収入であり、区への依存度が高い状況は改善されていない。独自事業でありまた収益事業でもある「ひろば高井戸」による家具販売、衣料品販売事業の充実を図るとともに、新たな収益事業導入の研究も必要である。</p> <p>今、地球温暖化対策、ごみの減量などの環境問題は国を挙げて取り組んでいる大きな課題であり、杉並区においても区、区民が一体となって取り組むべき最重要課題のひとつである。このような状況のなかで、区民は環境ネットワークに大きな期待を寄せている。杉並区の環境施策推進の中心的な役割を期待する。</p>		
外部評価			
対経営状況評価に	<p>評価表をみる限りでは、現在のところの経営状況は健全であると思われる。事業内容が、講座・講習会等による普及啓発を除いては、リサイクル推進に重点が置かれているが、都市による対応を必要とする今日的な環境問題としては地球温暖化や化学物質への対応があり、加えて、中小事業者レベルへの環境マネジメントシステムの普及などがあることを考えると、長期的な視野をもって事業計画の内容を徐々に拡大し、広く環境保全活動の促進・支援に貢献できるような体制を整えていくことが望まれる。その際には、当然のことながら事業費の増加をともなうことから、費用対効果を十分に踏まえたうえでの検討を要する。</p>		
評価など表の記入評価方法	<p>団体による自己評価結果がオールAとなっているが、特に計画性と効率性の分野で果たしてAと評価すべきか疑問が残る。運営評価表の経営分析定量指標と経営分析定性指標とが必ずしも連動していない印象がある。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針	
<p>平成17年度に策定された中期計画に基づき、計画的に事業を実施しています。また、収益事業がリサイクル品の販売に限定されていることから、限られた収入の中で効率的に事業を実施するため、人件費等の経常経費を極力圧縮し、ボランティア活動を主体として事業を実施しています。今後、事業計画や地球温暖化など環境問題に対応すべく事業内容を充実していくとともに、安定的な収入を確保し、有為な人材を雇用していきます。</p>	

<b>団体名</b>	杉並区文化協会	<b>担当部課</b>	区民生活部 文化・交流課
<b>事業目的</b>	杉並区における文化・芸術活動の振興を図ることにより、活力ある開かれた地域社会の発展と心豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とする。		
<b>顧客</b>	全区民(在勤・在学含む)及び協会事業に賛同し参加する区外在住者、並びに区内で行われる様々な文化芸術事業に興味を示す者		
<b>事業内容</b>	文化芸術に関する鑑賞事業 区民が優れた文化・芸術を比較的安価で触れることができるよう、音楽・美術・演劇・伝統芸能・映画などの鑑賞機会を提供する。 文化・芸術活動の育成・振興事業 文化活動の育成など、区民の創造的な文化・芸術活動を支援し、文化を通じた区民のふれあいと地域の文化をサポートする。 協会の広報、情報の提供に関する事業 すぎなみ文化芸術活動助成基金の助成に関する事業 その他事業(会員事業・協会チケットシステムによる販売支援等)		
<b>内部評価(三次評価)</b>	中長期的な経営計画として活動計画が策定されるとともに、管理費比率の減、職員一人当たりの収入増が図られたほか、情報紙の民間企業との協働発行を開始するなど、一定の経営改善の取組がなされたことは評価できる。 一方で、成果指標である文化芸術鑑賞・育成振興事業入場者数が対前年比で5,000人近く減少し、目標値に届いていないこと、事務局職員に占める区職員の割合が高いこと、補助金依存度が依然高いことなど、改善の余地は少ない。公益性を意識しながら改善を進めることの難しさは理解できるが、引き続き、経営感覚をもって計画的な改善に努めてほしい。		
<b>外部評価</b>			
<b>対経営状況に 評価に</b>	鑑賞事業(直営)型から支援事業型(協働型)にシフトしていくのは正しい方向である。共催、後援、助成申請件数が増えているのはその反映であろう。ただし同時に補助金依存度も低下することが大事である。この点にまだ問題あり。また、どこまでを達成目標にするのか(例えば、申請件数200件/21年度) 難しいところである。難しくても、区民の関心をみながら設定した方が良いのではないかと。同様に、文化芸術鑑賞等入場者数も目標値(例えば、区民の %)を定めたらどうか。このような目標値があった方が区民にとって理解しやすいし経営診断がしやすい。		
<b>評価表の記入方法</b>	成果指標として「文化協会登録会員数の伸び」をとっているが、これがなにゆえに成果なのか理解が難しい。成果指標として、住民アンケート調査の項目を建てたらどうか。たとえば「区内で芸術文化をに触れる機会の充実度」についての満足度5段階評価を聞くなど。		

<b>外部評価に対する所管の対処方針</b>	
1 経営状況に対する評価	補助金依存度の低下についてですが、他の区市と比較しても当協会の入場料は高めに設定し収入の確保に努めているところですが、チケット販売の受託収入の増を図るなど、一層の経営努力を行っていきます。 達成目標についてですが、協会事業を直営型から区民の文化芸術活動への支援に活動の重点をシフトしていくことから、後援事業の充実が求められており、目標については、今後は、主催事業の入場者数に後援事業の入場者を加えた合計数を目標値として設定していきます。 2 成果指標についてですが、会員数の増が安定したチケット収入増につながるとともに、口コミからのPRも重要であることから成果指標の一つとしてきました。今後、事業ごとに行っているアンケートの項目などを検討し、質的な面での成果指標の設定も検討していきます。

## 6 行政評価に対する総括意見

<p>政策・施策、 経営評価の 外部評価に ついて</p>	<p>政策、施策と「財団等経営評価」の評価の水準が異なる感じである。経営評価は主管課等の割合客観的な評価がされているが、政策と施策評価は原課の内部評価が中心となっている。</p> <p>区や財団等による内部評価がややもすると目先の成果目標に引っ張られ、本来その根底にあるはずの理念や基本的な方向性に立ち返ることが疎かになってしまっていると思われるケースが散見されるところ、外部評価がなされることで、改めて政策・施策・事業の意義や施策・事業間の関連性を捉え直す良い機会となっていると思われ、またそのような機会として生かしていくべきである。</p> <p>住民に最も身近な基礎自治体である杉並区の行政において、最も求められるのは区民のニーズを先取りしつつ、時代に合致した政策、施策であると思う。わかりやすく言えば、臨機応変で柔軟な対応を求められていることでもある。そうした観点からすると、常に区民の意識や視線を気にしていることが重要であると考ええる。今回の所管による自己評価は昨年夏段階での記載で、現在の100年に1度ともいえる経済不況に触れる事はできないことはわかる。ただ実際に区民が眼にするのは嵐の真只中だけに、所管評価でなくてもいいので、どこかで触れておくことが望ましいのではないかと。そうすることが、区政のPRにつながり、区民の信頼を増す一助になると考える。</p> <p>外部環境へ対応して変化していくというよりは、今までのとおりで良いという組織風土が見受けられる。そのような状況では、外部評価は形骸化する。</p> <p>外部評価をやっていて常に思うのは、外部評価の目がどこまで、政策や施策に切り込めているのかという、評価能力の問題と、外部評価が、杉並区行政評価システムの一環として、どれほど役に立っているのかという外部評価の有効性の問題である。前者の能力問題については、組織的に何らかの外部評価委員をサポートする仕組みがあるとよいと思う。後者の有効性の問題については、区民や議員による関心の高さが支えとなるが、これまた即効性のある改善はみあたらない。</p>
<p>杉並区の行政 評価制度に ついて</p>	<p>今後の対処方針は区としての二次評価に基づき決定した方がよい。また、評価項目の中の「今後の方向性」については、できるだけ区民へ分かりやすく、誤解を生じさせないように、評価表の形式も含めた見直しをすることが望まれる。</p> <p>行政評価の結果が、政策・施策・事業等の見直しや予算に反映されるのみならず、民間事業化提案制度、指定管理者制度、その他委託事業や協働化事業とうまく連動し生かしていけるようにしていくことが望まれる。</p> <p>行政の外部評価システムは、第三者の目を通しての公平かつ中立的な評価が必要である。その点、杉並区の行政評価制度は学者、会計士を核にしたバランスのとれた委員構成となっているものと判断する。ただ、個人的な見解だが、われわれ外部評価委員が区民の期待にどこまで応えることができたかとなると、やや心もとない。というのも、一部政策をピックアップした部分的な評価に過ぎないからである。加えて評価には絶対評価と相対評価の2つの方法がある。相対的評価でみるならば、杉並区の行政は比較的上位の部類に入るだろう。しかし、税収規模、首都・東京などの環境を考慮した絶対評価となると、疑問符が付く。先進地域の行政であるがゆえに、もっと高いものが求められるということでもある。制約された時間と予算という枠の中でできることは限りがあるが、より効率的なシステムを検討していくことを求めたい。そのためには、行政側の資料提供のあり方、説明責任と言うことも問われよう。</p> <p>区民に行政評価の存在を知ってもらい、区政に参加するきっかけとするためには、行政評価制度の公表の方法や内容等に工夫が望まれる。</p> <p>杉並区の外部評価制度を実施して様々な経験を積み重ねて、今日一定の完成度をもつ制度となったが、全国の自治体の行政評価制度が直面している課題 行政評価担当職員の業務過重 行政評価の有効性への疑問 行政評価に対する住民や社会の関心度の低さ、は程度の差こそあれ、杉並区でも同様な課題として認識されるべきであろう。行政評価と予算項目をリンクさせるなどは、行政評価の有効性を高めるための大きな進歩であった。当面、行政ベースでできる改善点としては、政策－施策－事務事業の原因・結果関係をもっと明確にする努力であろう。このためには、日常の仕事の中で、ロジックモデルをつくる訓練が必要であろう。</p>

協働の推進により区民の意識が変化し住民自治的な行動がでてくるとか、効率化や質の向上につながったかの評価が期待される。

行政評価の結果を協働等のさらなる推進につなげていくと同時に、区民に対しては、行政評価がどのような行政サービスの質的改善や公共の福祉の向上に結びついているのかについて、具体例を示しつつわかりやすく説明していくことで、区政への理解と関心を得るように努力されたい。

民間との協働化、業務移管は今後も推進すべきものだと考える。国政レベルでは見直し論も一部に出ているが、民間ができるものは民間に移すことはいつの時代でも必要なことで、少しでも手を緩めれば、後退してしまうものだと思う。効率化したうえで、区の人材、資金等を本来の区政業務に集中すべきだろう。

政策・施策レベルの問題（例えば、公立幼稚園と保育園の需給不均衡の問題）や日々の事務作業（関連所管課の重複事務作業を効率化する等）においても所管課を超えて取り組み、区民の利便性を図るとともに、効率的な行政執行が望まれる。また、経済環境が厳しい局面では、事業の縮小等に取り組まざるを得ないが、区民のニーズ・効果等から事業の重要性の順位を明確にすることが望まれる。

「協働」の概念をより明確にする努力が必要である。杉並区に限ったことではないが、現在は「協働」をあまりにも便宜的に使いすぎている。

その他（協働等の推進、区の対処方針、区政全版についてなど）

# 資料編

資料 1	政策・施策の体系	98
資料 2	外部評価委員会委員名簿	100
資料 3	平成 2 0 年度外部評価委員会の活動	100
資料 4	杉並区外部評価委員会設置要綱	101

# 【資料1】 政策・施策の体系

外部評価の評価対象(網掛けは評価を実施した政策・施策。 は区民アンケート対象施策)

分野番号	分野	政策番号	政策	政策評価作成課	施策番号	施策	施策担当課	事務事業数
1	水辺をよみがえらせみどりのまちをつくらう ～くらしと環境が調和するまち  安全・安心分野	1	良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために	都市整備部 都市計画課	2	適正な土地利用と住環境の整備	都市整備部都市計画課	15
					3	住民参加のまちづくり	都市整備部まちづくり推進課	2
					4	都市機能の充実	都市整備部拠点整備担当課	7
					5	道路交通体系の整備	都市整備部建設課	18
					6	交通安全の推進	都市整備部交通対策課	7
					7	自転車問題の解決	都市整備部交通対策課	5
					8	住宅施策の推進	都市整備部住宅課	11
					9	災害に強い都市の形成	都市整備部まちづくり推進課	6
		10	水害対策の推進	都市整備部建設課	2			
		11	防災力の向上	危機管理室防災課	9			
		2	水辺をよみがえらせみどりのまちをつくらう ～くらしと環境が調和するまち  みどり・環境分野	3	うるおいのある美しいまちをつくるために	都市整備部 みどり公園課	12	水辺とみどりの保全・創出
13	公園づくり						都市整備部みどり公園課	8
14	まちの景観づくり						都市整備部まちづくり推進課	2
15	生活環境の整備						環境清掃部環境課	2
16	環境施策の枠組みづくり						環境清掃部環境課	3
4	環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために			環境清掃部 環境課	17	ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	環境清掃部清掃管理課	4
					18	環境配慮行動の推進	環境清掃部環境課	6
					19	公害の防止	環境清掃部環境課	2
					20	ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上	環境清掃部清掃管理課	10
					21			
3	やさしさを忘れず共に生きるまちをつくらう ～安心して健やかにくらしを営むまち  健康・福祉分野	5	健康を支えるまちづくりのために	保健福祉部 杉並保健所 健康推進課	22	健康なまちづくりの推進	保健福祉部地域保健課	15
					23	生涯を通じた健康づくりの支援	保健福祉部健康推進課	10
		6	子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために	保健福祉部 子育て支援課	24	保育の充実	保健福祉部保育課	13
					26	地域子育て支援の充実	保健福祉部子育て支援課	20
					27	障害児の援護の充実	保健福祉部障害者施策課	7
					28	子どもの育成環境の整備	保健福祉部児童青少年課	7
		7	共に生きるまちをつくるために	保健福祉部 管理課	30	高齢者の社会参加と交流の拡大	保健福祉部高齢者施策課	16
					31	高齢者の地域社会での介護予防と自立支援	保健福祉部介護予防課	19
					32	介護保険サービスの基盤整備	保健福祉部高齢者施策課	13
					33	障害者の社会参加や就労機会の拡大	保健福祉部障害者生活支援課	22
					34	障害者の地域社会での自立支援	保健福祉部障害者施策課	27
					35	地域福祉の基盤整備	保健福祉部管理課	16
					36	生活の安定と自立への支援	保健福祉部杉並福祉事務所	16
		37	国民健康保険及び国民年金の運営	保健福祉部国保年金課	0			
8	安心してくらしを営むために	保健福祉部 杉並保健所 地域保健課	101	国民健康保険事業の運営	国保年金課	34		
			102	老人保健医療事業の運営	国保年金課	6		
			103	介護保険事業の運営	保健福祉部介護保険課	25		
			104	後期高齢者医療事業の運営	国保年金課	2		
			39	地域医療体制の整備	保健福祉部地域保健課	5		
40	暮らしの安全・安心の確保	保健福祉部生活衛生課	12					
41	安全で明るい地域社会づくり	区民生活部地域課	3					

分野番号	分野	政策番号	政策	政策評価表作成課	施策番号	施策	施策担当課	事業数
4	みどりの産業で元気のでる都市をつくろう ～活力とにぎわいのあるまち  産業経済・ 区民生活分野	9	環境と共生する産業の育成のために	区民生活部 産業経済課	43	産業振興の基盤整備	区民生活部産業経済課	2
					44	新しい産業の育成・支援	区民生活部産業経済課	3
		10	商店街の活性化のために	区民生活部 産業経済課	45	魅力ある商店街づくり	区民生活部産業経済課	3
		11	都市農業の育成のために	区民生活部 産業経済課	47	新しい都市農業の推進	区民生活部産業経済課	3
		12	多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために	区民生活部 産業経済課	48	働くひとびとの条件整備	区民生活部産業経済課	2
					51	NPO・ボランティアなどが、活動しやすい環境整備	区民生活部地域課	2
23	区民生活を支える基盤整備	区民生活部 区民課	81	区民生活の情報基盤整備	区民生活部区民課	10		
5	未来を拓く人をつくろう ～生涯にわたって学びあう  自律・教育分野	13	魅力ある学校教育のために	教育委員会 事務局 済美教育センター	52	教育施策の執行体制の確保	教育委員会事務局庶務課	2
					53	豊かな学校教育づくり	教育委員会事務局済美教育センター	16
					54	児童・生徒の健康維持及び安全の確保	教育委員会事務局学務課	6
					55	教育施設の整備・充実	政策経営部営繕課	7
					56	学校教育の環境整備	教育委員会事務局庶務課	13
					57	多様な教育機会の提供	教育委員会事務局学務課	4
					58	就学のための経済的支援	教育委員会事務局学務課	8
					14	地域に開かれ、支えられた教育のために	教育委員会 事務局 教育改革推進課	59
		60	地域への学校開放	教育委員会事務局社会教育スポーツ課				1
		61	学校を核とした地域コミュニティの充実	教育委員会事務局教育改革推進課				1
		15	生涯学習の推進のために	教育委員会 事務局 社会教育スポーツ課	62	生涯学習環境の整備・充実	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	14
					63	図書館サービスの充実	教育委員会事務局中央図書館	2
					64	消費者行政の充実	区民生活部産業経済課	2
		16	地域文化の創造のために	区民生活部 文化・交流課	65	文化・芸術活動の推進	区民生活部文化・交流課	4
					66	文化・芸術活動の基盤整備	区民生活部文化・交流課	4
17	ふれあいと参加の地域社会をつくるために	区民生活部 地域課	67	地域活動の推進	区民生活部地域課	6		
			68	交流と平和の推進	区民生活部文化・交流課	4		
			69	男女共同参画社会に向けた環境整備	区民生活部男女共同参画推進担当課	2		
6	21世紀ビジョンの実現に向けて  区政経営分野	18	区政を支える基盤整備	政策経営部 企画課	70	内部事務等の適正かつ効率的な執行	政策経営部総務課	17
					72	行政財産の適切な取得・運営及び維持管理	政策経営部経理課	7
					73	政治意識の高揚と政治参加の促進	選挙管理委員会事務局	4
					78	効率的で効果的な組織・体制づくり	政策経営部職員課	16
					83	危機管理体制の強化	政策経営部危機管理対策課	2
		19	区民と行政の協働	政策経営部 区政相談課	74	区民と行政の協働	政策経営部区政相談課	4
		20	創造的で開かれた自治体経営	政策経営部 企画課	75	創造的な政策形成と行政改革の推進	政策経営部企画課	3
					76	財政の健全化と財政基盤の強化	政策経営部財政課	13
					77	区民に身近で開かれた行政運営	政策経営部広報課	5
					82	区政相談等の充実	政策経営部区政相談課	0
21	地域と行政の情報化	政策経営部 情報システム課	79	地域と行政の情報化	政策経営部情報システム課	1		
政策番号22及び施策番号1、21、25、29、37、38、42、46、49、50、71、80、82番は欠番							計	606

## 【資料2】外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
おく ま み 奥 真 美	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授
すぎ もと てつ や 杉 本 哲 也	(株)日経ビルサービス 常務取締役
なか むら きょう こ 中 村 香 子	日本公認会計士協会 東京会杉並会副会長
やま もと きよし 山 本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	公立大学法人県立広島大学学長補佐・経営情報学部教授 (財)地方自治総合研究所協力委員

は会長

## 【資料3】平成20年度外部評価委員会の活動

回	日 程	議 事
第1回	平成20年6月2日	(1)平成20年度外部評価の進め方について
第2回	平成20年11月14日	(1)平成20年度行政評価に対する外部評価について (2)平成20年度財団等経営評価に対する外部評価について (3)施設(現場)視察について
第3回	平成20年12月19日	(1)平成19年度入札及び契約に関する外部評価について
第4回	平成21年2月2日	(1)平成20年度行政評価に対する外部評価について (2)個別外部監査テーマ候補の推薦について

## 【資料4】

### 杉並区外部評価委員会設置要綱

平成14年9月6日  
杉政企発第 77号

#### (設置)

第1条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- (5) 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

#### (構成)

第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

#### (会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

#### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課・経理課において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

歩きながら、**元気と文化**が、**すぎなみ**  
生まれる**街**。

平成20年度  
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

20-0139

平成21年3月発行



**杉並区役所**

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>